

インクルーシブ社会研究 7
Studies for Inclusive Society 7

取調べと可視化

—新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学—

Transparency of Interrogation:
Innovative Data Recording and Analysis
by the Human Science

編集担当：稲葉 光行・若林 宏輔
Editor: Mitsuyuki Inaba, Kosuke Wakabayashi

文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
「インクルーシブ社会に向けた支援の＜学＝実＞連環型研究」
社会的包摂に向けた修復的支援の研究チーム

Translational Studies for Inclusive Society:
MEXT-Supported Program for the Strategic Research Foundation at Private Universities
Research on Restorative Support for Inclusive Society Team

2015年 3月

立命館大学人間科学研究所
Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University

まえがき

現在日本では、「取調べの可視化」の実現に向けての議論が大詰めを迎えています。日本の司法制度をより開かれたものとして改革していくためには、取調べの可視化において先行する諸外国の事例を参考にしながら、既存の法律・制度に関わる議論のみならず、心理学や社会学などの知見に加え、近年の技術の進歩などを踏まえた、国際的・分野横断的な議論を進めていくことが必要です。

このような問題意識から、文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」、立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構拠点形成型 R-GIRO「文理融合による法心理・司法臨床研究拠点（法心理・司法臨床センター）」、および立命館大学人間科学研究所・文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「インクルーシブ社会に向けた支援の＜学＝実＞連環型研究」の3者が協力し、国際シンポジウム「取調べと可視化—新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学—」を、2014年7月に開催いたしました。

このシンポジウムではまず、企画者側からの挨拶、情報学者による基調講演、および心理学者による招待講演の後、取調べの可視化において先行するオーストラリアおよび韓国の法学者と心理学者が発表を行い、それらに対して日本の司法実務家が意見を述べるというという形で議論を進めました。最後の全体討議では、日本の法心理学や供述心理学を牽引する研究者が、新しい時代の取調べ技法や記録のあり方に関する議論を行いました。シンポジウム当日は、登壇者のみならず会場からも、海外や日本の現状に関する質問、意見、疑問点などが出され、長時間に渡って、建設的かつ充実した活発な議論が行われました。

本冊子は、この国際シンポジウムの中で行われた、基調講演、招待講演、研究発表、パネル討論、および登壇者とフロアとの質疑応答にいたるまで、すべての企画に関する記録をまとめたものです。これまで日本国内では、司法実務家を中心として、取調べと可視化に関する議論が行われてきました。ただ、法学者、心理学者、情報学者、および司法実務家が一同に介し、さらに国境と学問分野を超えて活発な議論を行った国際シンポジウムは他に例がないと考えて

おります。

その意味で本冊子が、取調べの可視化をめぐる各国の現状や日本の課題について理解を深め、取調べの可視化を含めた日本の司法制度改革についての議論を発展させるきっかけとなれば幸いです。

2015 年 1 月

立命館大学人間科学研究所・
文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
「インクルーシブ社会に向けた支援の＜学＝実＞連環型研究」
代表 稲葉光行

目 次

まえがき	1
開会挨拶 指宿 信（成城大学教授）	5
基調講演	11
多言語・多文化時代の取調べと可視化 稲葉 光行（立命館大学教授）	
招待講演	21
面接技法の向上—被疑者取調べの録音録画がもたらす間接的効果— 仲 真紀子（北海道大学教授）	
第一部 オーストラリアにおける可視化導入以降の取調べ室での取調べ…	37
司会：指宿 信（成城大学教授）	
報告1：Effective social interviewing techniques in high stakes cases: Interviewers' and detainees' experiences ジェーン・デラハンティ（チャールズ・スタート大学教授）	
報告2：Audio-visual Recording of Police Interrogation デイビッド・ディクソン（ニューサウスウェールズ大学教授）	
コメント・質疑応答 コメンテーター：秋田 真志（弁護士・京都弁護士会）	
第二部 韓国における可視化以降の実践的問題と心理学的課題	71
司会：山田 直子（関西学院大学教授）	
報告1：Interrogation videorecording in the new Korean Criminal Procedure Code and the practical Problems with their Performance パク・ノソプ（ハンリム大学教授）	

報告2：Video Recording of Suspect Interviewing in Korea:
Its Lessons and Future Directions

ジョ・ウンキョン（ハンリム大学教授）

コメント・質疑応答

コメンテーター：遠山 大輔（弁護士・京都弁護士会）

第三部 日本における可視化以降を見据えた法学的・心理学的課題…………… 103

司会：中島 宏（鹿児島大学教授）

報告1：取調べはどのように失敗するのか？

～録画・録音記録を用いた相互行為分析の可能性～

高木光太郎（青山学院大学教授）

報告2：日本における取調べ可視化の現状と課題

渕野 貴生（立命館大学教授）

コメント・質疑応答

コメンテーター：小坂井 久（弁護士・大阪弁護士会）

第四部 全体討議…………… 143

司会：指宿 信（成城大学教授）

指定発言者1 浜田寿美男（立命館大学教授）

指定発言者2 仲 真紀子（北海道大学教授）

閉会挨拶 サトウタツヤ（立命館大学教授）…………… 162

指宿 信（成城大学教授）

指宿 おはようございます。ただいまより、日本学術振興会科学研究費・新学術領域「法と人間科学」、立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構・文理融合による法心理・可法臨床研究拠点、ならびに立命館大学人間科学研究所インクルーシブ社会に向けた支援の＜学＝実＞連環型研究、3者の共催により『取調べと可視化』の国際シンポジウムを始めさせていただきます。私、開会挨拶をさせていただきます指宿と申します。開会にあたりまして、ご支援たまわりました、協賛、後援をたまわりました各諸団体に御礼申し上げます。本日は「新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学」と題しまして、午後6時までの長時間にわたって、海外からのスピーカーも交えて、取り調べの可視化のあらゆる論点について検討し、討議をしまいる所存でありますので、是非最後までご参加いただきますようお願いいたします。

さて、この写真はシドニーの警察の取り調べ室です。録画システムが右下にあります。これは京都弁護士会の有志と指宿が訪問した時のものです。こちらは、イギリス、マンチェスター警察の取り調べの録画装置、これはニュージーランド警察のビデオ時代の取調べ録画装置、もうすでにDVDに変わっております。こちらは合衆国イリノイ州のシカゴですね。今日の事務局長を務めている立命館大学の若林さんと取調べ室にお邪魔したときのものです。これは韓国・ソウルの検察庁の取調べの録画風景でございます。

最終的に日本にもこうした録音・録画装置が導入されています。これは検察庁の広報用の写真ですが、すでに試験的、あるいは内部的な運用として日本でも始まっていました。今月、最終的に法制審議会の特別部会という新しい時代の検証をデザインする案を検討しているところで、最終的に録音・録画の範囲についての提案が固まりました。これが今後、立法府に送られるんですけれども、簡単に申しますと、日本では法律で今後、警察と検察における裁判員裁判対象事案の事件が義務的に録音・録画されるということになりました。また検察の独自捜査事件でも録音・録画されるということになっています。た

だし、(スライド2)の真ん中及び右側で示されていますように、身体を拘束されていない事件では録音・録画が任意であるということになっていきますし、参考人や目撃証人につきましても、これも運用で行うということになっており、法律では定められてはおりません。しかし、ともかくも日本でも録音・録画が法律で定められる時代となったわけでありますので、これは本当に、奇しくもこのシンポジウムがこの7月にあるということは偶然とはいえ、象徴的な催しであるということを確認しております。

今、ご紹介させていただきましたような世界の録音・録画風景ですけれども、簡単にこれを概念図として表しますと、大体このようになるといえます(スライド3)。縦軸は録音・録画をする範囲、取調べの中で最初から最後まで録音・録画をしますと縦軸、Y軸は上昇しまして、上の方になります。X軸、横軸はどの程度の犯罪が取調べの録音・録画になっているかということを示すものです。X軸が右に行けばいくほど、沢山の犯罪、沢山の事件が録音・録画の対象になるということで、私はこれを可視化マップと呼んでいます。日本は先ほどご紹介しましたように裁判員事案だけ、あるいは特捜部、検察の独自捜査事件だけ全部録音・録画するということですので、極端に左上にかたよった形で録音・録画されます。これに対して例えば、イギリスのようにあるいはニュージーランドのようにどんな事件でも録音・録画するということになると、右上の方に位置するということになります。ヨーロッパや韓国、オーストラリアやアメリカなど、このようにとりあえずマッピングしてみました。ご承知の方もおられると思いますが、この5月にアメリカ連邦の捜査機関がすべて録音・録画するということになりましたので、日本よりはやや広い範囲で録音・録画すると。この7月11日からFBIでもすべての事件を録音・録画するということになっております。

さて、本日のシンポジウムの目的は大きく分けまして2つあります(スライド4)。一つはこの主催の母体であります新学術領域というのが「法と人間科学」という名前のもとで沢山の研究者、およそ50～60人くらいの研究者が5年間にわたって法学と心理学の融合的なアプローチで研究を進めるということですので、本日は是非、法学のみならず心理学の知見を加えた捜査や弁護の実務、録音・録画の技法、あるいはその結果の利用、そうしたものについて討議がで

きると素晴らしいなと思っております。2つ目は言うまでもありませんけれども、海外スピーカーをお招きした午前中のオーストラリアのセッション、午後の韓国のセッション、こちらは録音・録画問題に対して国際的な視点で、考えてもらいたい、議論を進めたいということです。えてして法律学での議論、あるいは法曹界での議論は法学的、規範的な趣向で考えてしまいがちですが、経験科学の知見によって、そうした規範学の考えの及ばないところ、及ばない部分についての考察は不可欠であろうと思います。どのセッションも法学のスピーカーと心理学のスピーカーそれぞれお願いしておりますので、第一の目的、第二の目的、両方満たすようにデザインされているところでありますので、聴衆の皆様も是非この観点から取り調べの録音・録画について、考察を深めていただきたいという風に願っております。

さて、いよいよ日本も録音・録画が法制化されるということで、今後、いわゆる可視化について、どんな将来が待っているのか、そういうことについても未来志向で私どもは考えていという風に思っております。ここでは3つの観点を紹介したいと思います(スライド5)。一つ目は、可視化のテクノロジーです。どのようなメディアで、どのような機材で記録するのか。どれぐらい保管するのか。そしてそうしたメディア、記録されたものにどのようにアクセスし、利用するのかというテクノロジーの問題、これは大変大きな課題であります。

二番目は可視化の心理学ですね。撮られた映像にどのような影響が生まれるか、これを見た捜査官、裁判官、あるいは市民の裁判員といった人たちに偏見などが生まれないか。あるいは任意での供述を引き出す尋問技法としてどういうものがあるか。これは心理学の検討を待ちたいと思います。

最後は可視化の法律学ですね。どのような取り調べが記録されていれば、任意だと信用できるのかということが法律学で問われています。これまでは調書に基づいて任意性や信用性が検討されていましたが、今後は記録媒体に基づいてそうした任意性、信用性が判断されることになります。また法廷では、他の目的でも録音・録画が利用されると思われます。そうした範囲についても我々はどこまで許していいのかということを法的な観点から議論する必要があると思っております。大変長いシンポジウムになりますけれども、お昼休みも含めまして、最後までご参加いただけますよう、主催者を代表しましてご挨拶申し

上げます。どうもありがとうございました。

取調への可視化
～学際的・国際的視点から考える～

Interdisciplinary/International
Perspective for Visual Recording of
Suspect Interview

指宿 信(成城大学)
Prof. Dr. Makoto IBUSUKI
Seijo University, Tokyo, Japan

20th July, 2014
At Suzaku Campus, Ritsumeikan University, Kyoto

1

可視化範囲

Range of the recording for
interrogation/interview

被疑者対象 Suspect	参考人 Witness	第三者 目撃証人 Eyewitness
身体拘束事件 Custodial suspect 裁判員裁判 対象事件 Lay Judge Trial cases	非拘束事件 Non-custodial 在宅事件での 取調べ、任意 取調 Voluntary interrogation	
警察段階 Police 検察段階 Prosecutor	可視化範囲 Mandatory Recording	可視化対象 とされず Non Recording/P ractical Discretion based
	非可視化領域 Voluntary Recording 独自捜査事件 Special cases	可視化対象 とされず Non recording/P ractical Discretion based

2

世界の可視化情勢

World Mapping for Visual Recording

3

趣旨と目的

Purpose of this Symposium

- 法学と心理学の融合(学融的アプローチ)・・・法と人間科学の必要性・重要性 → 捜査・弁護実務、公判審理に対する学際的な示唆を得る
 - Implication from Inter-Disciplinary Approach by Law and Psychology to the investigation/criminal defense and criminal trial practice
- 可視化問題に対する国際的視点・・・可視化技術や尋問技法の比較 → 捜査・弁護実務、公判審理に対する国際的な示唆を得る
 - Implication from Comparative Study of Visual Recording in the Interrogation Room to the investigation/criminal defense and criminal trial practice

4

可視化の将来

What' next for visual recording?

- 可視化のテクノロジー(撮影、メディア、保存保管、アクセス)
 - Technology: angle, media, preservation, accessibility
- 可視化の心理学(偏見、尋問技法)
 - Psychological perspective: bias, interrogation method
- 可視化の法律学(完全性、利用目的)
 - Legal perspective: legitimacy, purpose

5

基調講演

稲葉 光行（立命館大学教授）

稲葉 皆さん、おはようございます。立命館大学法心理・司法臨床センターの稲葉と申します。本日は基調講演ということで大変な大役を仰せつかりましたが、私も実は主催者の一人で、本日主催している主催者の中の法心理・司法臨床センターおよび私大戦略のインクルーシブ社会の実現に向けた〈学＝実〉連環型研究プロジェクトの代表をしております。そういう意味では基調講演という意味では招待されたというよりは、最初にシンポジウムの開始にあたって全体に関わる話をしてくれということで、仰せつかったという風に考えております。私は実は、基調講演ということをこういうシンポジウムで仰せつかりながら、専門は法律でも心理学でもなくて、元々の専門は情報科学です。情報科学、あるいはコミュニケーション学というのを勉強しております。今日はそういう意味で、本格的に法と心理学の議論に私の話の後に入っていくと思いますが、その前座という位置づけでコミュニケーション学、あるいは文化心理学といった視点から、取調べと可視化について意見を述べさせていただければと思っています。

本日の私の話ですが、2つの課題について、私なりに考えたところをご紹介します。一つは日本で取り調べ、可視化がなぜ必要かということですね。これは先ほども申し上げました通り、私は法律の専門でも心理学の専門家でもないの、コミュニケーション学、あるいは文化心理学的な視点から、取調べ、可視化がなぜ必要なのかということを議論させていただきたいと思います。もうひとつは可視化が実現した後、何を我々は考えなければいけないのかということを少し意見を述べさせていただきたいと思います。

まずですね、最初に私が具体的な事件に関わる事例のお話を、この後させていただきます。その前に背景となるところをお話したいと思うんですが、私自身は日本人で日本にいながら、日本は単一民族、単一言語、単一文化の国だという風にずっと思ってきたんですが、実際は日本は多言語、多文化の国ではないかという風にある事件の検証を通して思うようになりました。まずその、

日本が多文化、多言語の国であるという一つのデータですけれども、法務省のデータによれば日本には外国人が毎年、平成 25 年には 1 千万人を超える外国人が入国しています。外国人が沢山入ってきているということですね。日本語を解さない方々が沢山来ておられて、さらに日本に住んでおられる外国人の方も平成 25 年で 200 万人を超えているということで、単一民族、単一言語の国というには、そう言えない状態になってきていると思います。さらに、日本人、皆日本語を普通に話して理解するのかというと、実はそれはなかなか難しいということを最近強く思っているんですが、これは国立国語研究所が作った方言文法全国地図（スライド 2）というものです。例えば、色んな言葉について、国立国語研究所は作っているんですが、「起きる」という言葉、朝早く起きるの起きるという言葉ですね。起きるという言葉についてどういう言葉があるのかとずっと全国を調べたものです（スライド 3）。ちょっとこれだけでは、どれだけ多様なのか分かりにくいですが、これが国立国語研究所が出している「起きる」という言葉、朝早く起きるの起きるというのを何と言いますかと聞いたところ、その中には「おくじょう」とか、何と読んでいいのか分からない単語が何十種類、数十とおりの言い方があります。これだけ日本は方言に富んだ国で、当然違う地域の人たち、違う方言を話す人たちの間でコミュニケーションがうまくいかないということが起きうることが十分考えられます。そういう意味では日本の中では日本語を解さない外国人の方も沢山おられますが、日本の中でも、言葉も非常に多様であるということがこれでわかりいただけるかと思います。

次に、ある選挙違反事件の再検討の事例を紹介します。この言葉の問題、日本の国内の言葉、あるいは文化のことを考えるきっかけになったある選挙違反事件、おそらくこの後、何の事件かすぐにお分かりになるかと思いますが、私は担当の弁護士から事件の名前を出さないでくれと言われていたので、ある選挙違反事件という風に申し上げますが、これについて我々のグループが直接インタビュー等で収集したデータをもとに少し考察させていただきたいと思います。申し遅れましたが、この事件に関わるお話をするときに資料等を配っているのかと、担当弁護士にお伺いしたら、資料を配るのもやめてくれと言われていたので、大変申し訳ないんですが、今日のシンポジウムは私の資料は配布なし

ということにさせていただいております。おそらく本日は司法関係の先生方が沢山来られていると思いますので、ご理解いただけるかとは思いますが、資料なしで発表させていただきたいと思います。

ある事件というのは、これは見た瞬間にここにおられる方は何の事件かお分かりになるかと思いますが、公職選挙法違反の事件ですね。13名が起訴されて、6名が捜査、取り調べの過程で容疑を認めた、自白したんですが、ところが公判になって全員が無罪を主張した。色んなことがありましたが、供述調書が唯一の証拠とされていながら、本人たちが全員無罪を主張したということで、供述調書の信用性を否定して、被告人全員が無罪となったという事件ですね。これは何の事件かすぐにお分かりになると思いますが、この事件の再検討の過程で我々も関わって、私達も関わって調査もいたしました。これが現地で撮った写真なんですけど、事件の起きた場所というのは、山間部と言いますか、森に囲まれた10軒ぐらいしか家がないような山村のところでこういう事件が起きたということですね。

この事件を再検討する背景になったのが、この事件の参考人として取り調べを受けたAさん、仮にAさんとしませんが、Aさんに関して、心理学的な鑑定をしていただけないかと我々のグループに依頼がありました。このAさんというのは先ほどの森の中という山村地域で育って、日頃はその地域の方言を話して、その他の地域と標準語で話すという方です。この方が公判前に事実確認を、弁護士の方が事実確認をして、こういう事実でいいですねということで公判にのぞんでも、本人が違うことを言ったりするということで弁護人はこの人、大丈夫かなというか、どういう人なんだろうと不思議に思っておられたということですね。それで、Aさんの心理学的能力が何かコミュニケーション上の問題を起こしているのではないかと、少し詳しく調べてくださいと言われてのが、この事件のAさんを含めて色々な方々、あるいはこの集落について調べるきっかけです。

私自身はここに立ちながら、全然どういうものか詳しく分かっていないんですが、この会場におられるある心理学者の先生が心理テストを行いました。結果としてはAさんに関しては軽度の知的障害の水準にある、ある知覚方面での弱さが認められたという、詳しくは申し上げられませんが、こういうことが

分かりました。心理学的には問題があるという結果でしたが、その心理テスト以外にですね、我々も A さんと話をしていて、やり取りに困ることがありましたので、語彙テスト、それも供述調書の中に書いてあった単語をご本人に理解できますかと、もう一回確認をするテストをしました。任意の意味、任意という言葉ですね、任意という意味が分かりますかと質問をしたところ、A さんは任意ってわかりませんと答えたんですね。普通に会話はできる方なんです、分からないという風に言いました。聞いたことはありませんかと尋ねたところ、聞いたことはありませんという風に言われたんですね。任意同行はどうですかと聞いたところ、任意同行は分かりますという風に言われて、任意同行の意味は何ですかと聞いたら、ちょっと話があるから警察に来てお話をしてもらえないですか、あれでしょ、という回答があったということですね。具体的な経験の話はできていますけれども、任意ということ、抽象的な概念は全く理解されていなかったということですね。

さらに同じ地区出身、同じ地区に住んでおられる別の方に同じようなテストをさせていただきました。逮捕事実というのは分かりますかと聞いたら、よう分からんと、これは調書の中に書いてあって、ご本人たちが取調官に読んでもらって理解をしてサインをしているはずなんです、中に書いてある単語について実は全く分かっていなかったということですね。解任するというのは分かりますかと聞いたら、弁護士か何かを解任するのかと文章をパッと言うんですが、警察に来てから聞いたことだけど、これもよく分からない。具体的なことは言えるんですが、抽象的な説明はできないということですね。これは、先ほどの A さんではなくて B さんという別の方なんです、やはり抽象的なところは分からないけれども、具体的なところだけで理解しているというか、具体的な経験は語れるけれども、抽象的なところは弱いという共通点があるのかなと思います。

これは別の同じ地区の C さんですね。やはり調書の中に書いてあった、光熱費はどういう意味ですかというと、自分の金で払っていました。どういう金ですかというと、働いていましたからと、これは実は方言も混ざってもしどろもどろのやり取りでしたが、基本的にはこういうことを言われました。光熱費はどういうお金ですかと聞いたところ、振込と言われたということで、自

分がやっていることは答えるけれども、光熱費がどういう意味かということを書えられていないということですね。

さらに、事件とほとんど関係ない話題に関する認知テストをしました（スライド4）。太陽はどちらの方角から昇りますかとAさんに聞いたんですね。Aさんは東と言ったんですがBさんは南じゃないか。Cさんは色々あるからねという答えが帰ってきました。Dさんは東、Eさんは西と思います、と答えたということですね。

色々あるからね、というのも最初、全体を見て非常に我々としてはよく分からなかったんですが、先ほどの山村地域に行きますと、確かに山の中にいるので、東西南北というよりも、どの山がどうかということが非常に重要なのではないかという気がしまして、この方の言い方も地図によって微妙に太陽の昇る位置は違う、山の位置関係からすると微妙に違うということからすると、非常に科学的な答えではないかという気もいたしました。

事件とは全く関係ない別の質問なんですが、水は何度で沸騰しますかと聞くと、分かりませんと答えられた方が結構おられて、5名の中で2人の方が70度と答えられました。この方々は普通に生活をされて、普通に日常会話を我々とも全く問題なく、方言のことはありますが、問題なくできているように見えるんですが、時々変だということでこういうテストをすると、我々と結構違う世界に住んでいるんじゃないかと思うぐらい、こういう水が何度で沸騰するかも分かっていないようなところで生活をされているということです。

これまでの我々のインタビューやテストの結果、抽象的な思考と具体的な思考という違い、事件に関わった方々は抽象的な思考よりも具体的な思考をベースに生きておられるのではないかと思いました。これ（スライド5）は参考となるルリアという心理学者が行った、言語と思考の関係に関する実験で、中央アジアで行った実験ですが、「雪の降る北極では熊は全て白い。何とかという地名は北極にある、そこの熊は何色をしていますか」と中央アジアのウズベギスタンのある方に聞いたんですね。そしたらその方はそんなところに行ったこともない、熊も見たこともない、問いに答えるためにはそこへ行って熊を見ないと答えられないんだけど、私は行ったことがないから答えられないと言ったということです。非常にトンチンカンなやり取りではありますが、具体的な思

考の中で生きておられる方はこういう返答をする。これは知的に問題があるのではなくて、そういう思考の世界、そういう文化の中におられるということですね。

もうひとつ参考となる、似たような実験ですが、コールとスクリプナーが別の地域で行った実験ですが、質問としては、「蜘蛛と黒鹿はいつも食事を一緒にします。今、蜘蛛は食事をしています。黒鹿と一緒に食事をしていますか」と聞いたら、村の長老が「2匹は森にいたのか、2匹は一緒に食事をしていたのか」と逆に質問をしてきたので、最初の質問を繰り返したんですね。結果的にその長老は、そこにいなかったからどう答えればいいんだという話を返してきた。こういう具体的な思考の文化の中で答えているということですね。それで話がかみ合わないということです。

こういうことを色々考えると、先ほどのある選挙違反の件も、捜査の過程で文化の違い、言葉の違いのギャップがあって、結果的には取り調べがうまくできなかった、取り調べが失敗した、司法によるコミュニケーションが失敗したと言えるのではないかと思います。これだけ違う世界、言葉も違うし、文化も違う方々は、取調べの過程で相当問題が起きたんだろう、コミュニケーション上の問題が起きたんだらうと思いましたので、読み聞かせ、調書をちゃんと取り調べ官が読んで聞かせたのか。聞かせたとはとても思えないという疑いがあったので、伺ってみました。Bさんの場合は、取り調べの時に読み聞かせがあったんでしょうかと聞いたら、調書を見せて、ここを書きなさいと言われただけ、サインしなさいと言われた。分からない言葉があっても丁寧に説明することはなかった。調書が何なのかわからずにサインしていた、させられていたということですね。これだけ文化が違って、コミュニケーション上の問題があったら、取調官もこうせざるを得ない状況だったのかもしれないですけど、本当はその前に止めるべき、前に進めるべきではなかったんだらうという風に思います。Cさんのケースも、読み聞かせというのは、Cさんの場合は読み聞かせはあったけれども、自分が喋っていないことも書いてあった。怒って違うというと言ってもどんどん書いていっていた、難しい言葉があったけれども、分からないまま進んでいたという答えですね。Eさんの場合は、何を聞かれているのかわからなかった。分からないのでサインをしなかった。言っていないこと

も書いてあったので、サインをしなかったら、調書は警察が作るものなので、お前は関係ないんだと言われたと、これも雑談の中でこういうことを言われていました。それで読み聞かせはあったんですかと聞いたら、そう言えば、そういうことはなかったねと言われました。ですから、読み聞かせはせずにサインをしていた。我々からすれば、雑談の中ですが驚くべきことの証言を得ました。

こういう今までの話をまとめて図にしてみました（スライド6）。方言と方言による思考の世界、あるいは標準語と標準語による思考の世界、あるいは司法の言葉とその世界、司法の言葉による思考の世界というのがあって、それらがギャップがありまくって、色んな問題が起きたけれども、それを無理矢理、手続きを進めてしまったというのがこの事件の問題だったのではないかと。どういう手法がいいのか、理想的な手法というわけではないんですが、たまたまハワイで女性刑務所と言いますか、矯正センターに伺った時に、所長から伺った話なんです、ハワイ州では犯罪に手を染める人は人種が多様で、色んな人種がいて色んな言語を話す人たちがいて、取り調べる側も沢山、人種も文化も多様で、できるだけそれらがマッチするように言葉の問題とか、文化が理解できなくて取調べができないということがないように気を付けているというお話を伺いました。こういう社会もちゃんとあるんだと思いました。

最後のまとめに入ります。取調べの可視化の議論はそれ自体が大事なことだと思いますが、取調べの可視化が単にできればいいというよりも、それをやってさらにその中で色んな文化、あるいは言葉の衝突が取り調べの可視化によってどんな問題が起きているのか分かると思うんですが、それらをきっちり分析して、そういう問題をできるだけ解消していくような取り組みを行うべきだという風に思います。それによって、取調べ、あるいは司法プロセスがインクルーシブな方向に向かっていくのではないかと思います。それによって将来的にはインクルーシブな、多様な言語、多様な文化を持った人たちがちゃんとコミュニケーションして理解し合えるような社会になるのではないかと思います。ということでご清聴どうもありがとうございました。以上で私の発表を終わります。

RITSUMEIKAN

取調・べと可視化シナジウム
2014年7月20日
立命館大学法系キャンパス

多言語・多文化時代の
取調・べと可視化

Transparency of Interrogation
in a Multilingual and Multicultural Era

立命館大学
R-GIRO法心学・司法臨床センター
稲葉 光行

Mitsuaki Inaba
Center for Forensic Clinical Psychology
Ritsumeikan University

[illegible]

R

ある選挙違反事件の再検討
(Re-examining a case on violation of election law)
～元被告人に対する認知テスト(Cognition Testing)～

Q.太陽はどちらの方角から昇りますか？
From which direction does the sun rise?

- Mr. A
 - 東から (from the east.)
- Ms. B
 - 南ではないかな (May be from the south.)
- Ms. C
 - いろいろあるからね (It depends on the season.)
- Mr. D
 - 東から (from the east.)
- Mr. E
 - 西だと思います (Maybe from the west.)

4

R 参考：ルリアによる三段論法の実験
Alexander R. Luria's Experiment on Syllogistic reasoning

- 実験者：「雪の降る極北では熊はすべて白い。ノーバヤ・ゼムリヤは極北にある。その熊は何色をしているか？」
 - EXPERIMENTER: In the far north all bears are white. Novaya Zemlya is in the far north. What colors are the bears there?
- 被験者：「北の方へ行ってもなければ熊を見たこともない。その間に答えるためには、北の方に居たことがあつて熊を見たことのある人にかけてみるしかない」
 - SUBJECT: But I don't know what kind of bears are there. I have not been there and I don't know. Look, why don't you ask old man X, he was there and he knows, he will tell you.

R. Luria (1971)

R 司法におけるコミュニケーションの失敗モデル
Communication Failure Model in Forensic Context

The diagram illustrates the communication failure model in forensic contexts, showing the relationship between language levels and thinking levels.

Language Levels (Left):

- 法廷言語 (Courtroom Language)
- 標準語 (National Language)
- 方言 (Local Language)

Thinking Levels (Right):

- 「法廷言語」思考 (Courtroom Lang. Thinking)
- 「標準語」思考 (National Lang. Thinking)
- 「方言」思考 (Local lang. Thinking)

Contextual Factors (Top):

- 文脈 (Context) - Prefecture X
- 国語 (National Language) - Western Japan
- 日本語 (Japanese) - Japan

Socio-Cultural Context (Bottom):

共に織り込まれた社会的文脈 (Intertwined Socio-Cultural Context)

The diagram is structured into two main levels: **Logicial/Formal** (top) and **Empirical/Concrete** (bottom), connected by a vertical double-headed arrow.

招待講演

仲 真紀子（北海道大学教授）

仲 北海道大学の仲と申します。今日はどうもありがとうございます。私も、26の研究班でおよそ60人の研究者が一緒になって「法と人間科学」というプロジェクトを進めています。そのプロジェクトについて、面接技法の向上、被疑者取調べの録音・録画、本日は可視化ということがテーマですので、可視化、録音・録画がもたらす間接的な効果ということで面接技法の話をさせていただきたいと思います。今、申し上げました「法と人間科学」というプロジェクトでは26の研究班、60名近くの研究者がこぞって研究をしている、その領域には4つありまして、法意識と教育、捜査手続き、裁判員裁判そして司法と福祉、こういう観点から研究を進めています。この中でも捜査手続きの中の取調べの可視化というのは大変大きな問題で、私どもも注目してきたところです。今日の30分の話ですが、可視化する、可視化ということに焦点を絞りまして、可視化することの利点と問題点、いわゆる議論されてきた利点と問題点、そして、これまでの取調べの指摘されている問題、それから可視化がなかった時代から、可視化へと段々進んできた、その道のりで心理学者が見た道のりということについて少しお話をさせていただき、それとともに進んできたのはより良い面接技法、単に録音・録画するだけではない、録音・録画するということは、適切な面接法で被疑者なり参考人なり、あるいは被害者から話を聞くということを含んでいる、それをセットで考えていくのがいいのではないか、そんなことで可視化への道のりより良い面接技法の話をさせていただきます。特にその道のりの中で大きな役割を果たしたのは警察庁での取り調べの高度化研究会、それから警察大学校での取調べ技術総合研究センター、研修センターなどでの活動、そして、法務省の法制審議会などがあるかなと思って、少し触れたいと思います。

私の研究領域は、実験心理学に基づく、子どもから特に被害にあった虐待があると、色々な犯罪の被害に遭った子どもさんからどうやって正確な情報をより多く引き出すかという面接研究なんです。この面接研究が実は被疑者か

ら話を引き出す時に少し生かせるところがあるのではないかと考えております。そういうような観点から研究を行ってきた、そのうちの2つの種類の研究、得られる情報の量と質の問題、それから面接自体に関する見方の問題、面接でどういう情報を引き出したらいいのか、そういうことに関する研究を少し紹介したいと思います。ですので私の元々のメインテーマは子どもからの事情聴取なんです、被疑者からの話を聞くということもその内容に少し入ってくるのではないかなと思います。

まず、可視化の利点ですけれども、録音・録画することで、被面接者が話したことというのを正確に記録することができる。沢山話しても、多くの情報が得られてもそれが全部漏れることなく記録することができるという利点があります。ある研究によりますと、記録しないと、3分の2が失われてしまう。単にノートを取るだけですと40%が失われる。60%が失われる、そういう研究もあります。また、録音・録画することによって、適切な面接への動機付けができるのではないかと、不適切な面接を抑制し、そしてより適切な仕方では話を聞くことで、被疑者も守られるし、取調官も守るということがあるのではないかと。検察と書きましたが、警察も検察もまた子どもから話を聞く児童相談所の職員もという話になります。また、録音・録画があれば、後で分析・検証できるということがあるかと思います。任意性の判断の材料に使ったり、効果的な面接や訓練の材料にしたり、また誤判があったという時には、誤判の原因の分析や防止策を見出すためにも使えるのではないかと。

一方、こういうところが問題であるということも多く議論されてきたんですね。これは法務省で出されました、「被疑者取調べの録音・録画の存り方について」という文書から取ってきたものなんです、当初、これは2010年のものですが、捜査手続きが制限されるのではないかと、例えば調書を作成しない前提で供述を得た後、調書を作るように説得するような、そういう方法が使えない。まずは自白を求めて、そこまでは調書を作るということはあまり言わないで、後で作っていく。あるいは取調官が自分のプライバシーを話して、私にもこういう体験があるんですよ、そんなことで関係性を持って相手から話を聞き出す。プライバシーを話して情報を得るという方法が使えなくなる、そういうことがこの文書には書かれています。また、録画があると、取調官が見

張られているという感じがあって士気が下がるのではないか、また被疑者自身が撮ってもらっては困る、恥ずかしいことだから撮って欲しくはない、あるいは組織犯罪で報復を恐れて撮って欲しくない、そういうことがある。また、被害者、あるいは関係者が望まない、例えば被疑者が語る被害者の色々な言動というのが被害者にとってはつらいことであり、それが録画に残るのを望まない、そんなことがあると書かれています。

ただ、この2つの考え方、左の方が利点でしょうか、右の方がその問題と比べてみますと、その利点、問題点というのが必ずしも1対1で対応するとは限らないんですね。左側はどちらかというと正確な記録を取るためのものとして、面接を位置づけている、定義づけている。可視化を行うということは、どんな情報、被疑者、あるいは参考人が嘘をついていても、本当のことを言っていないくても、あるいは本当のことを話していても全部情報である。その面接室で語られることを全部もれなく集めて、後でその真偽を検討する、いわゆる情報収集アプローチとして捉えることができるのではないかと。右側の方は、やはり従来型の自白を取って、自白を取ることが重要で、その後、また、被疑者なりその他の参考人が知っている情報を得るということになる。自白を取ることになりますと、まずは説得をして、話すように色んな手練手管を使って、自白を求めて、その後情報収集をしていくというやり方も必要になる、そんなことを反映しているような問題点ということになるのかと思います。下にカメラが妨げとなる自白追求アプローチと書いたんですが、そういうような面接に対する見方があるのかなと思います。

ところが、そういった右側のような自白追求だけでいくということは全くないと思うんですが、そこだけを取り上げていくと、色んな問題が起きることもある。可視化の議論の原因となったいくつかの事件というのは、最近起こった足利事件であるとか、志布志事件であるとか、氷見事件であるとか、あるいは障害者郵便制度悪用事件と呼ばれているんですかね、こういう事件があると思います。どれも2009年、2007年、2007年、2010年あたりに終わっていて、その後、可視化の議論が出てきたと思うんですね。私は、その警察庁の取り調べの高度化に関わる研究会に委員として参加させていただきまして、色んな話を聞かせていただくということがありました。その中で事件のそういった被疑

者になられた方、それが実は冤罪であったと分かった、そういう人たちから話を聞くという機会がありました。足利事件の方が見えたり、これは志布志事件の被疑者になったという方です。ちょっと読み上げますと、自白を追求する、情報を得ると言ってもどうしても自白に制約された形での情報収集になってしまふというのがよく表れているかなと思います。これはご本人の話ですので、全部が全部事実かどうかということは置いておいて、被疑者であった方はこんな風に捉えておられていたということです。最初から犯人扱いだった、認めろ、やっていないと言っても耳に留めてくれない。答えず黙っていると、壁をペンでトントンと突く。机を足で蹴飛ばしてもう少しで身体に当たりそうだった。ポリグラフに掛けられ出ていると言われた。やっていないと言っても、捜査官が補助官にこれを見せろ、きれいに写っている、嘘をついていると言われてしまった。認めたら帰れる、認めないと地獄に落ちると言われた。認めろ、お前が認めなくても皆認めている。お前が認めなくても同じだと言われた。そんなことでやりましたと言った。抵抗をやめて一回やったと言った。すると一回ではないだろうと言った。二回ですか、違う。三回ですか、違う。四回ですか、そうだ分かっているだろうと言われた。お金ももらっているだろうと言われて、一万ですかという、いや、ハンパではない。二万ですかという、違う。三万ですか、そうだ。翌週は六万だと。取調官からヒントをもらいながら作っていくということになるんですね。これは最終的には冤罪だという風に分かったので、被疑者は虚偽の自白をしていたということになります。

もうひとつの氷見事件、これも同じような構造を持っています。最初から犯人扱い。なぜここに連れてこられたのか分かるな。あの日何をしたのか、と聞かれる。机をバンと叩き怒鳴る。一方的に責め続けられる。恐怖でいっぱいになった。三回目の取調べ、聞いてくれず、暑く気を失ったが終わらない。母の写真を所持せ、やっていないと言えるかと言われる。姉も認めている、お前がやったんだと言われ、はいと言ってしまった。逮捕後はひっくり返すな、はいか、うんしか言うなと言ひ、否認したら怒る。今後一切、ひっくり返しませんという上申書を書かせられた。ここで認めるわけですね。そしたら、その後はこの枠組みの中での情報収集が行われている。例えば、ブラジャーの色を聞かれる、強姦なんですね。ブラジャーの色を聞かれて、白と言うと違う。何度

もやり取りをして、黒ということになった。どんな刺繍があるかと聞かれ、刺繍があるんだなと思って、花と答えたら、当たってしまった、そうだなということで、それで決まった。想像できないことは教えてもらった。こういうことなんですね。これはみんな冤罪だったということになるんです。

そういうことの反省があって2010年2月に捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会というのが警察庁で作られました。これは12人の委員が入りまして、学者、法学者、社会学者、心理学者、元検事さん、裁判官、警視庁、弁護士さんであるとか、こういった方たちが12人委員になったわけです。全部で23回の会合が行われました。私は心理学者ということで参加させていただき、本当に心理学の技法も役に立つんですよと、毎回毎回申し上げさせていただいたことがあります。2012年2月に最終報告書が作られ、この時点では半分の委員は可視化を進めて行ったらいい、心理学の観点から言えば、取調べの技法というんでしょうか、面接技法も上達させていきながら、面接を録音するのが大変有効であるという立場に立っていたんですが、半分は従来型の取り調べ、カメラを入れたら損なわれるものが多いという立場だったんですね。それで両論併記ということになったんですが、その一か月後、2012年3月に警察庁から出されました捜査手法、取調べの高度化プログラム、これはネットで落としてくることができるので、数ページ、3～4枚の文書なんですが、大変今後の未来に向けての素晴らしい展望が述べられていまして、それは対象事件も拡大していこう、裁判員裁判対象事件、知的障害を有する被疑者の取り調べだけでなく、否認事件等にも録音・録画を拡大していこう。それでこれは大変嬉しかったんですが、取調べ技術の体系化と研修、訓練の充実、心理学的な手法を取り入れることによって、取調べ技術の体系化を図っていこう、そんなことが述べられていました。もちろん、その科捜研、科警研、色んなところがありますから、そういうところで心理学者の背景を持たれる研究者の方たちの努力というのがあると思います。私も研究会の中では、心理学を取り入れた取り調べはすごく重要だと思います、こちらはブル先生がお書きになった『犯罪心理学ビギナーズガイド』、ここにはイギリスのPEACEモデルと言われる情報収集アプローチが分かりやすく出ているんですね。その本を翻訳しまして、委員の先生方に読んでいただきましたり、後は日本学術会議とい

う学者による会議があるんですが、そこで提言を作りまして、お配りしたりしました。また、私自身も PEACE モデルのことについて、もっと勉強したいと思ひまして、イギリスのサセックス州で3週間被疑者取り調べの研修を受けさせていただいて、その内容をご説明したりしました。大変、そういうこともよく聞いてくださひまして、プログラムという先ほどの数枚の文書が出た後、2012年の12月に警察庁から取調べ（基礎編）、これは参考人を対象にするということなんですが、取り調べ技法を表す教本が出てきたんですね。この下の図がそうです。これもダウンロードすることができますが、これはいわゆる認知心理学の技法、知見に基づいた認知面接という手法が取り入れられています。ざっくり言ひますと、本人に沢山話してもらって情報収集しようという手法なんですね。さらに2013年の5月には警察大学校の中に取調べ技術総合研究・研修センターというのができて、幹部になられる方たちにこういう技法のトレーニングが行われているということがあります。法務省では、法制審議会で拡大の今、この間議論、結論、報告が出されたということがあるんですね。

こういうような流れの中なんですが、私どもは北大で司法面接研修というのを行っています。これは、先ほども言ひましたような被害を受けた子どもさん、被害を受けた可能性のある子どもさんからどういう風に事情聴取すればいいかのトレーニングを行っているんですね。被害児童がいれば、かわいそうになと思って、こういうこともあったんじゃないの、ああいうこともされたんじゃないのと聞いてしまひがちなんですが、それも誘導になって誤った情報を作り出してしまふということにもなってしまひます。そうではなくて、できるだけオープンに自発的な報告を得るとというのが司法面接と言われる面接法です。こちらは、受講者を表しているんですが、2008年からトレーニングを始めまして、2011年、ピンクのところは福祉、ソーシャルワーカー、児童相談所の職員です。青いところが警察官、検事さんなんですが、ちょうどこういった結論が出まして文書が出た、教本が出てきた、その辺りから警察官、検事さんの参加が増えてまいりまして、2012年、2013年と多くの方々に受講していただいたり、私達が出向いてトレーニングをさせていただいたりしています。大体2日間の、丸1日、2日間の大変長いトレーニングになるわけですが、写真にありますように、面接演習をして、振り返り、演習をして振り返りをしながら、適切な本

人に話してもらうという面接を体得していくわけなんですね。

これは私たちが使っているプロトコルなのですが、単に話してくださいというだけでは被面接者はすぐには話せませんので、準備をして、導入を行い、グラウンドルールというのは約束事なのですが、質問が分からなかったら分からないと言ってください。もしも面接者が間違ったことを言ったら、間違っているよと教えてくださいとそんなことを説明した上で、ラポール形成、これは信頼できる関係性とか、話しやすい関係性と言いますが、子どもの好きなことを話してもらって、リラックスしてもらって、それから出来事を思い出す練習、朝起きてからここに来るまでに何があったか全部話してください。そういう風にして話す練習をしてもらって、そして本題に入るわけですね。自由報告と書いてあるのは、じゃあ今日はどのようにしてここに来ましたかとか、何があってここに来ましたかということで、その内容を自発的に報告してもらう。必要に応じて質問をして、最後は適切にクロージングする。確認をしたり、後はもっと話したいことはありませんかとか、質問ありませんかと聞いたりして終わりにする。こういった構造化された中で、自由報告と言っていますが、自発的な報告を得る、これが司法面接なんですね。子どもの被害者を対象にしているわけなんです。実際にこういうトレーニングを行いますと、事前に比べて事後はオープン質問、お話ししてくださいというタイプの質問が増え、また、これは面接者と被面接者がどれぐらい話しているかを表しているんですが、事前は濃い方、面接者の発話が被面接者の発話よりも多いんですね。面接者の方が話しているんです。でも、トレーニングを受けると、被面接者、薄いピンクの方が話すようになるということがあります。また、ビデオを見てもらってその内容について面接を行う、そんなことをしますと、より正確な情報が得られやすくなる。要するにトレーニングを受けた後の面接でビデオの内容を聴取すると、より正確な情報が得られるということなんですね。これは、各種類の質問がどれぐらいの情報を引き出すかということを表しているんですが、オープン質問、お話ししてください、それから、それからどうなったという形で話してもらう方法ですと、多くの情報が出てきます。縦軸が長いですね。これは、発話の量です。それからいつとか、誰とか、どことか WH 質問は中ぐらい、クローズ質問というのは A ですか、B ですかと言っている質問はより少なく、最後の誘導質問

というのは、タグ質問とも言いますが、何とかですよという質問です。こうなりますと、はいとか、そうですとかいうことになってしまうわけです。

さて、ここまではソーシャルワーカーも含めた子どもを対象とした面接なんですけど、もう少し被疑者の方についてもお話をしたいと思います。先ほども申しましたように2011年から警察官、これは濃い青で書いてあります。それからブルーの薄い方が検事さんの参加も増えてきました。数で言いますと12年は150人、13年は200人近くということになります。2012年にトレーニングを受けられた警察官の先生方は全国の警察、県警とかに戻られて、そこで教養という形でこういう面接法のトレーニングをなさったりしているわけなんです。それに伴い、次は検事さんたちが来られるようになってきたんですが、そういう風になると被疑者取り調べの場面を心理学者が見てどう判断するか、そういう風な手法を生かして被疑者取調べの適切性を判断してほしい、コメントをしてほしい、そういう依頼も来るわけです。この表に挙げていますのは、被疑者の取調べなんですけど、2011年には1人だったのが、2012年、2013年7人、6人、面接の回数で言いますと、11年は2回だったのが12年、13年は10回ずつ、そしてまた被疑者取り調べ室に同席させていただいて、被疑者の隣で話を聞いて、面接の質問が適切かどうか、クローズド質問にばかりになっていないかどうか、あるいはモニターを通して、オンラインでというんですかね、見させていただいて、何か気を付けるべきところがあれば、コメントをするとか、そんなことをさせていただくようになっていきます。2013年から私は札幌にいますけど、札幌では5人の心理学者がチームを作りまして、適宜こういう少し問題があるかもしれない、例えば知的障害を持っておられてというような場合の被疑者取り調べには心理学者が外向いて、コメントさせていただいたり、アドバイスというと大変おこがましいんですが、させていただくことをしております。

さて、先ほどのグラフ、面接研究のグラフなんですけど、もう一度この形をもう一回思い出していただいて、次のを見てください。こちらは、旧例なんですけど、窃盗とか放火とか詐欺とか強制わいせつとか色んな事件の被疑者の方からの聴取です。そうやって聴取されたものを同じように、これは検事さんたちに、検事さんの面接でして、フィードバックとしてお返ししているものなんですけど、

こういった質問がこういった情報を引き出しているかということなんですね。全く同じでオープン質問ですと、多くなると沢山の情報が出てくる。WH 質問では中ぐらい、クローズド質問だと少なくなってしまうと、何とかですねという、はい、そうですとなるわけです。また、これは研修を受けられる前の聴取と受けられた後の聴取を比較しているわけなんです、これは後で加えたのでスライドにはないんですが、面接研修の前ですとオープン質問はほとんどない、ゼロですね。ですけれども、研修の後にはオープン質問も行われ、WH 質問も比較的行われ、Yes/No 質問が減ってくるということがあります。さらに、これは面接者と被面接者がどれぐらい喋ったかということを示しています。研修前の面接ですと、面接者がたくさん喋って、被面接者はあまり話していないわけなんですね。しかし、研修後の面接ですと、面接者と被面接者が同じくらい、面接によっては被面接、被疑者の方ですね、被面接者の方が沢山話しているということになるわけです。大変、研修を受けることは効果的なんですね。また、面接の構造を見ましても、何も、それまでの従来型の取調べですと、すぐに入って、聞いて、すぐに終わって、あまり構造がない。けれども、研修の後ですと、イントロダクション、導入から入って、人物確認、体調確認、録画説明、黙秘権、黙秘権と先任権はいつもあるわけなんです、そういう説明が行われ、またグラウンドルールとして、本当のことを話してください。分からない時には分からないと言ってください。間違っていたら間違っていると言ってくださいというような確認が行われます。そして本題に入り、終わる時にはきちんとクロージングが行われて、終了するということなんですね。特定のプロトコルに沿っているわけではないんですが、そういうことが自発的に行われているということがあります。時間も押してきましたので、これがひとつの子供を対象とした面接法なんです、そういったトレーニングを受けることで、面接の形が少し変わってくる、情報収集をするということに対する意識が高まってくるという部分があるのかなと思います。

もうひとつ、紹介しなかったのは、これはやはりトレーニングに参加した心理学者、サイコロジストですね、臨床心理士、それからソーシャルワーカー、警察の方や検事さんなどの司法関係者、二つ研究が行われているので、それぞれ 100 人ずつ、各カテゴリーが 30 人ずつで 100 人、100 人ぐらいなんです、

こういう方たちに調査をさせてもらっています。どんなのかと言いますと、面接の中でどういう情報を収集したらいいかということなんですね。質問紙なんですけど、子供が「パパ叩いた」と言ったとする。それで面接を行うことにした。どういう質問をしたらいいかということなんですけど、研究1では、重要だと思われるものを7つか8つ選ぶ。二番目の研究では4件法で、「大変重要である」から「重要でない」まで点数をつける、そういう形で調査を行いました。一つの質問は、面接の中でどういう情報を収集すればいいのか。例えば、「パパ叩いた」ということでパパに関する情報、年齢とか職業とか特徴ですね。それから出来事に関する情報、パパの名前、時間や場所、叩かれた部位や一回か一回よりも多いのか、それから最後に叩かれた時の出来事、また加えて、もうちょっと臨床的に、日常的に福祉的にもどういう風に叩かれているか、子どもさんの気持ち、あるいはパパに対する子供の気持ちや家族の情報やニーズ、こんなことでどういうことを選んで聞いていったらいいか。また面接者から子どもに伝える情報としてどんなことがあったらいいのか。本当にあったことを話してください。分からないことがあったら、分からないと言ってくださいというグラウンドルール、それから話したくなかったら話さなくてもいいですよとか、あなたは悪くないとか、受容する、共感する、こういうような臨床的な部分、また面接者によるパパへの評価、パパは悪い人だね、パパは悪いことをやったとか、今後パパへしっかり指導しますからねといった対応や、何々さんとの約束は守りますよとか、あるいは面接者自身が私もこういう体験あったけどがんばってねとか、個人情報面接者が言うとか、こんな項目を設けまして、どういう情報が重要かということを探ねました。

研修の前と後と比べるわけなんですけど、前と比べて、左側がパパに関する情報、真ん中が出来事に関する情報、右側が子どもさんの気持ちとか、家族情報とかニーズですね。挙がるのは真ん中の出来事情報が重要だという風にする点数があがって、気持ちとかニーズは、もちろん福祉的には重要なんだけど、面接の中で得る情報としては、重要度が低いという風に判断されるようになります。それから、こちらは伝達されるべき情報なんですけど、グラウンドルールの分からなかったら分からないと言ってください。全部話してください。こういったことが重要だと思われる割合がぐっと上がりまして、逆に話したくなけ

れば話さなくてもいいですよとか、あなたは悪くないですよとか、共感するか約束するというのは減ってくるということがあります。これは何を表しているかという、より気持ちの交流とか、福祉的な対応をどうするかというのを面接の中で面接者が決めながら話す、話を聞いていくのではなくて、まずは面接室の中で子供から最大限の出来事に関する、後で事実かどうかチェックできる情報を収集することに焦点が高まってきていることを表しているんですね。これは、被害者やその他の目撃者に関する聴取と同じで被疑者に関しても同じであり、こういうところにも研修を受けるところの効果、これも元はと言えば可視化なんです、効果があるのではないかなと思います。これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

司会 仲先生、どうもありがとうございました。

2014年7月21日
取調べと可視化：新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学

面接技法の向上

一被疑者取調べの録音録画がもたらす間接的効果一



Makiko Naka, Hokkaido University
mmaka@let.hokudai.ac.jp
http://child.let.hokudai.ac.jp/



1

法と人間科学

- 【A01】法意識と教育
- 【A02】捜査手続き〔取り調べの可視化〕
- 【A03】裁判員裁判
- 【A04】司法と福祉



2

概要

- 可視化することの利点と「問題点」
- 取り調べの問題
- 可視化への道程と、よりよい面接技法
 - » 警察庁：取り調べの高度化研究会
 - » 警察大学校：取調べ技術総合研究・研修センター
 - » 法務省：法制審議会
- 面接の研修
 - » 研究1：情報の質と量
 - » 研究2：面接に対する見方（面接で取り扱う情報）

3

可視化の「利点」

- 正確な記録，多くの情報：記録しないと2/3が失われる (Cauch et al., 2010; Lamb et al. 2000; Westera et al. 2013)
- 適切な面接への動機づけ：不適切な取調べを抑制，被疑者も警察も守る
- 分析，検証できる：任意性判断の材料，効果的面接・訓練，誤判原因の分析・防止策

4

可視化の「問題」

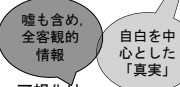
被疑者取調べの録音・録画の在り方について (法務省, 2010. 6)

- 捜査手法が制限される：
 - » 調書を作成しない前提で供述を得た後，調書を作るよう説得する方法が使えない。
 - » プライバシーを話して情報を得る方法が使えない。
- 取調官：士気が下がる
- 被疑者が望まない：羞恥心，報復の恐れ
- 被害者・関係者が望まない：被害者のプライバシー

5

取調べの目的が異なる

- 正確な記録，多くの情報
- 適切な面接
- 分析，検証
- 調書を取らないと言った後で取る
- プライバシーを話して情報を得る
- 捜査官の士気
- 被疑者：羞恥心，報復
- 関係者：プライバシー



可視化は情報収集アプローチ
カメラが妨げとなる
白自追求アプローチ。

6

きっかけとなった事件

- 足利事件（1990-2009）：無罪
- 志布志事件（2003-2007）：12人（1人死亡）が無罪
- 氷見事件（2002-2005, 2007）：服役した後、再審無罪
- 障害者郵便制度悪用事件（2008-2010）：無罪

7

7

可視化への道程

- 2010.2-2012.2 警察庁：捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
 - 委員：12+1名：学者（法学、社会学、心理学）、元検事（2）、元裁判官、元警察庁、元警視庁、弁護士（3）、ジャーナリスト（1+1）
 - 会合：23回
 - 2012.2 最終報告書 <https://www.npa.go.jp/shintyaku/kaiki/saisyuu.pdf>
- 2012.3 警察庁：「捜査手法、取調べの高度化プログラム」
www.npa.go.jp/sousa/kikaku/20120329_1.pdf
 - 対象事件の拡大：裁判員裁判対象事件、知的障害を有する被疑者。否認事件等にも拡大する
 - 取調べ技術の体系化と研修・訓練の充実：「心理学的な手法等を取り入れることにより、取調べ技術の体系化を図る」 10

8

- 2012.12 警察庁：「取り調べ（基礎編）」
- 2013.5 警察大学校：「取調べ技術総合研究・研修センター」
<https://www.npa.go.jp/keidai/keidai-en.html>
- 2014.7.9 法務省：法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

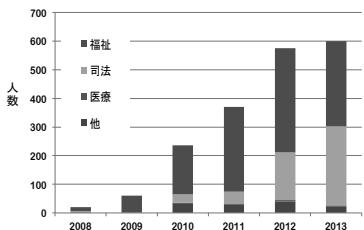


- 自由再生質問
- 焦点化質問
- 選択式質問
 - 心的再現
 - 全ての報告
 - 逆行再生
 - 細部記憶の補助

11

9

司法面接研修者の推移



10

北大司法面接研修

- 講義
 - 司法面接の概要
 - 記憶の発達と被暗示性
 - NICHDプロトコル
 - 補強証拠
 - 話さない子ども
 - 難しい質問
- 自由報告の練習
- DVDを見ての練習
- 面接の計画
- ロールプレイ
- 振り返り



11

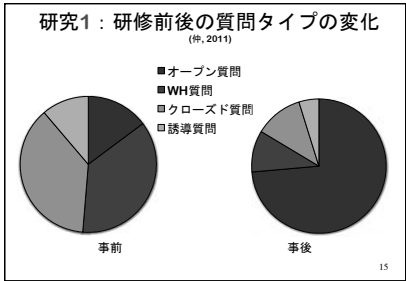
NICHD プロトコル (Lamb et al., 2007) (National Institute of Child Health and Human Development) <http://nichdprotocol.com>

1. 導入
2. グラウンドルール
3. ラポール
4. 出来事を思い出す練習（エピソード記憶の練習）
5. 自由報告（本題への移行）
6. 回数、7. オープン質問、8. WHI質問
9. 【ブレイク】
10. クローズド質問
11. 確認：会話・目撃者・開示・問題となる事柄
12. クロージング

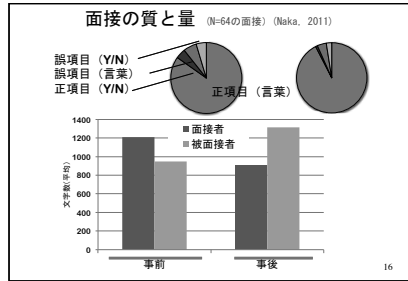


14

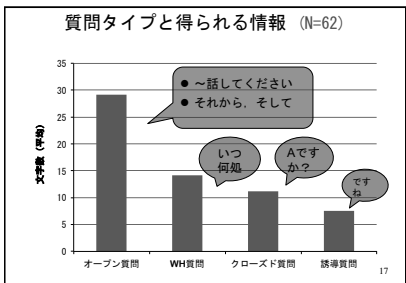
12



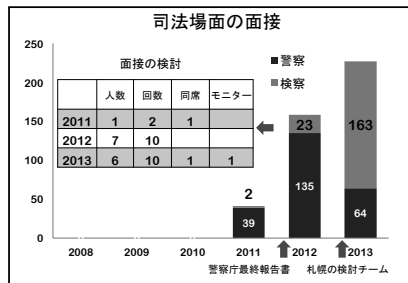
13



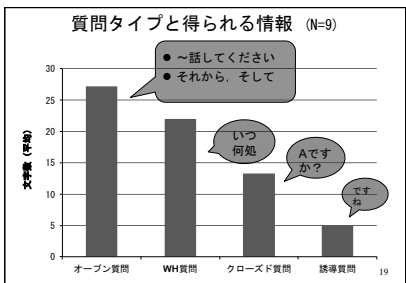
14



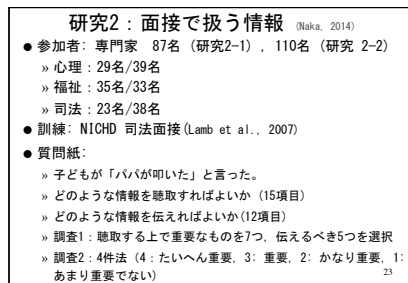
15



16



17



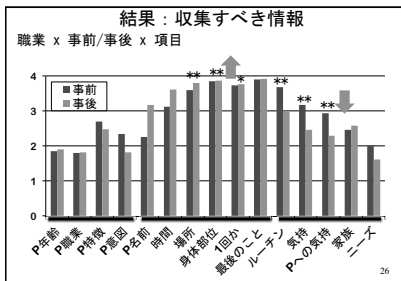
18

収集すべき情報		
1. パパの年齢	9. 1回か1回よりも多いか	
2. パパの職業	10. 最後に叩かれたときのこと	
3. パパの特徴 (人格、病気、障害等)	11. 日常的に叩かれること	
4. パパの意図	12. 子どもの気持ち (悲しい、怖い、不安等)	
6. パパの名前	13. パパに対する子どもの気持ち (好き、嫌い、出て行ってほしい等)	ルーチン
7. 時間	14. 家族情報	気持ち
8. 場所 (部屋、外等)	15. 衣食住に関するニーズ	ニーズ
9. 叩かれた部位		24

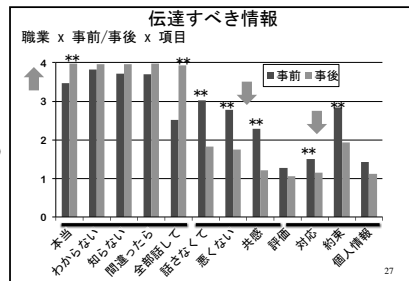
19

伝えるべき情報		
1. 本当にあったことを話してください		
2. 質問がわからなかったらわからないと言ってください		
3. 知らないことは知らないと言ってください		
4. 間違ったことを言ったら、間違っているとってください		
5. 全部話してください	グラウンドルール	
6. 話したくないことがあれば、話さなくてもいいです		
7. あなたは悪くない	受容・共感	
8. 受容・共感 (痛かったね、大変でしたね等)		
9. 面接者によるパパの評価 (パパは悪いことをした等)	評価	
10. パパへの今後の対応 (指導、処罰等)	対応	
11. あなたとの約束は守ります	約束	
12. 面接者自身の個人的情報 (家族、趣味、類似の体験等)	個人情報	25

20



21



22

研究2より・・・	
● 出来事情報の重要性vsカウンセリング的、福祉的なアプローチ (気持ち、ルーチン)。	
● グラウンドルールの重要性vs「たくさん話して」と言いながら「話さなくてもいい」も重要だとしている。	
● 研修は面接への見方を変化させる (事実に関する情報を収集することにより焦点化)	
● 職業による違いはあるか？	28

23

まとめ	
● 可視化することの利点と「問題点」	
● 取り調べの問題	
● 可視化への道程と、よりよい面接技法	
» 警察庁：取り調べの高度化研究会	
» 警察大学校：取調べ技術総合研究・研修センター	
» 法務省：法制審議会	
● 面接の研修	
» 研究1：情報の質と量	
» 研究2：面接に対する見方 (面接で取り扱う情報)	31

24

第一部

「オーストラリアにおける可視化導入以降の取調べ室での取調べ」

司会：指宿 信（成城大学教授）

報告 1 : Effective social interviewing techniques in high stakes cases:
Interviewers' and detainees' experiences

ジェーン・デラハンティ (チャールズ・スタート大学教授)

司会 それでは第一部、オーストラリアのセッションに移りたいと思います。

これから心理学、法学、それぞれのスピーカーから 30 分報告をいただき、日本の実務の意見としてそれぞれのセッションで弁護士の方にコメントをいただき、若干の質疑応答を会場とかわしたいという風に思います。

皆様、それではデラハンティ先生をお迎えしたいと思います。オーストラリアのチャールズ・スタート大学からお越しくださいました。

デラハンティ ご紹介ありがとうございます。また、皆様のシンポジウムにご招待いただきありがとうございます。とてもうれしく思っています。この国際シンポジウムに参加でき、とてもうれしいですし、またこの機会を賜りましたことを感謝したいと思います。

今日お話ししたいのは、私がこの 1 年間で行いましたある一つの調査のお話です。この調査であります、様々な法管轄、国において、録画を使っているところと録画を使っていないところがあるんです。そういった諸国を対象にしたもので、何がうまくいくのか、どのようなやり方が取り調べでうまくいくのか、特に重要事件、特にテロの事件なんですが、何が取り調べでうまくいくのか、うまくいくのかということで、ここでプラクティショナーと言っているのは、取調官です。それから被疑者の方がディテイニー (Detainees: 未決勾留者) でありまして、その起訴されているか、起訴されていないかに関わらず被疑者としています。最近、この実践の在り方が改新されています。というのは、多国間で大きな国の枠を超えて警察が協力しなくてはいけない、特に国際的なテロといった事件では国を超えた協力が必要で、何がベスト・プラクティスなのかということをお互いに勉強する必要が出てきました。このような背景にこの調査を行いました。色んな諸国で取り調べ技法として何が上手く行っていて、何が上手く行かないのかという話です。さらに警察というという観点から、どのようなやり方や手法が信頼のある供述を得る上で、またどれだ

け早く供述を得るのかという上で有効なのか調べました。私の調査では4つの技法を見えています。物理的な手法、例えば、環境、場合によっては拷問。2つ目は法的な側面、これについては後程例を示します。3つ目は認知的、つまり被疑者の考え方にフォーカスする、それから4つ目はソーシャル、社会的対人的な技法です。取調官と被疑者の間の対人関係を重視するもの、背景にあるのはモストンらが行った、また作ったインタラクションプロセスモデルという理論に基づいています。これは大変興味深いです。これまでの研究ではいわゆる取調官の観点から行われており、被疑者の観点が抜けています。インタラクションプロセスモデルが大変魅力的なのは、これがダイナミックな状況であって、2者間の関係を考えなければいけない。両者の立場や関係を示唆として考えなければいけないということを重視しています。この調査には様々な国が入っています。もちろん私が望んだ全ての諸国の参加を得ることはありませんでしたが、5つの国が参加した調査です。どの場合におきましても、取調官、それから被疑者に対して、一つ具体的な取り調べを思い出してください。全般的に何が起こったか、あるいは全般的にどういう技法だと思ったかということではなくて、彼らの記憶の中で、特に一つの具体例を思い出してくださいと尋ねました。よって私の調査というのは非実験的な調査ということになります。こういった方々に対しての後ろ向きのインタビューでありまして、データの分析にもいくつかの特徴や制限があります。どのような相関関係、どのような技法で、相手からどのような応答が返ってくるかという相関関係を見えています。直接の因果関係を見るような実験的な調査ではありません。どういったことをたずねたかということですが、どのような技法が被疑者から協力を引き出すために役立ったか。もちろん偽の情報ではなくて、意味のある、捜査にとって意味のある情報が引き出せたかという質問です。

まず、インタラクションという相互のやり取りを考えるということです。実際、いくつかの取り調べの会話記録に目を通しました。テロリストに対しての取り調べの書き起こしです。韓国のヨン先生に分析をしていただきました。この方は言語学者で、様々な質疑のペアを言語分析しています。研究者にとりましては、なかなかその公式な供述調書の書き起こしだとか、ビデオテープの書き起こしを得るのは難しいんです。これはたまたまオーストラリアの連邦警察

序のインタビューで漏れてしまったんですね。弁護人の側から漏れてしまったものに対しての言語分析でした。興味深い言語分析でした。そこで示されているのは、これは録音されていた、また適切な、法的な注意を被疑者に対して説明をし、強圧がないようにとじていたんですが、しかしながらインタラクションの中では両者の力関係の差というのが明確に出ていました。例えば警察官というのは、支配的優位性というのを上手く使っていました。例えば自分の仲間に対する呼びかけ方と、被疑者に対する呼びかけ方は違うんです。常に被疑者に対してはファーストネームで呼びかけ、他の仲間についてはフルネームであるいは、きちんと肩書きも付けて呼んでいました。これは被疑者との間の権力の差を見せつけたものです。さらにまた、警察官はお互いの言葉を遮ることをしなかったけれども、その被疑者が語り始めた時には時々遮って、自分の方が優位な立場にあることを示していたわけです。きちんと録音・録画が行われたとしても、本当にこのような微妙なレベルでのお互いのやり取りを解析しなければ、重要なことが分かってこない、つまり両者間のダイナミクス、取調官、被疑者との間のダイナミクスが分からないのです。先ほど仲先生の発表にもありましたが、大別される2つアプローチがあります。つまり非難的、段階的で強圧的なアプローチと、もう一つは情報収集型のアプローチというのがあります。この2つのアプローチを比較しました。強圧的なアプローチというのは、取調官が有罪推定から取り調べを始め、あまり可能性として推定無罪ということを想定しないで質問するということです。つまり、どちらかというが無実の方と一致するような情報は無視してしまう。またクローズドエンドで誘導的な質問がなされるというようなやり方を、強圧的なやり方と言っています。こちらに示していますのは、強圧的なやり方と非強圧的なやり方を様々な側面で比較したものです。これはとても重要だと思っています。色んな技法を使うことができる、しかしその使い方も強圧的だったり、非強圧的になったりするのは。強圧的というのは程度が色々違います。その戦略、やり方というのは明確に違います。例えば物理的環境としては、隔離する、あるいは目隠しをする、あるいは極度に室温を変えることで、被疑者の方が様々な状況にさらされ、あまり物理的な環境が良くない、本当に取調室という形、一方で非強圧的というのはもっと家のような、休憩を沢山とって、休息も取らせてくれるという環

境のことを言っています。

次に法的なスタイルですが、ちょっとここは分類の方法が恣意的になってしまいかもしれません。その法律遵守のか、あるいは認知的かということではちょっと下がるかもしれませんが、例えば意思決定、それぞれの個人の意思決定のやり方にフォーカスをするのであれば、認知的、認知的、例えば証拠の使い方です。場合によっては例えば事実だとか、証拠を相手に示すのは法律順守的という方もいるでしょうし、認知的と捉える人もいるでしょう。対人的な側面としては、例えばフレンドリーか、レポート作りを重視し、相手を尊重し、敬意するか、一方、強圧的なものは威嚇、脅迫性を示すというような形で私達の分析スキームを分類しています。

私達の調査ですが、それまでの研究をカバーするものです。これまで国際的に見て被疑者を対象とした調査や点検はありません。彼らからのフィードバックというのがこれまで充分になかったという状況を何とかしようと思ったんです。この点については、今、色んな文献が出てきました。過去にどのような研究がなされているのかというのを振り返って見たんですが、被疑者に対する調査は色んなやり方が採られている、調査あるいはインタビューという形で行われたものもあるし、あるいは統制群を置いた実験という形でなされたものもありました。ということで、どういったような所見がこれまで得られたのかということ調べて私達の調査の仮説を立てたのです。被疑者の観点から全般的に分かったこととしては、取調官というのがフレンドリーでよりレポートを作るような技法、それから共感を使っていれば、それによって真実の供述が促進される、偽の供述ではなくて、真実の供述が促進される。一方で、支配的であって、非難的であり、強圧的であったとしたら、被疑者はこれはアンフェアだという風に感じ、その結果、真実の供述の量が少なくなるということです。例えばスウェーデンです。クリスチャンセンらが次のような実験を行いました。83人の有罪確定者に調査を行っています。そしてオーストラリアではいくつかの試験をマーク・ケブランらがやっています。一つは実験的で43名の性犯罪者、そしてその後は性犯罪者、そして重大事犯に対してインタビュー手法で行っています。この3つの調査に関するコンセンサスをまとめました。私達の調査の目的であります、取調官、それから重大犯罪の被疑者、例えば、重大事犯で

あったり、あるいはその被疑者としている人たちを検討するどのような手法が上手く行ったのかということを検討するということです。書き起こしであるとか、あるいは可能であれば録画を使いたいということですが、こういったものを得られませんでした。それぞれの警察署に対してコピーをもらえないかということをお願いをしたのですが、結局、そのような録音・録画をいただけない形で行いました。私達の研究のアウトカム、結果ではありますが、その供述で捜査にとって真実な、また有用な供述が得られたのか、またいつどの時点で供述が得られたか、またその供述が部分的な供述だったのか、完全な供述だったのか、全く供述しなかったのか、あるいは自己負傷的な供述をしたのかということです。

これまでの調査では、例えば、強圧的なやり方というのは被疑者の方がより多く件数を覚えている。非強圧的なやり方の方が全ての側面に関してより効果的だということが仮説として考えられました。そこで私たちのサンプル、最終的には重要被疑者を担当した34名の取調官、それから30名の被疑者をインタビューしました。それ以上にも何人かには、会ったんですが、途中で完了できませんでした。ここにある5つの国を対象としています。いろんなネットワークを通して、例えば所属機関だとか、あるいは研究者、あるいは私がこれまで研究を行ったところの伝手をたどってリクルートしています。各インタビューではありますが、1時間としました。ほとんど私がインタビューして、ほとんどは英語で行ったんですが、フィリピンにおいては別の方がインタビューすることになりました。インタビュー、面接を行った後、その内容を書き起こし、匿名を課した形で分析を行いました。私たちの質問はすべて回答式、あるいは半構造化面接でした。これは警察の方の取調官の種類です。国によってばらつきがあります。比較的多いのがオーストラリア、さらにフィリピンもパーセンテージが高いです。また、一番最後の行をご覧いただきたいんですが、こうした取調官ではありますが、最近の重要被疑者と例えばテロか非テロリストかということを知りますと、テロリストを上げた方の方が多かったということです。さらに郡と警察の取調官、両方が入っています。ということでかなり色々なデータがあります。

次に被疑者側ですが、このようなグループになっています。オーストラリア

は少ないです。オーストラリアの被疑者は警察によって有罪判決を受ける前に、インタビューを受けていません。例えば、様々な証拠や状況証拠などを集めるということが重要視されており、インタビューで何を言うかという供述は重視されていないからです。ですからお一人だけが、テロリストとして判決前にオーストラリアにおいてインタビューされているというケースです。他のところはもう少し数が多かったです。こちらの方の教育レベル、デモグラフィックな情報として、何人が大卒であったか、また高校卒業していたかということも書いています。それからテロの被疑者ということでフィリピンにおいてはまだ有罪判決は受けていませんが、拘留はされています。フィリピンでは10、12年、14年という形で拘留されて、実際の裁判までは時間がかかってしまうことがあるのです。これが私のサンプルでした。そしてケースを考えてくださいということで、何か変化がありましたか、情報開示のパターンが変わりましたか、初めは協力していたのに後は何も話さなくなりましたか、それからインタビューの中でものすごく閉鎖的で何も答えなかったのが突然協力的になった人がいましたかということをチェックしました。そしてそれを覚えていて、そうしたインタビューがあったという場合、そういうインタビューが複数あったなら最近のを思い出してくださいということにしました。自発的に何人かが複数のインタビューのことにについて話したいということを言ったので、それを止めることはしませんでした。そうした複数のインタビューについて分析をしているので、何を記憶しているかということは、実際に参加している協力者の数よりも多くなっています。そして、実際にどれぐらいの準備がされたかということも、インタビューの準備、それから戦略、何を使ったか、そしてそれらに対する応答が何であったか、そして各々の個人のデモグラフィックを調べています。

フィリピンでのインタビューですが、タガログ語で行っております。私ではなくて、協力者がいまして、テロの方とも、昔はテロだったので協力的で信用されているということで、もし私がやりますということを言ったら彼らに拒否されました、私が資金をFBIからも得ていましたので、こちらの研究の方に参加することを拒否されたんです。それから、拒否した他の理由は、他の研究にも参加した際に利用されたということのようです。違う調査者が約束を反故

にして色々なサイトにこれがテロリストだという風に公開されたと。そして、有罪判決を受けていないにも関わらず、それらが開示されてしまっていたという経験を持っていたので、信用できないということで、私の調査は拒否されるということで協力者を使いました。トータルで75のインタビューの経験がリストアップされています。87%がテロのケースで、13%がほかの重罪です。住宅に侵入したり、殺人であるとか、深刻な暴力行為があります。それからテロの中でもこういうものが入っているということでリストアップしていました。フィリピンのアブサヤの武装反乱、タミル・イーラム解放の虎、インドネシアのバリの爆撃事件の関係者、オーストラリアの原子力発電所の爆撃の試み、ノルウェーの方のアーサーアルイスマールの追従者ということです。それで、まずは逐語録を作りまして、その信頼性を確認するということをデータ内におきまして、推定をしました。そして、2つ以上のデータを使ってその信頼性をチェックしてもらいました。それからデータ間の相関関係ですが、これは、データ間を見るよりも強かったということですが、充足していました。それから、質的分析もしています。これはコードを使いまして、非常に複雑なコーディングのシステムに100以上の変数を使って解析をしています。色々な被疑者が言ったことを抽象化しまして、いくつかの分類に落としています。この点は、後でお話します。

それから各々のインタビューにおきましては、慎重な形でどこに転換点があったかということを確認するようにしました。協力的なものと非協力的なものにいつ変わったか。色々喋っていたのが変わったとか、これが一つの戦略としてそうこうしたのではないか。それによって転換点が作られたのではないか。そして協力的であったのが非協力的になったのではないかということで、これは定性的な、定量的というよりは、定性的なデータということになりましょう。それから、統計的なデータの方ですが、まずは予測変数としましては、先ほど申し上げましたように法的、物理的、認知的、それからより大別的には、強圧的か非強圧的かということの程度を見ました。PJというのはProcedural Justiceということで手続き的な公正があったかということ、それから、実際に邪魔をされないでそれを続けられたかということ。それから敬意を持って対応をされたか、中立で対応されたか、推定無罪であったのか、こういったこと

が社会的な要素として入ってきます。法的な要素もありますが、それでアウトカムの変数ですが、一つは協力、どのような質問をしたときに、実際に被疑者が拒否をしたか。またほかの人に言ったときには自分のことではないけれども、自分のことを言いたかったか、ほかの人に対して、自分の自己不在をするときに拒否をしたか。そして、開示、ディスクロージャーに関しては、皆さんが仰るようなと同じような情報を聞いています。それから情報開示のスピード、これは何も自認していない、後でそのような自認をした、あるいは早期の段階で自己不良的なことを認めたか、あるいは直後であるかということを見ました。各々の場合、このような開示が何か、戦略とリンクしていたかどうかというのは断定するのは難しいのですが、しかし、完全な形で開示を行ったということになりますと、これはインタビューや戦略とは関係ありませんので、こちらの方は排除するということにしました。インタビューの前に全て警察に話したいという風に思ったのではないかと思ったので、こういったものを分析しても仕方がないと考えたのです。

次のリストを見ていただきますと、相関関係を示しました（スライド15）。上のところの番号ですが、縦の番号と同じものがリストアップされているという風に考えてください。ここで申し上げたかったのは、こちらのスライドですが、有意な相関関係が社会的な方略のところでありそうです。社会的方略ということで、アスタリスク（星印）がいっぱい付いていますが、これは統計的に有意な相関関係があるということです。誇張されたようなスコアを出さないようにしようと思いましたので、アルファレベル、これはブートストラップ法で1万回かけました。そうすると結果は頑強になります。

ここから識別できることは、これは予測分析を後でお話しますのでこれをベースに展開していきたいんですが、それでプログラムの82ページ以降を見ていただきますと、ペーパーに詳細にこういった表が何を示すかということを書いています。それで次の表に行っていただきたいんですが、ロジスティック回帰分析の結果です（スライド16）。協力と情報開示と情報開示のスピードで、どのような結果が出たかということを表しています。重要なのは、大体3分の1は、常に協力的でした。5分の1はいつも拒否していました。5分の2は、質問は拒否したものもありました。15%は、はじめ拒否していたのが後から協

力的になりました。しかし、重要なのは、協力の度合いを見たんですが、証拠を目の前に突きつけない場合に、協力の度合いが5倍になるということです。証拠を突きつけられると、もっと閉鎖的になって、また文献においても示されているように一致した形の結果が出ました。そこはオッズ比としては5倍の協力の度合いの差があったということです。

そして、協力の体制が影響がなかったということも出ています。物理的、また法的、社会的な戦略によってです。そして開示のレベルですが、30%は完全な情報の開示をしました。30%は自己負责任的な承認をしました。25%は他の人も含めて悪いと言いました。ただ、数としては、全く開示しないという人が3%いました。つまり、インタビューで情報開示をしないという人は、ひょっとしたらレーティングをしすぎかもしれませんが、完全な開示をしている人たちは社会的なラポールの戦略が奏功しているようです。つまり、人と人との関係性が法的な、あるいは物理的な戦略よりも功を奏しているようです。もっと社会的な戦略を取ったら、もっと開示が高くなるという結果が出ています。それで戦略を数えてみまして、それとの相関をみました。それから開示のスピードですが、我々の参加者の3分の1がかなり早期に開示をしています。27%がすぐ開示をしています。さらに27%が後で開示をしています。このインタビューで変革してくるのは、ラポールを構築していく、つまり社会的戦略がこのような転換を生み出しているのではないかと思います。インタビューされて、社会的戦略に関わるものであったならば、開示の比率が早くなる。そしてこちらの方が14倍も早くなるということで、非常にパワフルな効果が社会的な関係を作り出すにはあるようです。

ではちょっとこちらのスライドを飛ばしまして、まとめに入りたいと思いますが、このような段階的な戦略ですが、これは両方のグループでは効果が少ないということが分かりました。身体的、物理的な戦略の差が出ましたが、警察とそれから被疑者については5分の1が拷問があったと答えました。それ以外は、非常にいい形の安楽な物理的な設定をすることによって、拒否は少なくなるということでした。反対にそれが非常に難しいセッティングであったならば、開示が少なくなる、そして間違った情報や自白があるということです。また、いくつかどのような乱用があったか、虐待があったかということを書いていま

す。警察の方はゼロという風に言っていますが、被疑者側いわくこのように物理的虐待があった、暴力行為があったという風に答えています。例えば、目隠しをされた、頭に袋を被せられたということを答えています。それから断眠であるとか、暗いところであるとか、色々な屈辱を受けたという答えがありました。そして、このような非生産的な強圧があったことについて、被疑者はもし、警察から嘘の質問や情報を提供したならば、自分も嘘の答えをしたという風に答えています。

こちらの方（スライド 27）は、もっとソフトタイプなフレンドリーなインタビューをした時に結果がどうなったかということを示しています。非常に重要で強調したいのは、我々の測定は間接的なもので、また予備的なもので、そしてペアマッチングはしていません。同じ被疑者、同じ警察を取ったものではありません。それでもっと研究をここで続けていかなければいけない、取調官と被疑者をマッチングしなければいけないと思っています。しかし、それでも我々の分析や研究は非常にいいものであるということで、そしてテロをどういうふうに思っているか、そしてどのような取り調べをしたら、どのような結果がでるかということのある程度の結果が出たと思っています。国際的なリサーチの、何かの一助になればと思っています。

司会 デラハンティ先生、ありがとうございます。非常にソフィスティケーションの高い、また貴重な研究結果だと思います。初めて、このような拷問を使ったというような形の分析が出ているということからも貴重なデータだと思います。



Effective social interviewing techniques in high stakes cases: Interviewers' and detainees' experiences

Jane Goodman Delahunty & Natalie Martschuk
Australian Graduate School of Policing and Security &
School of Psychology
Manly Campus, Charles Sturt University, Australia
Mandeep K Dhami
Middlesex University, London, United Kingdom

1

Overview

- International best practices in suspect interviews
- What strategies prompt disclosure, and how fast?
- Four types of techniques: physical, legal cognitive, social
- Interaction Process Model (Moston et al)
- International sample: practitioners and detainees
- Described a single interview experience
- Non-experimental, correlational, exploratory
- Effectiveness in eliciting cooperation and reliable disclosures of meaningful information

2

Background

Interaction process model is dynamic, considers both interviewer and interviewee

Examine impact of strategy on outcome:

- Yoong (2010) linguistic analysis of information gathering approach, legally sound, but subtle social dominance via interruption, name use, apparent consideration of legal rights;

Two broad approaches: coercive vs noncoercive

Coercive strategies are guilt presumptive; noncoercive strategies engage the interviewee to elicit and consider his or her version of the events, entertain alternate hypotheses.

3

Types of Coercive and Noncoercive Interview Strategies

Strategy	Coercive practices	Noncoercive practices
Physical	Isolation, restraints, extreme temperatures, assault	Soft furnishing, frequent breaks, refreshments
Legalistic	Accusatorial, guilt-presumptive, maximization, minimization	Information gathering, open-ended questions, avoid pre-judgment
Cognitive	Confront with evidence, deceive about evidence, surprise	Present evidence for confirmation, explanations, transparent process
Social	Intimidation, threats, hostility	Rapport, reciprocity, friendliness, respect, consideration

4

Prior detainee studies

Rare, undervalued source of feedback

Best method is analysis of interview interactions but videotapes/transcripts often unavailable

Survey, interview and experimental studies: consensus that humane, empathetic approach led to confessions, no confessions in response to domineering, accusatory, unfair process

Sweden: 83 convicted offenders (Holmberg & Christianson 2002)

Australia: 43 sex offenders (Kebbel et al 2008) vignette study; 63 convicted sex and violent offenders (Kebbel et al 2010)

5

Aims of Study

- Examine perceptions of practitioners who work with high value detainees and of detainees suspected of serious crimes about the effectiveness of coercive and noncoercive strategies in eliciting a change in the disclosures by the suspect
- Disclosure of meaningful information
- Timing of disclosure
- Partial or full incriminating admissions

6

Hypotheses

- Detainees will report more use of coercive strategies than practitioners;
- Both practitioners and detainees will perceive noncoercive approaches as more effective than coercive approaches in securing
 - More cooperation
 - More rapid disclosures
 - More accurate or reliable disclosures

7

Method and Procedure

- Interviewed 34 practitioners working with HVDs and 30 detainees
Australia, Indonesia, Norway, Philippines, Sri Lanka.
- Purposive, convenience samples, nonrandom
- Practitioners from civilian and military sectors, recruited via employers, professional networks
- Detainees recruited via legal representatives, corrections agencies, terrorism researchers
- Interviewed for approximately one hour
- Audiotaped: confidential, de-identified, transcribed
- Responses to open-ended questions, semi structured

8

Demographic Characteristics of Practitioners (N = 34)

Country	Agency	Participants %	Interview reported (n)
Australia	Police	26.5 (n = 7)	Nonterror suspect (7) Terror suspect (2)
	Military	2.9 (n = 1)	Terror suspect (1)
Indonesia	Police	11.8 (n = 4)	Terror suspect (4)
Philippines	Military	41.2 (n = 14)	Terror suspect (14)
Sri Lanka	Police	8.8 (n = 3)	Terror suspect (4)
	Military	8.8 (n = 3)	Terror suspect (4)
Norway	Police	5.9 (n = 2)	Nonterror suspect (2) Terror suspect (1)

9

Demographic Characteristics of Detainees (N = 30)

Country	Education	Participants %	Interview reported (n)
Australia	Secondary	3.3 (n = 1)	Terror suspect (2)
Indonesia	Secondary	33.3 (n = 10)	Terror suspect (14)
Philippines	Tertiary	3.3 (n = 1)	Terror suspect (1)
	Secondary	20.0 (n = 6)	Terror suspect (6)
	Primary	13.3 (n = 4)	Terror suspect (4)
Sri Lanka	Tertiary	10.0 (n = 3)	Terror suspect (4)
	Secondary	13.3 (n = 4)	Terror suspect (4)
	Unknown	3.3 (n = 1)	Terror suspect (1)

10

Research Procedure

- Semi-structured interview
- Recall case involving change in disclosure, most recent if several recalled (close down/open up)
- 5 topics:
 - Circumstances of arrest
 - Preparation for interview
 - Strategies used (physical, legalistic, cognitive, social)
 - Perceived responses
 - Demographics
- In-person/skype interviews in English; in Tagalog in by a research collaborator; 25% via interpreter (Bahasa Indonesian, Tamil)

11

Cases reported by participants

75 discrete interview experiences were recounted

39 by practitioners; 36 by detainees

- 87% terrorism cases
- 13% homicide, assault, home invasion
 - Armed rebellion by Abu Sayyaf in Philippines
 - Civil conflict Liberation Tamil Tigers of Eelam and Sri Lankan government
 - Bali bombing attacks in Indonesia
 - Nuclear reactors bombing attempt in Australia
 - Ansar al Islami follower in Norway

12

Analysis

- Transcribed and translated IV recordings
- Coded by 2 trained raters, 22% dual coded
- Krippendorff's alpha intra and inter-rater reliability
Intra-rater: .82-.95 (A) .90-.97 (B);
Inter-rater: .69-.90, discussion to resolve
- Analysed quantitatively using correlational and predictive statistics to assess confirmatory questions in terms of predictive relationships and explanatory questions in the same study (Tashakkori & Teddlie, 2003).
- Qualitative analysis of perceived "turning points"

13

Content coding of transcribed interviews

Predictor variables:

Legalistic (information gathering/accusatory)
Physical comfort (comfortable, neutral; uncomfortable)
Cognitive use of evidence (none, deliberate use of evidence)
Social (degree of use of rapport, reciprocity, PJ)
Coercion (noncoercive, psychological, physical, both)

Criterion variables

Cooperation (resistant throughout; resistant to personally incriminating Qs; resistant first, then cooperative; cooperative throughout)
Disclosures (none, about other people and events; about own conduct/motivation; full)
Speed of disclosure (never, late, early, immediate)

14

Inter-correlations (Spearman's Rho) between Interview Strategies and Interview Outcomes

Variable	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
INTERVIEW STRATEGIES												
1. Practitioner preparation	-											
2. Coerciveness	-.09	-										
3. Physical discomfort	.11	.44**	-									
4. Interview approach	.32*	.58**	.35**	-								
5. Presented evidence	.24	-.04	.18	.10	-							
6. Social strategies	.30*	-.31**	-.41**	-.20	.24*	-						
7. Procedural justice	.30	-.38**	-.32**	-.22*	.32**	.74**	-					
8. Reciprocity	.08	-.09	-.30**	-.05	.14	.70**	.21*	-				
9. Rapport	.33*	-.23	-.24*	-.24*	.18	.82**	.49**	.36**	-			
INTERVIEW OUTCOMES												
10. Cooperation	-.14	.13	-.04	-.11	.24*	-.05	-.15	-.01	.04	-		
11. Information disclosure	.11	.12	-.19	-.05	.04	.34**	-.13	.31	.33**	.19	-	
12. Speed of disclosure	.20	.08	.07	-.03	-.02	.01	-.06	-.05	.12	.38**	.04	-

15

Logistic Regression Predicting Cooperation, Information Disclosure and Speed of Disclosure by Detainee

Predictor	B	SE	Wald's χ^2	p	OR	95% CI OR
Cooperation						
Constant	-1.48	0.58	6.62	.010	0.23	
Partic type	0.95	0.51	2.49	.062	2.58	[0.96; 6.96]
Evidence use	1.57	0.60	6.83	.009	4.81	[1.48; 15.61]
Information Disclosure						
Constant	0.15	0.54	0.08	.780	1.16	
Partic type	0.96	1.19	0.65	.419	2.62	[0.25; 27.09]
Social strategies	1.44	0.69	5.84	.016	4.23*	[1.31; 13.60]
Speed of Information Disclosure						
Constant	-1.55	0.81	3.61	.057	0.21	
Partic type	1.13	0.84	1.82	.177	3.11	[0.60; 16.13]
Rapport	2.65	0.86	9.44	.002	14.17	[2.61; 76.88]

16

Logistic regression outcomes

- p_{corr} = bias-corrected p -value, based on 10,000 bootstrap samples;
- OR = odds ratio; CI = confidence interval.
- Including outliers, the effect of social strategies was OR = 2.10 [95%: 1.07; 4.13], p = .031,
- Participant type: OR = 1.65 [95% CI: 0.37; 7.37], p = .510;
- Overall model evaluation: χ^2 (2, 75) = 5.75, p = .056, Cox & Snell R square = .074, Nagelkerke R squared = .119; Hosmer-Lemeshow test: χ^2 (5) = 3.78, p = .581

17

Disclosure early in the interview

(Filipino terrorist 41)

Q: When did you first learn that you were going to be interviewed that day?

A: My arresting officer from the police told me that there will be some people that would conduct interviews about my participation and involvement in Abu Sayyaf. So I was asked if I was willing to give information. It was up to me. That's the introduction I got from the officer.

Q: How did you respond?

A: I told him "Yes. Anybody can come and ask me and I'll answer them as best as I can."

Q: And when you say that you had decided to tell them everything, when did you make that decision?

A: After talking to a policeman who happened to be lawyer, too. He explained it to me. He befriended me, actually, and I considered him one of my advisors during that time. He was a very good man. An old man, but he told me "I am a lawyer and a policeman. You know, if you talk, you have nothing to lose. But you might gain something." I was not expecting to gain anything. I told him "Sir, what is important to me is that I can explain what happened, what really happened, and the people involved, and my participation. I am willing to talk about that, but I just don't know who to tell."

18

Disclosure late (Indonesian practitioner 13)

Q: So on the first days, day one and day two, how many interview sessions did you have?
A: Six sessions on the first and second days, and on the last session of the third day, I cracked the terrorist.
Q: In the sessions on the first two days when [the detainee] was not answering questions, how long did the sessions last?
A: I tried interviewing the suspect. After one hour, the suspect didn't crack on the first day, so I stopped. I continued on that day in the afternoon, and stopped again after a similar response. The second day was a repeat of what happened on day one.

19

Analysis of interview "turning points"

The content of interviews was qualitatively analyzed using an inductive approach (Strauss & Corbin, 1998) and a categorizing method (Maxwell, 2005), applying the steps summarized by Braun and Clarke (2006), permitting unique strategies to emerge in a "bottom-up" rather than "top-down" manner, to accurately reflect all reported interviews. These analyses identified strategies which preceded the interview turning points in the relationship between interviewer-interviewee, whether the strategies used were perceived as effective or ineffective, and their outcomes.

20

Interview Outcome	COERCIVE		NONCOERCIVE	
	Effective	Ineffective	Effective	Ineffective
Cooperation				
Physical	2.7	16.0	16.0	
Cognitive	1.3	1.3	12.0	1.3
Social	5.3	1.3	26.7	
Legal	9.3		1.3	
Total	18.8	18.8	56.0	1.3
Information disclosure				
Physical	2.7	18.8	10.7	1.3
Cognitive	5.3	13.4	24.0	
Social	2.7	24.0	14.7	
Legal	4.0	2.7		
Total	14.7	58.7	49.4	1.3
Admission				
Physical	4.0	4.0		
Cognitive	6.7		12.0	
Social			6.7	
Legal	5.3		1.3	
Total	16.0	4.0	20.0	

21

Results: reported responses to strategies used

- Confronting with evidence perceived to increase resistance ($OR=4.8$).
- Threats, physical assault yielded information, but not necessarily reliable, and were associated with silence.
- Noncoercive social strategies seen as most effective in securing and maintaining cooperation, more personally incriminating and reliable information
- Confessions/admissions 4x as likely with respectful, nonjudgmental treatment, and rapport.

22

Results

- Accusatorial strategies perceived as less effective; more commonly reported than information gathering; positively correlated with physically coercive strategies ($r_s = .58$), and negatively with social persuasion ($r_s = -.31$).
- Half the detainees rated "mostly cooperative"
- 1 in 5 detainees reported torturous abuse
- Comfortable physical settings strongly associated with cooperation, rapport, little resistance
- Uncomfortable settings associated with less disclosure, fewer admissions, false information

23

Torture	ALL	PRAC	DETAINEE
Violence/physical abuse	18.7	0.0	38.9
Electronic shock	2.7	0.0	5.6
Water torture	2.7	0.0	5.6
Sleep deprivation	2.7	0.0	5.6
Darkness	1.3	0.0	2.8
Blind-fold/head covered	9.3	0.0	19.4
Temperature (hot or cold)	4.0	0.0	8.3
Humiliation	5.3	0.0	11.1

24

Counterproductive coercion

Many detainees reported that coercive strategies such as physical assault, deception and or threats by their interviewers, resulted in the provision of false information and/or false confessions. Some reported giving false information to stop assaults from continuing (Indonesian Detainee 17). Other detainees responded to false information with false information. For example, a detainee said: "Yes, of course there was information I told them that was not true...because I am sure they were lying to me, so I made up some lies, too" (Filipino Detainee 77).

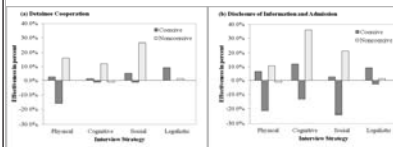
25

Speed of disclosure

- Immediate disclosure is independent of strategies
- A positive relationship exists between speed and cooperation.
- More social noncoercive strategies are associated with early disclosures: rapport, e.g., liking, affinity, humour, interest
- Early disclosure was 14X more likely when rapport-building techniques were reported

26

Analysis of Coercive and Noncoercive Strategies Associated with Turning Points regarding Cooperation, Information Disclosure and Admissions of Culpability by Detainees



Effective strategies = positive values; ineffective strategies = negative values.

27

Limitations and strengths of study

- Self-reported use and definitions of success need external validation, corroboration
- Indirect measures of effectiveness
- Preliminary qualitative data, needs replication in systematic analyses of actual interviews, corroborated by non-parties
- Not matched pairs, so consensus and disparities about same interview untested

28

Conclusions

- One of first studies of terrorist views of strategies that foster cooperation and disclosure in investigative interviews
- Detainees are a useful source of feedback
- Strong consensus across practitioner-detainee samples
- Differences mainly in physical coercion measures
- Augmented past theory on interactional processes and the evidence-base of international best practices in suspect interviews.

29

Acknowledgements

- Funded by the US Department of Justice Federal Bureau of Investigation High-Value Detainee Interrogation Group through the Centre for Law and Human Behavior at the University of Texas at El Paso (Grant Number: 256/13). Statements of fact, opinion and analysis are those of the authors, do not reflect official policy or positions of the FBI or the US government.
- Leverhulme Visiting Professorship (VP2-2012-012) to Professor Mandeep Dhami and Professor Jane Goodman-Delahunty from the Leverhulme Trust.
- Support and assistance of Professor Rohan Gunaratna and a dedicated team of research assistants at Charles Sturt University, Australia, the University of Surrey, Guildford, United Kingdom, and Champlain College, Burlington, Vermont, USA
- Time and enthusiasm of anonymous practitioners, detainees and ex-detainees who generously shared their insights and personal experiences.

30

デイビッド・ディクソン（ニューサウスウェールズ大学教授）

司会 続きまして、ニューサウスウェールズ大学のデイビッド・ディクソン先生、オーストラリアからお見えです。

ディクソン 今回初めて日本に参りまして、温かく迎えていただきありがとうございます。また通訳者の皆さん、私は残念ながら日本語が話せないで、間を取り持っていていただき、感謝しております。なぜ、私たちはこの取り調べの録音・録画について話をするかということですが、英語圏ではなぜそれをするのか。伝統的なテロ取り調べ、警察の取り調べが効率が良くなかったということ、すなわちクリアな形で誤審、冤罪となった、やったことのない罪に問われて有罪となった人がいたということです。同時に有罪であるべき人が司法から逃れている。間違った人に取り調べをして、その人から虚偽の自白を得るということは真犯人は逃げていたということになるわけです。先ほどの話にありましたように、ジェーン先生がおっしゃったように強圧的な取り調べが行われたというのが一つの理由になって、今世界中でそれがイラク侵攻の理由になった、それでよかったのかという考え方が出てきているのです。また技術があれば簡単にできると思われるかもしれませんが、それが果たして全ての問題の万能薬になるのかどうかということを申し上げたいと思うのです。こういった記録の方法は非常に価値は高いものです。しかしそれは、やはり限界があると思いますので、適切な使い方が必要だと思います。国際的な状況についても触れていきます。主として私はオーストラリアについてお話をします。幸いなことに、私自身が行った研究というのは世界で初めての研究となりました。ランダムに記録化された取り調べをオーストラリアで、一つの州で1年かけて見ることができました。そして、この司法、刑事司法の専門家に面接をすることもできました。また、オーストラリアに来る前にイギリスでフィールドリサーチをしました。正式に録画・録音が始まる前の時代ですけれども、その時に何が起きているのかということを見ることができました。また、アメリカでの変化も見ること

ができましたので、そのような観点から国際的な比較もできていると思っています。

記録化については賛成論、反対論、両方あると思います。しかし、一番重要なのは、録音・録画というのは単に被疑者側になるのか、弁護士のためになるということにはならないということです。オーストラリアでも、他の国でも、イギリスでもベネフィットは全ての人に、すなわち警察、実務者、そして被疑者側にもありました。従って、警察官の中にはそういうふうを考えていただけないことがあるのは残念です。私が行った調査では、専門家はオーストラリアにおいて記録化が始まったということで、それが一番気に入ったという方は実は弁護士ではありません。検察官なんです。検察官が記録化がはじまってベネフィットが大きいとおっしゃった、弁護士よりもむしろ検察官がベネフィットが大きいと感じたんです。オーストラリアでは長年の取り組みがあります。こういう録音・録画については、ほぼ全ての取り調べに導入して、20年近くが経ちます。色々と反対意見もあります。録音・録画すべきではないという意見もあります。皆さんがご存知のものもあります。まずは、記録されたものは信頼できない、それは改ざんできるからだという意見です。また、記録するというのは経費上コストがかかりすぎるのではないかと、3つ目は取り調べ室はプライベートな場所である。警察官と被疑者のみがいて、そこで取り調べを行うべきで、そこにカメラが入るとその仕事ができなくなるという考え方、それに続いて、次の反対意見、記録化すること、可視化すること、被疑者が自白しなくなるので、これは刑事情報にマイナスだという意見です。そして、この実務側からの反対意見が出ます。自分たちの専門性を疑われているように感じるわけです。警察幹部は、自分たちは被疑者の取り調べをきちんとした方法で行っているから公開する必要はないとして、このカメラが入らなければいけないということは、この信頼性が疑われているということですかという異議になるわけです。しかし、色々な反対意見に対して、研究の結果何が分かったのでしょうか。まず、記録の改ざんについては問題にならないと私は研究の結果思いました。セキュリティの方法を入れます、デジタルの記録ですから。昔はカセットテープで録音していただけでした。その時は被疑者にカセットのコピーを渡しておりましたので、警察が改ざんしたらそれはわかるという仕組みに既になっていました。懸念は残っています。記録の後、トランスクリプトす

るときに問題はないのかということです。きちんと記録がトランスクリプトされて、正しい形で裁判所に提示されるのかということです。これについて、これが効果がありましたので、コストは確にかかるとはかもしれません。しかし、裁判の数が少なくなったり、公判の数が少なくなったり、時間が短くなったりします。自白したということについての疑義が減るからです。また、公開するということの価値があります。私の考えなのですが、警察官は仕事は閉められたドアの後ろでしかできないと考えているのであれば市民は心配をします。被疑者に対してどのように質問するのかというときに、その手法は公開できないような方法であってはならないと思うからです。従って、オープンにするということに価値が見出されます。

また、警察にとっても利益があります。このように可視化することについての利益ですが、警察官に対して、被疑者が警察官に叩かれたといったときにそうではないと映像で示すことができます。また検察官が可視化を好んでいる、それはなぜかという、公判の場、裁判において、映像を示すことができます。被疑者がどのような姿であったかということを取り調べ中の様子、どのような服装であって、薬物の影響があったかということ、アルコールを飲んでいたということがわかります。被告人席における被告人というのは、スーツを着て非常に穏やかかもしれない。その姿から違うかもしれない。また、可視化をすることによって、警察、あるいは検察が自白を得られるかどうか、有罪になれるかどうか、その率に影響があったかという結果は出ていません。また、この警察、検察の人たちが受け入れているということです。先ほど申し上げましたように特に検察がオーストラリアの場合、警察もそうなのですが、検察の方がこの録音・録画を受け入れる傾向が強いです。これは国際的な真実と言ってもいいと思います。こうした可視化・録音の前に検察・警察もこれまでは世の中の終わりだと言っていた、しかし、実際に記録が始まると、警察も検察もこれは最高のやり方だ、今までにないいい方法だと言っている。そして、最初から自分たちはそれを望んでいたかのように反応しています。

また、こういった録音・録画によって確かにより良い取り調べが行われるようになりました。このPEACEのプログラムといったイギリスのプログラムがあります。先ほどデラハンティ先生が仰ったような取り組みが行われているこ

と関係があります。ビデオを見ますと、警察官がこれまでの被疑者の取り調べのやり方が良くなかった、効率が良くなかったということを自覚できるようになりました。特に記録化することによって、可視化することによって、警察官は昔は自分は上手なんだというふうに、昔からありますオーストラリアの刑事、名物刑事のような人がいいと思っていたんですが、しかしそのスタイルは仕事がちんとできていないということが分かって、自白をしていても虚偽自白をしていたということが分かってくる。それは、これは冤罪になる人にとってのマイナス、そして先ほどお話しありましたように真の犯人が司法を逃れるということになってしまいます。

これまでは記録化、可視化の利点を申し上げましたが、マイナス面もありうると思います。それは何でしょうか。画像があるということ、そうすると信頼できないような心理学の使い方があるかもしれません。私は社会学者であって、法律学者でも心理学者でもありませんが、研究の文献を見ますと、嘘が見抜けるかどうかという文献があります。警察官は、嘘を見抜けないんです。これは見つかったとしても、ただの偶然だというレベルでしか被疑者の嘘を取り調べ中に見抜けないんです。警察官は体の動かし方ですとか、目を見ないとかそういうことがあれば、身体的なサインで嘘が見抜けると思っているかもしれませんが、研究の結果、警察官は何で有罪かどうか判断するのか。実は、有罪だから被疑者はそういう行動を取ると警察官は思うかもしれませんが、ストレスのせいで被疑者がそういう行動を取ってしまうということです。従って取調室でその人が本当のことを言っているかどうかというのを判断できないという研究結果ができています。また、文化的なカルチャーの問題もあると思います。アメリカのテレビで『Lie to Me』というサイコロジストが主人公で嘘を見抜けるという番組があります。毎週そのように成功し、犯人を見つけるわけですが、昨年、中国に行ってこのような場でこのような話をすることができました。心配になりました。というのは、警察官の方、この方は研修所の方なんですが、取調官に対してボディランゲージで嘘が見抜けるということを研修しているということを言いました。どこでそのアイデアを得たんですかということを聞いたら、『Lie to Me』というテレビ番組でやっていたから、こちらの警察では取調官の研修でやっているという答えがきました。非常に問題があると思いまし

た。

二つ目は録音・録画、部分的な録音・録画です。率直に言って、この録音・録画というのは刑事手法に利益を提供するためには全面的な録音・録画をする必要があります。それも警察署での取り調べの様子です。例えば、よくアメリカでやられる方法のひとつには警察官の方が通常のやり方で質問をし、最後の自白のところだけ可視化するというのは全く価値がありません。意味がありません。なぜかということなのですが、そのようなやり方でわかるのは、被疑者が自白をしたということだけです。どのようにして自白にいたったかというプロセスがわからないし、それが録音されてしまっているということで、いわば変に自白に説得力を与えてしまうのです。自白にどのように至ったのか、どのような警察官は技法を使って自白にいたらせたのかということを録音・録画する必要があります。皆さんの中には、それは日本ではできないと、というのは被疑者はひょっとして拘留されていて、数日間、例えば1ヶ月にわたって拘留されているわけだから、全ての取り調べの様子を全面的に録音・録画するのは不可能だと。これは後ほど申し上げますが、まずはその刑事司法制度を改革する必要があります。録音・録画だけでは不十分だということです。効率のよい捜査におきましては、拘留をそれほど長期間にわたってする必要はないはずです。イギリスの警察、それから刑事司法の証拠制度を見てみると、ほとんど私たちの研究で、これは80年代後半の研究ですが、ほとんどの事件については6時間で終わっています。本当に被疑者が24時間にわたって拘留されることはありません。最も重大な事件、例えばテロといったような重大犯罪でも一週間、一週間というのは考えられないほどの例外と言えるでしょう。ですから日本の警察で一ヶ月間にわたって拘留をして取り調べをするというのは、変であると申し上げておきたいと思います。それから、録音・録画がやりやすくなったということで、政治家たち、それから、刑事司法の担当の人たちが昔改革を避けようという傾向がある、それはよくないということです。

さらにまた、録音・録画することによって、それに依存しすぎるという問題も発生し得ます。例えば、オーストラリア、イギリスにおいてであります、ベストプラクティス、刑事司法においてのベストプラクティスは警察が過去のように、単に自白を得ることだけに依拠しないということです。これは警察に

とってはグッドプラクティスではありません。ジェーン先生がおっしゃったようにまずは証拠を集めるということです。逮捕に至るまでに証拠を集め、その証拠を取り調べの尋問を通して、取調室で示すということです。取り調べの尋問と、それによる自白というのは、それまでの捜査を確認する、その一端でしかないということです。自白を取り調べで得るだけに依拠してはいけないということです。録音・録画というのは、他の拘留だとか、取り調べに關しての他の統制方法と一貫して使わなければいけないということです。さらにまた、証拠としての録音・録画についての使用についてです。これも、単なる録音ではありますが、録音あるいは録画して長々と取り調べの様子を見るというのは公判では難しいと言われます。オーストラリアで初めて録音・録画が導入された時に全ては書き起こす。そして録音・録画の実際の画像の使用は例外的な事件にのみ留めるという風にいわれました。しかし、一番最初の点に戻りますが、そしてそれはその嘘ということでありますが、判事、裁判官の方が実際に警察で何が起こったかというのを見たいと言ったのです。その結果、長い録画を公判の場で示すことになりました。しかし、より実際的な問題は書き起こしの方です。例えばそこでどれだけ正確に書き起こしがなされているかどうかということに問題があると思います。ということで結論です。まとめです。

まずはじめに相互比較から学習出来る、学習すべきだということです。お互いの間違いから、また我々の実験的な導入から、学んできたということです。特に英国出身の人間、今はオーストラリアに住んでいますが、オーストラリアというのは本当にたくさん、十分に可視化が評価されていない、すばらしい学習が提供出来ると思います。20年以上にわたってオーストラリアは、録音・録画を警察での取り調べに使ってまいりました。アメリカに行って驚くのは、アメリカは、今でもまだまるで彼らが初めて導入したかのようなことをいいますが、実際に起こったことを理解していない。オーストラリアでは20年の経験があるということです。さらにまた心理学、社会学といったような学際的なアプローチです。もっと重要なことは、録音・録画を使うんだったら、それはしかしながらより幅広い犯罪捜査に対する規制や統制の一環でなければいけないということです。録音・録画だけでは警察の被疑者に対する取り調べの状態、そして取り調べの技法・モデルを改革する、そしてアメリカのやっている

READ テクニックなどはやめるべきだということです。明らかに READ テクニックというのは、たしかに自白を得るかもしれませんが、その自白は信ぴょう性はあるものではないと申し上げておきたい。

2つ目に刑事司法プロセスの改革には、まずは被疑者取り調べの際の弁護人の立ち会いは必要です。一つ大きなものとして、そんなことをやったら十分に自白を得られないと言われますが、イングランドの例に戻りますと、イングランドの取り調べの方法では、無料で弁護人がこの拘留中に提供されるということです。そして、取り調べの間、そしてしょっちゅう取り調べに弁護人が口を挟みます、それで取り調べが進まないと言われますが、それは神話であって、事実とは異なります。さらに、日本の制度というのは明らかに拘留期間を見直す必要があると思います。被疑者が長期にわたって、拘留されているというところを改革する必要があると思います。

4つ目、この身体拘束、被疑者ということですが、イングランドは刑事訴訟法において被疑者の統制について刑事 Detective Officer と警察官、拘留担当者との違いがあります。ディテクティブ・オフィサーというのは、そのユニフォームを着た警察官と役割に違いがあるということです。それから先ほど言ったことでありますが、これはどれも警察に対する批判ではないし、このような改革をやったことによって警察や警察の仕事がやりにくくなるということはありません。実際に様々な諸国で今日お話したような諸国で起こったその後のことを見てみると、警察はそれから検察庁の方も自分たちの仕事がやりやすくなったと理解しています。そして、最終的に有罪判決を受ける人間は本当に有罪であると。過去のように、誤判、冤罪の可能性が少なくなったということが言えると思います。オーストラリアでの研究の背景ということを申し上げました。『イントロゲーティング・イメージズ Interrogating images : audio-visually recorded police questioning of suspects』という本を私は書いています。これは録音・録画などに関して取り調べについて調査をオーストラリアで行った時のものです。最後にこれをお伝えして終わります。ありがとうございました。

司会 ディクソン先生ありがとうございました。『Lie to Me』という米国のド

ラマについておっしゃいましたが、ご存じのようにオーディエンスの方々、もうひとつ有名なアメリカのドラマ『CSI』があります。米国の法廷において、『CSI』シンドロームが起きているようです。陪審員が刑事科学的な証拠はどこにあるんだ、『CSI』シンドロームだという風に行っています。今朝思っただんですが、これからは『Lie to Me』シンドロームが起こるのではないのでしょうか。陪審員の方々、また裁判官が誰が嘘をついているかどうか探知できるいい警察がいらないかというようなシンドロームになるのではないのでしょうか。



Audio-visual Recording of Police Interrogation

Never Stand Still Faculty of Law

Professor David Dixon
Dean of Law, UNSW
Sydney, Australia

1

Audio-visual recording

- miscarriages of justice
- technology
- international developments
- arguments for and against



2

The usual objections

- tampering with records
- increasing cost
- infringing on necessary privacy
- losing confessions
- challenging practitioners
 - methods
 - reputation



3

What experience demonstrates

- technological and process bars to tampering
- efficiency gains
- value of openness
- confession and conviction rates
- acceptance by practitioners
- improving investigative practice



4

What may be wrong with recording?

- encouraging unreliable psychology
- incomplete recording
- politically avoiding reform
- encouraging over-confidence in and over-reliance on recording
- isolating recording from other controls on detention and interrogation
- using recorded interviews in evidence



5

Conclusions

- learning from comparative experience
- broadening disciplinary perspectives
- understanding criminal justice holistically
- using recording as just one tool in the broader regulation of criminal investigation



6

司会 まずは弁護士の秋田真志さんからコメントをいただき、フロアから質問をお受けしたいと思います。

秋田 弁護士の秋田と申します。大阪で弁護士をしております。私は大阪といいますと、一応、弁護士界では可視化論議発祥の地だと思います。大阪弁護士の横にはポールがたっていまして、全面可視化しかないというメッセージが横断幕に出ています。そういう事を言っている人が誰かといいますと、後から登壇されます小坂井さんということになるんですが、私はそういう大阪弁護士会の中で可視化を進めるグループの初期メンバーの一人かなということで本日もうこういうところに駆り出されることになったのかなと思います。その中で大阪の可視化グループというのは、通訳の方には申し訳ないですが、闇雲路線ということで、あちこち闇雲にやりまくるということが続けてきました。その中で、私もオーストラリアに行くということがありまして、今日こうして話をしろということになったのかなと思います。私どもが行きましたのは2004年ということで、実はもう10年前ということになります。その時にはとにかく洗練された、エリスプという表現だったと思いますが、プロトコルが定められていて、システムも定められていまして、非常に洗練された形で録音・録画がされました。それに非常に驚かされて帰ってきたということになります。それから10年経って、今日お二人の先生方からお話を聞いて、非常に先にどんどん行っておられるのだなということで別の意味で驚かされました。我々が行った時には、システムそのものに驚いてきたわけです。そのことについては既にご存知のとおりでありますし、このあとの小坂井さんが登壇されてお話される中でも出てきますが、日本でも可視化の議論が進み、一部、録音・録画、それから全過程、一部であります。取り調べの全過程が可視化されるという現状になってきています。ただ、現状そういうことで変わってきているはずなんです。最近ワールドカップで日本代表が強くなったんだという風に変わってきたんだということが言われていたのに、国際的には全然ダメだったということと同じかと思いますが、日本の現状はまだまだ世界から立ち遅れているのではな

いかというのが、私の今の印象であり、今日お二人の先生のお話を伺っていて、その印象を強く持ちました。というのはですね、ご存じのとおり、ワールドカップの話ですね。それで私の現状、私に関わっていた事件のことも含めてお話をしたいかなと思いますが、ご存知のように裁判員裁判が2009年に始まりまして、それから2010年に地検特捜部の大スキャンダル事件が起こり、それからいろいろ、可視化の動きが加速度的に進んでいって、法制審議会に進んでいったということがあったんですけれども、その中で実際に私がやっています事件の中でも何件か録音・録画されている事件に会うことができました。ただ、その中でご存知かと思いますが、これは在宅の事件で警察が可視化したわけではありませんが、東大阪署で私の依頼者が任意の取り調べの録音をしている。その中で、警察官が「おめえ、警察と勝負するんか」とすごんでいる録音をテレビなどでお聞きになったことがあるのではないのでしょうか。あれが本当になくなっているのかということですが、私は今年、2件程警察に対して抗議書を送っています。その内容が全て自白強要、録音・録画がされていない中ですけれども、その中で自白強要がなされているということがありました。ひとつは70歳の女性に対して大声でお前は本当はやっているんだろうと、これは暴力団との関係が疑われた側面もあったのではないかと思います、大阪府警の捜査4課がそういう取り調べをしていました。もう一件はですね、これはホワイトカラー犯罪で、よくあるお金の授受が疑われるようなことがあったんですが、それについて、本当に私の依頼者はホワイトカラーなんです、その人物に対して、お金を奪ったんだろう、そのことを認めればいいんだと、延々とやり続けるという取り調べが行われていました。何かと言うと、結論的にはストーリー、自分たちの見立てにあった供述を得ること、これがあくまで取り調べであると、先ほど先生のお話にありました、強圧的アプローチ、これが全然意識から抜けていないという事例が、ほとんど多いというのが、私がやっている事件がそういうのばかりなんだろうと言われますが、そういうことが起こっています。

昨年、裁判員裁判で無罪になった事件でも同じようなことがありまして、ある人が病院の車椅子に放火をしたということで、犯人性が争われた事件なんです、全面否認だったんですが、この事件でも激しい自白強要がなされて、一時は私の依頼者は弁護士との接見も拒否をして、本当にノイローゼのような状

態になった。最終的に無罪になったから良かったんですが、そういうことが繰り返されているということがあります。法制審議会の中でも議論があったわけなんです、警察は延々とそれに対して抵抗し続けてるということがあったようです。このことについては後から小坂井さんからお話があるとは思いますが、そういう中で彼らが意識の中でもっているのは真実発見というのは、彼らにとっての真実発見というのは、自分たちの見立てにあった供述を取るということであるという意識そのものはまだ変わっていないんだということになるかと思っています。その中で我々が刑事弁護の中で考えなければいけないのは、本当にそれに対してきっちりと対抗する術を弁護士が持っているのかどうかということ。今、警察の方もあるいは検察の意識改革が非常に重要なことなんです、その点についてはまだまだ我々は考えなければいけないことが多いのではないかと思います。といいますのは、多くの録音・録画がなされるようになってきていますが、それを使いこなすための弁護実績があるのかどうか。まだまだ技術の問題、今の仲先生のお話にもありましたが、警察の方はそういう技術というものを身に付けようとしているということですが、弁護士の方はまだまだこれからやらなければいけない。ある象徴的なことがあると思います。例えば、戦後に刑事訴訟法が日本はアメリカ型のものが導入された時に321条とか322条の解釈論というものに弁護士がきっちりと対応できなかったということによって非常にガラパゴス的な日本の実務運用がされたということがあり、それがたくさんの自白強要としてたくさんの冤罪を生んできたというのは皆さんご存知のとおりです。今、新たに可視化ということがあったわけですが、可視化ということに進んでいこうとしているわけですが、そこに対して、我々がきちんとした弁護実践をできずにまだガラパゴス的な自白強要がされるような捜査が行われていくことになれば、それは非常に危険なことだと思います。これはつい最近、『季刊刑事弁護』というもののの中で、金岡さんという弁護士さんが録音・録画されている中での検察のやり取り、黙秘している中なんです、そういう中で検察はこういう言い方をしています。「言うのが筋でしょう。言えないなら自分の言ったことが違うということでしょう。また嘘をついていると思っているけれど、嘘じゃないなら言えるでしょう。今嘘じゃないっていったわね。あんた前はいい顔をしてたけど、今日のあんたはとても見せられる顔

じゃないね」。こんな取り調べを 167 分間続けていたということがあるよう
あります。要は、可視化されている中でも自白強要が許されるというような
文化が生まれてしまったら大変なことです。まだまだこれからオーストラリアの
知見に学んでいかなければいけないということが今日よくよく分かりました。
是非ですね、その辺りは、学者の先生の協力がなければやっていけないと思
います。是非これからもよろしくお願いします。

司会 どうもありがとうございました。それでは時間が限られていますので、
フロアからの質疑をお願いしたいと思います。挙手の上、ご発言の際には所属、
お名前を仰って、どなたに対する質問かを明らかにしてご発言いただければと
思います。

Q 大阪市立大学の T と申します。デイビット・ディクソン先生に伺いた
いんですが、取り調べの全面可視化によって警察官、検察官は仕事がしやすくな
った、導入してよかったとお話を伺いました。オーストラリアの警察の方は取り
調べの過程を通して、被疑者の改善・更生、真人間に直すのだというようなこ
とは頭から考えておられないのかどうか。日本の警察は、その点が非常に重要
な仕事だと思われるようなんですが、警察って世界中変わらないような感
じがしまして、そういう点については可視化によってやりにくくなったのでは
ないかと。その点、警察の方はどう考えておられるのか。

日本では取り調べをするというのは、更生を考えていく、矯正を考えてい
ることなんです、オーストラリアの取調官は同じようなことを考えてい
るのでしょうか。

ディクソン オーストラリアではそれは警察の仕事とは思われていません。矯
正をするということを仰ったんですが、一般的にそれは警察の仕事という認識
はないと思います。録音・録画でそれがなぜできなくなるのでしょうか。日本
で警察官の行動が適切であって、良いアドバイスを被疑者に提供しようとする
のであれば、それは可視化の影響はないはずだと思うんですが、ですから質問
の意味がわかりません。なぜ録音・録画がそれに影響を及ぼすのか、意味がわ

かりません。

Q そうというようなことは求めているということで結構です。

司会 他の質問があれば、どうぞ。

Q2 今話に出てきた特別会、法制審議会で特別委員をしていた周防と申します。デイビット・ディクソン先生に質問があるんですが、日本の問題点、録音・録画以外の問題点として、弁護人の立会について、それと拘留の期間について挙げられました。実は法制審議会でもそれについては話し合いがなされたんですが、まず弁護士の立会について、これは捜査機関側だけでなく被害者を代表する会の方もそうなんですが、取り調べ段階で弁護人が取り調べ室の中にいたら被疑者は本当のことは言わなくなる。何も喋るなどと言われて、一切取り調べができなくなる。だからそんなことはありえないんだということが初日から強く語られ、それを聞いて、100年経っても実現できないのではないかと絶望を覚えました。そういう人たちに対して僕たちはどういう風に言って、弁護士の立会というのを認めさせなければいけないのか、全くわかりませんでした。ひとつ、そういう意見を言う人に対して、先生はどのような説得の言葉を持つのか教えてください。

ディクソン 簡単です。研究の証拠を見ても、他の諸国でどうなっているのかをまず示します。イングランドでは特に、たくさんの研究がなされています。いわゆる黙秘権の使用とそれから、弁護人の立会と被疑者の黙秘の関係について様々な調査がなされています。これについては私も論文がありますので、もし関心がおありでしたらお送りします。けれども簡単に言って、弁護人が常にリードして黙秘を促す、よって警察の仕事はとてできないというのは全くの神話です。根拠があります。どれだけのケースで黙秘がされているのか、警察の取調室での様子であります。弁護人がいてもそのようなパーセンテージは非常に低いんです。弁護人がいたら誰も何も語らないというのは全く真実とはかけ離れています。事象的な研究や証拠を見ても、弁護人の同席があったとし

でも、全く話すのを拒むということにはなりません。なぜか。それは確かに変だとおっしゃる人もいるでしょう。しかし2つ要素があります。まず第一点として、もし警察官がきちんとそういう対応をしていたら、先ほど言ったような取り調べをやったとしたら、まずは取り調べの前に十分な証拠を集めているはずです。よって単に自白だけでは頼るということにはなっていないはず。また被疑者が逮捕された、全く証拠もないのに逮捕されたというような状況であれば、弁護人は当然のことながら、黙秘をきちんと助言していいと思います。けれども、英国の刑事司法がこのように起こったわけであり、他のところも変わってきています。さらに警察がきちんと証拠を持っている、そのような場合に弁護人がどのように被疑者に助言するかということではありますが、きちんと協力をして重罪にならないようにすると思います。答えないと言っていたら、ためにはなりませんよと弁護人は被疑者に言うでしょう。また黙秘権の使用について、私のイングランドの研究を見てみると、なぜ被疑者が質問に答えようとならないのか、それは全く弁護人がそこにいるからとか、あるいは弁護人のアドバイスによるものだというのではなく、警察の取調官と自分の関係がまずいからです。取調官を信頼しないと話をしないのです。取調官がきちんと話をし、より良い関係を築き上げていたら、被疑者はきちんと拘束下において供述すると思います。このようにまっすぐ直接の関係があるわけではありません。弁護人がいるから黙秘権を使う、警察は仕事ができないというのは全くの神話でしかありません。

Q2 もう一つなんですが、先ほどのお話の中で6時間もあればオッケーだというお話がありましたが、日本は精密司法と言われる中で、拘留は3週間ぐらいにわたり、起訴された後でも拘留が続くという状況をさして、人質司法と言っているんですが、裁判所などは人質司法という事実はない、拘留の請求には適切に判断しているとおっしゃっていたんですが、今の先生のお話を聞いていると、そもそも21日間も拘留できるというそのものが人質司法を表しているというふうに思ったんですが、日本の警察、検察が主張する精密司法、21日間の取り調べと長い拘留によって事案の真相を解明していくんだということに対して、適切なこれもまた反論というか、批判のヒントを教えていただけると助

かります。

ディクソン 最後におっしゃったんですが、やはり自白を得るいい方法なのかもしれませんが、得てもその自白は信頼性が少ないと思うんです。拘留の期間が非常に長期間になるということ、これはデラハンティ先生にお伺いしたいんですが、それ自体が強圧的です。それほど長く拘束をするということ、もちろん自白は出るでしょうが、その自白が正確かどうか疑わしくなると思います。私は日本の刑事司法についてよく知りません。しかし、伺った範囲では、なぜそれほど長く拘束しなければいけないのか、理由が分かりません。また検察の仕事が拘留期間が短いとできないという理由もわかりません。やはり証拠としてはオーストラリア、イングランドの例を見ると、拘留期間が短い中でもうまくいっている。ですから日本でもできるのではないか。それが仕事ができない理由にはならないと思います。

デラハンティ 国による違いがあります。どのぐらい拘留できるかというのは、私の研究によっても違うんですが、取り調べの時間もそれによって変わってきます。オーストラリアでは4時間のリミットがあります。そして、当初取り調べが4時間以内で終わっていることが分かりましたので、効果があるんです。警察の方もより効果的に使える時間を使おうということになると思います。もう一つ申し上げたい、先ほどの質問に対して申し上げたいのは、最近の事象的な研究によりますと、『Rule and Behavior』という英国誌の最新号によりますと、そのような情報が出ていました。今ディクソン先生が仰ったとおりです。心理学的にプレッシャーを受けているということ、拘留期間が長くなるとなんでも言うってしまうということでした。従ってインセンティブを変えて、被疑者は質問が多い方がいいのか、拘留期間が長い方がいいのかというと、それだったら自白をしてしまおうと。従って司法的なプロセスがどちらに進んでも被疑者にとってマイナスであると思います。

司会 ではもうひとつ受け付けたいと思います。

Q3 私は法学には素人の自然科学の方で機械科学をやっています立命館大学の非常勤の〇と申します。全くの素人の質問なのですが、どの先生だったかな。デラハンティ先生に教えてほしいんですが、日本の場合、秘密保護法とか色んなことが提案されているんですが、特にテロの場合、オーストラリアにはそんな法律があるのかどうか。もしあれでしたら教えていただくと非常にありがたい。いわゆるまだ未遂なんですね。こんなことをしましょうと相談しただけでもダメだし、相手から収集するのもダメ、色んなところに縛りが出てくるんじゃないかなと思うんですね。もしあれば。

デラハンティ 日本だけではなくありません。そのような法案が考えられているのは、日本だけではなくありません。オーストラリアでも議論になるケースがありました。これは、いわゆる共謀と談義をしただけで有罪になりそうなケースがありました。これはオーストラリアのような状態になってはいけないと思います。オーストラリアでは非常に強力なテロ防止法というのがあり、今おっしゃったようなケースがあります。さらに報道に制約がかかり非常に厳しく制限されています。とにかくテロの被疑者を拘留するということになれば、非常に精神的に問題視されることになり、何らかのテロに対する問題については、オーストラリアの政府はどんどん法制化しようとし、まだ運用されていないものが多いんですが、しかしながら、ますます反テロ法を策定していますが、これは正しい方向ではないと思っています。

司会 ちょうどここで時間になりましたので、午前の部を終了させていただきたいと思います。どうぞスピーカー、コメンテーターの方に拍手をお願いします。一時間後の一時半より第二部を開始したいと思います。

第二部

「韓国における可視化以降の実践的問題と心理学的課題」

司会：山田 直子（関西学院大学教授）

パク・ノソプ (ハンリム大学教授)

司会 お待たせいたしました。それでは午後の部は「韓国における可視化以降の実践的問題と心理学的問題」と題しまして、司会は山田直子教授にお願いしております。なお、懇親会の席がまだ余っているようですので、是非ご参加の申し込みを受付の方でお願いします。では、山田教授お願いします。

山田 それでは定刻になりましたので、「韓国における可視化以降の実践的問題と心理学的課題」ということでパク先生とジョ先生にご講演をいただきまして、その後にコメンテーターとして京都弁護士会の遠山先生にお願いをしたいと思います。なお、プログラム、当初のアナウンスとは違ってくるんですが、先にパク先生にご講演いただいて、その後にジョ先生にご講演をいただく予定となっております。では、パク先生、ハンリム大学で教授をしていらっしゃる。講演のタイトルは「韓国における捜査過程の映像録画に関する立法過程と運営上の問題」ということになっています。パク先生に関しましては、韓国語でお話になったものを一度日本語に直して、日本語を英語に直すという二回通訳を通す関係上、少々、今までの講演と比べて少し時間がかかるかもしれませんが、ご了承ください。では、パク先生、お願いします。

パク こんにちは。私はパクです。まずはじめに指宿先生、佐藤先生、稲葉先生、このような機会をいただき、皆様の前で発言できることを嬉しく思い、大変光栄に思っております。韓国におけます可視化にお話するところで大変光栄に思います。では、韓国語に変えます。

(通訳) こんにちは。私はパク・ノソップです。指宿先生、佐藤先生、稲葉先生、若林先生、本当に招待していただき、感謝を申し上げます。また発表の機会をいただきありがとうございます。今日は韓国の映像録画制度を紹介することができ、大変光栄に思っています。では発表を始めさせていただきます。

韓国の政治的な改革は、韓国の社会全般の民衆に対する熱望を反映したものであり、司法に対する国民の関心の直下は、最近、刑事司法制度が抱えている問題点を社会的問題にすることが成功しました。2003年10月から2005年5月まで進行されました。改正の努力は刑事裁判参加制度の導入、被疑者尋問の時の弁護士参加権の保証、拘束被疑者の国選弁護制度の導入、令状実質審査制度の全面導入、量刑制度の改善など多様な制度の法律化に反映されました。

当時、改正刑事訴訟法の立法趣旨は人権保障および国民の司法参加とともにいわゆる調書裁判を克服し、公判中心主義的な刑事裁判の復元にも焦点を当てていました。このような改革議論は検事などの司法自治下の激しい反対にありました。その結果改正された刑事訴訟法では検事作成の被疑者尋問調書に対し、むしろ、現行司法より簡易化された要件で証拠能力が認められるようになりました。その結果、捜査手続き透明化のために議論された映像録画は尋問調書の傍聴手段に転落してしまいました。この発表では調書裁判の克服を提供している韓国の刑事手続において検事の尋問調書における問題点について、そしてその対策として議論された映像録画制度が外国とは全く異なった過程で立法化された点を説明させていただきます。

いわゆる調書裁判は捜査機関が作成した尋問調書に証拠能力を付与するところから始まります。刑事訴訟法第312条では司法警察官が作成した被疑者尋問調書は被疑者がその内容を認める場合のみ、証拠能力を付与します。しかし、検事が作成した被告人になった被疑者に対する被疑者尋問調書は適法な手続きと方式によって作成され、この成立申請が認められると、証拠にすることができるよう決定されています。今ご覧いただいたものは条文です。それは検事が作成した調書に関する条文です。刑事訴訟法では、捜査機関が調書の申請性を高めるために詳細な規定を設けています。捜査機関は、尋問の際に必ず調書を作成することを規定しており、陳述獲得の客観性を保証するため、尋問調書の作成の際に必ず署名するようにしています。しかし、調書の証拠能力を認める刑事訴訟法の第144条および第312条の要件が満たされても必然的に克服できないことがあります。その理由は捜査機関が作成する過程での、必然的に生じる調書の歪曲です。調書尋問は尋問者と被尋問者の常時のコミュニケーションを通じて作成されるということから、いろんな要因によって真実が歪曲され

る恐れがあります。

また、韓国の刑事裁判はこのような危険性があるにも関わらず、捜査機関が作成する調書に証拠能力を付与しております。刑事訴訟法上の調書に証拠能力を認めるようになった背景は、比較的単純なことから始まります。刑事訴訟法第312条によって、検事が作成した被疑者尋問の調書に対する証拠能力の認定会議は1954年刑事訴訟法制定の当時から議論の対象でした。夥しい議論のあげく、立法者は当時の時代的な状況を反映して、人権保障と捜査の効率性の調和を図りました。当時の立法者は、捜査機関が作成した調書の証拠能力を制限することで拷問をはじめ、強圧捜査を予防しようとしてしました。

しかしながらも争訟刑罪という刑事裁判の現実を考慮して、検事と司法警察官が作成した調書に対し、証拠能力と差別化することで、個人の人権保障と争訟刑罪の調和を達成しようとしてしました。しかし、当時の立法家が予想しなかった特異な現状が現れました。最初の一つは韓国の検事は被疑者陳述の証拠能力を確保するために必ず被疑者尋問をしなければいけません。最高裁はいわゆる被疑者の署名と捺印があれば、成立申請が認められると推定してきました。その結果、実質的な申請成立を争うなら、事実上、被告人側が強力な立証資料を積極的に提示しなければいけませんでした。最高裁はこのような調書も検事作成の被疑者尋問調書として認めました。このように見えない変遷と歪曲は韓国の刑事司法の信頼性を傷つけました。そこで2004年12月16日に最高裁は刑事訴訟法第312条が惹起している真実の歪曲と人権侵害の危険性を払拭するために検事作成の被疑者尋問調書の証拠能力を管理して、成立申請に関して形式的な成立申請が認められると、その実質的な成立申請が推定されると判断されてきた既存の観念を変更しました。それをもともと陳述者の陳述によって実質的な成立が認められた場合に限って、検事作成の被疑者尋問調書を証拠として使用できるとし、検事作成の被疑者尋問調書に制限が加えられることになりました。そして最高裁の立場の変化により、被疑者尋問調書の証拠能力が否定される深刻な状況に直面した検察は、調書を代替できる対策として映像録画制度の導入を積極的に主張しました。現在、映像録画制度を採択している多くの国では、捜査過程での人権侵害事例が頻繁に生じて裁判所と弁護士会などからの外部的な要求が映像録画制度を導入することになった原動力でした。

これに対し、韓国は検事をはじめ捜査機関が映像録画制度の導入を主張しました。また捜査機関が警察と一元化されている英米法の国とは異なり、韓国の警察と検察はそれぞれ異なる目的を持って、映像録画制度の導入を試みました。韓国の警察では1998年、ソウル南部警察省を示範警察省に指定し、被疑者尋問過程において映像録画制度を導入しようとしていました。しかしその当時、導入趣旨は、司法警察官が調査過程に対する強圧捜査への批判を解消しようとしたためでした。しかし、その当時警察庁は莫大な費用と録音の捏造についての危険性と、録音テープが累積される場合、傍聴する問題とか、捜査の機密が流出される可能性が提起され、映像録画制度の全国的な実施については最初は理論的に対応しました。

しかし2003年に改正された性暴力犯罪に関する法律では、性暴力被害児童に対する映像録画が義務化されています。児童性暴力被害者に対する警察官の調査の段階から陳述映像録画は被害者の反復陳述によるセカンドレイプなどの人権侵害を最小化し、警察の捜査に対する国民の信頼を高める機会になりました。このように警察の捜査の信頼性のために映像録画制度が必要だと認識した警察は被疑者尋問過程においての映像録画に再び関心を持ち始めました。検察は捜査過程の録画方式についての外国の事例を研究し、事案運営を推進するなど体系的な準備をしてきました。これに比べ刑事法学会では公判中心主義を導入するためには、尋問調書の証拠能力を否定すべきだと認識しましたが、捜査手続きの透明化を実現できる対策としての映像録画は相対的に準備が不十分でした。2004年末に検察調書の証拠能力を制限する判例、および検事作成の被疑者尋問調書の証拠能力を否定する司法改革推進委員会の刑事訴訟法の改正方向が具体化されたら、検察は強く反発し、葛藤状況を解決できる代替手段として2005年映像録画を証拠として使用できるようにすることを司法制度改革推進委員会に提案しました。その後、熾烈な議論の挙句、公判中心主義を全面的に要求した司法制度改革推進委員会の早期の主張とは異なり、法官と検察の実務意見を全面に受容しました。その結果、検事作成の調書作成は現行のまま、証拠能力を付与し、捜査過程の映像録画物についても証拠能力を認める方向に刑事訴訟法の立法案を確定しました。

しかし司法改革推進委員会が提示した法案は、5回の修正作業により、被疑

者などの同意のもと、被疑者尋問の時の映像録画が可能であると修正されました。映像録画物の証拠能力を認める第312条の規定は削除されたまま、2008年1月1日から本格的に施行されるようになりました。結局、改正刑事訴訟法では検事作成の被疑者尋問調書に対して、証拠能力を認定して具体的な法案まで提示することで調書裁判の慣行を排除する意思のないことを明白にしています。

このように改正刑事訴訟法は、検事作成の被疑者尋問調書について2004年の最高裁判決により、緩和された要件で証拠能力を認めており、調書、証明調書の客観性を保証する手段にのみ映像録画を認めています。今後、検察と司法警察の映像録画に対する活用方式で大きな差が出ると考えられています。のみならず捜査手続きの透明化を実現させる法案としての映像録画がもともとの趣旨のように定着するのは難しいだろうと最初から予想されました。

次は刑事訴訟法改正後の映像録画制度の運用実態の分析について、説明させていただきます。検事による調書録画の場合、調書に記載された内容が被告人が陳述した内容と統一性の可否を確認するための手段として活用される可能性があって、一応録画の実施の件数は最初から超過されると予想されました。検察庁は2004年5月から20の検察室で実験的な試案実施した以降、最近まで全国で約650の電子調査室を設置しました。実際に映像録画の実施検証の現状を見ると2006年4865件、5723名、2007年度は1万9987件、2万2016名になります。このように急激な増加を見せました。2009年の場合は、映像録画の現状を分析した結果、検察捜査の全体の50%に至りました。

警察での使用は、検察の映像録画の運用とは異なっています。上述したように、司法警察官は映像録画とは関係がなく、調書作成が義務化されており、調書について被告人が内容を否認する場合、調書はただちに証拠能力を失い、映像録画物を証拠に使用することができません。しかし、警察庁は刑事訴訟法の改正以前である2006年1月からヤンチョン警察庁の軽犯罪チームで試験運用をしており、これを徐々に拡大し2007年からは全面使用して現在では650個の録画室が設置されています。警察庁では録画した陳述録画の活用が件数が2008年頃には約9万件までいたりましたが、それ以降2012年まで持続的に減少されました。その後成果の項目から除外されるなどの誘引要素がなく

なり、独自の証拠能力に認められない理由で、次第に活用度が低くなりました。

今ご覧いただいた映像は警察、ヤンチョン警察庁のビデオルームです（スライド 20）。ドアを閉めた後とドアを開けた時の写真です。このビデオルーム室にはカメラ 2 つが設置されており、コンピューターも設置されていて、顔を見ることができます。

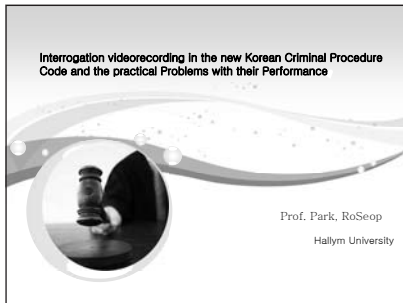
最後なのですが、韓国の最近の刑事訴訟法の改正の方向については、公判中心主義を刑事司法に定着させることでした。新たな公判中心主義の実現は最初の改革趣旨のように捜査機関が作成した調書の証拠能力を原則的に否認することからスタートしなければいけません。また国民が参加する公判中心主義的な刑事手続きは、捜査手続きと捜査機関の活動を監視および統制できる捜査活動の透明化が前提となるべきです。また全ての刑事事件に対する弁護士の参加は実務的に難しいことを鑑みれば、捜査手続きの透明化のための現実的な手段は映像録画です。

しかし、改正刑事訴訟法に従うためには、検察庁は、調書に対する証拠能力を認定されるための手段として映像記録を活用するかもしれません。また司法警察の場合は、少なくとも、弾劾証拠に使用可能な調書を作成するのが、むしろ証拠としての価値が高いと判断することで捜査手続きの映像録画制度、そのものが有名無実化される危険性にさらされています。このようなことを考えると、刑事手続きの透明化のために映像録画が実質的に定着できるような土台を準備しなければなりません。それが刑事訴訟法第 214 条に基づいた調書作成の義務化に関する問題です。映像録画が尋問過程の透明性ないし歪曲化の排除に寄与するため、優先的に刑事訴訟法の記録方法についての改正が必要です。

次に 2 番目は刑事訴訟法の第 214 条の 2 の規定する捜査機関による映像録画の裁量問題です。映像録画が自由裁量に委ねられた場合、現在の訴訟当事者の不公平性がより深刻化される恐れがあります。公判での捜査官の法廷証言の時、その信頼性の回避を確認するための手段として利用するためには、少なくとも被疑者の権利を法的に明文化し、優先的に重犯罪を対象にして、映像録画を義務化しなければいけません。このような方法が実現するとき、映像録画制度は公判中心主義の刑事手続きを復元する手段として定着することができると思わ

れます。ご清聴ありがとうございます。

山田 パク先生、ありがとうございました。



1



I. Introduction

- ◆ Political reforms in Korea have reflected the desire to democratize.
- ◆ people are increasingly interested in justice system. So the problems in the criminal justice system were magnified.
- ◆ Through recent judicial reforms,
 - A jury trial was introduced,
 - the right to counsel during examination of a suspect was guaranteed,
 - Detention of Suspect was introduced, and
 - the system of determination of punishment was improved.

2



I. Introduction

- ◆ **The purpose of the revised Criminal Procedure Code** is to
 - protect human rights,
 - enhance national judicial participation,
 - overcome the phenomenon of 'trial by dossiers'
 - **realize the cross-examinations by the parties in a courtroom.**
- ◆ However, Judicial practitioners such as the public prosecutors desperately opposed the reform.
- ◆ Consequently, **admissibility of prosecutors interrogation dossiers was moderated**
- ◆ **videorecording degenerated into a assistant for an interrogation.**

3



II. History Of so called 'trial by dossiers'

- ◆ So-called 'trial by dossiers' is originated from admissibility of interrogations by an investigative institution.
- ◆ A protocol prepared by any investigative institution other than a public prosecutor for examination of a suspect is admissible as evidence, according to Criminal Procedure Code article 312 (3)
- ◆ A protocol in which the public prosecutor recorded a statement of a defendant: the article 312 (1), (2) of the Criminal Procedure Code

4



Article 312 (Protocol Prepared by Public Prosecutor or Judicial Police Officer)

- (1) A protocol in which the public prosecutor recorded a statement of a defendant when the defendant was at the stage of suspect is admissible as evidence, only if it was prepared in compliance with the due process and proper method, the defendant admits in his pleading in a preparatory hearing or a trial that its contents are the same as he stated, and it is proved that the statement recorded in the protocol was made in a particularly reliable state.
- (2) Notwithstanding paragraph (1), if the defendant denies the authenticity in formation of the protocol, it is admissible as evidence, only when it is proved by a video-recorded product or any other objective means that the statement recorded in the protocol is the same as the defendant stated and was made in a particularly reliable state.
- (3) A protocol prepared by any investigative institution other than a public prosecutor for examination of a suspect is admissible as evidence, only if it was prepared in compliance with the due process and proper method and the defendant, who was the suspect at the time, or his defense counsel admits its contents in a preparatory hearing or a trial.

5



Article 244-2 (Video Recording of Suspect's Statements)

- (1) The statements made by a suspect may be recorded by a video recording system. In this case, the suspect shall be informed of video recording in advance, and the entire process from the beginning to the end of interrogation and the objective circumstances shall be recorded by the video recording system.
- (2) Once the video recording under paragraph (1) is finished, the original recording medium shall be sealed without delay in the presence of the suspect or his defense counsel, and the suspect shall be required to print his name and affix his seal or write his signature thereon.
- (3) Upon a demand by the suspect or his defense counsel in the case of paragraph (2), the video-recorded product shall be replayed for viewing. In such instance, if there is any objection raised to its contents thereof, the purport of such objection shall be put down in writing and shall be attached to the product.

6



II. History Of so called 'trial by dossiers'



- ◆ Distortion~ Problems of Interrogation Protocols
 - Even if the requirements of the articles 244, 312 are fulfilled,
 - the thing is inevitable distortion of an interrogatory.
 - Because a long conversation between an examiner and an examinee makes an interrogatory,
 - Some factors would cause distortion of the truth.

7



II. History Of so called 'trial by dossiers'



- ◆ The Code 312: the most controversial issue of legislative process in year1954
 - A criminal trial took the risks and gave admissibility of an interrogatory.
 - The most controversial issue is whether to give admissibility of an interrogatory or not.
 - The legislators made an attempt to balance between protection of human rights and effectiveness of an investigation.
- ◆ The legislators tried to achieve judicial economy by making a distinction between an interrogatory by the public prosecutors and by the judicial police officer.

8



II. History Of so called 'trial by dossiers'



- ◆ **But something the legislators couldn't expect happened.**
 - The public prosecutors have to interrogate a suspect to get admissibility of a statement.
 - The prosecution investigation officers examine a suspect and the public prosecutors only sign an interrogatory.
 - The public prosecutors couldn't directly examine all the suspects because the number of cases is over two millions in one year.
 - The supreme court admit that kind of interrogatory as prosecutors interrogation dossiers.
- ◆ **This underlying distortions spoiled credibility of criminal justice.**

9



II. History Of so called 'trial by dossiers'



- ◆ The supreme court broke the precedent and restrict admissibility of prosecutors interrogation dossiers, showing that substantial authenticity is required.
- ◆ The precedent assumed substantial authenticity if prosecutors interrogation dossiers only have formal authenticity.
- ◆ Due to Supreme court's change in position, The prosecution has no choice but to strenuously insist on introduction videorecording system.

10



III. Debate about the videorecording and its legislative process



- ◆ **In most countries**
 - Outside organizations, including a court and a bar association, demanded introduction of videorecording system.
 - denouncing that violation of human rights in criminal investigation process
- ◆ **In Korea, on the other hand,**
 - the prosecution and police led introduction of videorecording system.
 - Furthermore, they The purposes of introducing videorecording system differ between the prosecution and police

11



III. Debate about the videorecording and its legislative process



- ◆ **Korean national police agency**
 - aim of introduction was to calm controversy about pressed investigation by the judicial police officer.
 - However, skeptical of national implement of videorecording with the concerns about enormous expense and leakage of confidential information about an investigation.
- ◆ As 「Punishment of Sexual Crimes and Protection of Victims Act」 was revised in 2003, It is obligated to videorecord children victim of sexual violence.

12



III. Debate about the videorecording and its legislative process



- ◆ **Korean national police agency**
 - found that videorecording can contribute to the credibility of police investigation
 - was interested in videorecording during interrogation of a suspect.
- ◆ **Korean national police agency** had strong will to prepare to gain independence of investigation.

13



III. Debate about the videorecording and its legislative process



- ◆ The prosecution
 - has prepared itself for videorecording, as studying foreign cases and carrying forward test operations.
- ◆ Contrarily, the criminal jurisprudence academic community
 - didn't adequately prepare for videorecording that can clarify investigation process
 - even though it agreed that admissibility of interrogation should be denied in a courtroom.
- ◆ In 2004 the prosecution suggested that videorecording materials have admissibility in a courtroom.

14



III. Debate about the videorecording and its legislative process



- ◆ The Reason of the prosecution suggestion
 - It looked gloomy that interrogation would be accepted its admissibility.
- ◆ But as discussion about prosecutors' interrogation dossiers and videorecording continued in presidential commission on judicial reform,
 - The judiciary began to insist that aggravating tasks is worried in case admissibility of interrogation
 - they had some apprehensions that a courtroom descends to a videorecording theater if videorecording gets the admissibility.

15



III. Debate about the videorecording and its legislative process



- ◆ Presidential commission on judicial reform determined the legislation bill
 - an interrogatory by the public prosecutors has admissibility which same as at present(312)
 - videorecording get admissibility on condition that it is supplementary means(312-2).
- ◆ However, the national assembly deleted the article 312-2 of giving a videorecording admissibility
- ◆ The revised Criminal Procedure Code clarify it has no will of excluding 'trial by dossiers' by giving admissibility to an interrogatory by the public prosecutors.

16



IV. Using rate of videorecording after revised Criminal Procedure Code



- ◆ Because videorecording by the public prosecutors can be used to confirm prosecutors' interrogation dossiers are same as written statements,
- ◆ The number of implementation of videorecording was expected to increase.
- ◆ In 2009, It accounted for 50% of the number of all the prosecution investigation.

Years	2006	2007	2008	2009
N of VR	4,855	19,197	25,191	50,967

17



IV. Using rate of videorecording after revised Criminal Procedure Code



- ◆ The police's application of videorecording differs from the prosecution's.
- ◆ The police have to write interrogations regardless of videorecording.
- ◆ If the accused deny the interrogation, The interrogation and videorecording immediately lose their admissibilities.
- ◆ But the police has already set up 650 videorecording rooms until 2007.

Years	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
N of VR	943	18,013	89,338	73,371	38,087	21,174	20,295	40,967

※ 2 Million crime cases a year

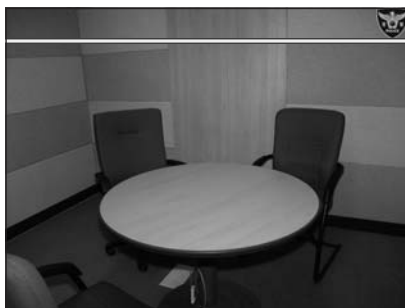
18



19



20



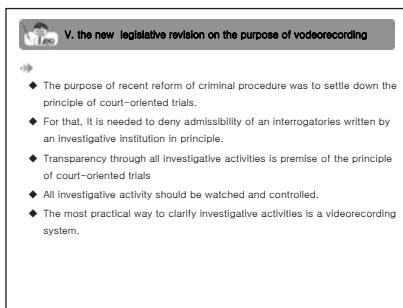
21



22



23



24



V. the new legislative revision on the purpose of videorecording



- ◆ some conditions for a videorecording system to settle down in a criminal suit.
 - obligation draw up of an interrogatory.
 - a suspect should be given request right to videorecording
- ◆ a suspect should be given request right to videorecording.

25

Thank You

26

報告 2 : Video Recording of Suspect Interviewing in Korea: Its Lessons and Future Directions

ジョ・ウンキョン (ハンリム大学教授)

司会 続きまして、ジョ・ウンキョン先生よろしくお願いします。

ジョ ジョ・ウンキョンでございます。ハンリム大学のものです。シンポジウムの素晴らしい主催者に感謝いたします。こちらに来て、私の話、研究結果をお話出来ることを本当に嬉しく思います。取り調べの可視化についてお話を申し上げます。

こちらのほうが私の話の目次になっています (スライド 2)。3 つ焦点を当てて今日はお話をしていきます。2 番目に書いておりますように、供述調書の問題点にどんなものがあるかということで、パク先生の方から供述調書ということでお話がありました。3 点目、自白をベースにした被疑者取り調べインタビューということで、そのような取り調べの面接のスキルをどのように上げているかということについてお話を申し上げます。また、将来についてもお話したいと思います。

こちらは基本的に韓国の刑事司法制度のシステムを図式化したものです (スライド 3)。可視化ですが、刑訴法を 2007 年に修正いたしまして、その後導入されました。警察、また検察で可視化のインタビューを始めるということ、子供の性犯罪の被害者から始まりまして、そしてこのような可視化を行うということをトライしました。警察庁でまず行い、パク先生からお話がありましたが、これは改正前のお話でした。それから検察と警察の方では取り調べ、それからインタビューについては両方でやっておりますが、警察は捜査のために行い、検察は被疑者の質問というのは、ちゃんと証拠能力を持った指摘をするということが目的となっているわけです。それで供述調書ですが、通常は質問と答えから成り立っています。ということはインタビューをそのまま書きおこしたような形になるわけです。しかし供述調書ですが、実際にはそれを書きおこしたものではありません。対話みたいなものですが、どうもギャップがあるんです、

私の研究では。実際に供述調書として出てきたものと、実際に会話としてビデオで見るのでは中身が違っているということが多々あるわけです。被疑者のインタビューですが、法制審議会などにおいての議論になっています。今までは事象的な研究よりもそちらの方で取り立たされていました。可視化が導入される前に科学的系統的な研究がなされていなかったのです。それで刑法に改正された2007年に可視化が導入されて、初めて研究の分野においても大きな一歩を踏み出すことができました。ただこちらの方は、必ずそれを導入するということが義務化されていない、インタビューされたデータにアクセスできるのは限られているということで、基本的なことしかわかりませんでした。最近の研究をさらに突っ込んで行うことによりまして、被疑者のインタビューがどのように行われているかという問題点が浮き彫りになりました。

その問題点について3つ申し上げたいと思います。まず、一つ目の問題として供述調書の記録ですが、供述調書が検察官によって作られるのは、これを作って持っていったら証拠能力があるとされているわけですが、この供述調書がそのまま真の被疑者が言ったことを代表しているのかどうかということに疑義があるわけです。私の方の調査結果を紹介します（スライド7）。これはリ・ハンリー先生という心理学の論文を書いていた方と私が一緒になって行ったものです。これは、供述調書とそれからビデオと同じ被疑者で比較したものの調査結果です。そして、どれぐらいのギャップが幅と内容にあるかというのを調べました。10の刑事犯を調べました。このビデオ記録したものを書きおこしまして、供述調書の方も分析しまして、ビデオのものと比較してみました。ビデオと供述調書の間にギャップがないかということを調べてチェックいたしまして、影響因子とパターンがどうであるかということで類型化してきました。こちらを見ていただきますと、影響を与えた種類、こちらの方は2つのカテゴリーからできています（スライド8）。こちらの方は歪みがある、歪曲があるということです。つまりギャップがあるということで、実際の供述調書とは違っているということです。そして、この歪曲は3つの中身から出ています。これが有罪か無罪かということに影響を与える、それがひとつの基準です。裁判所によって影響があったか、それから量刑の判断に影響があったか、また忘却があったことによって手続き上の瑕疵があったか。不適切な形でミラ

ンダ・ルールを提供していなかったかとか、間違ったインストラクションを提供していなかったかということです。それからギャップはあったんですが、ギャップがあったからといって、中身が歪曲されているわけではないというものもありました。中身が関係ない、歪曲ではないんですが、争点外の内容であったということもあります。それから、歪曲が発見されますと、さらにそれを省略、捏造というふうに振り分けていきました。省略の方は答えが省略された、それから返答の方も省略された、問答省略、それから、捏造の方ですが、返答の明確な捏造があったり、返答の微妙な捏造があって、質問が捏造されて作られていたりとか、問答がビデオではあったけれども、さらに追加されているということで、問答が転換されて質問が答えになっているということもありました。そして、この10件の場合ですが、平均49のギャップがありました（スライド9）。差が多かったのは、実際に有罪か無罪かというものに影響するものが多かった。これ（スライド10）が79%を占めていました。手続き的な瑕疵ですが、各々のケースで一つずつありました。これはどのような影響が出てきているかということについての、基準別の観察のヒントです。赤いところですが、答えが除外されたというのがよく見られているもので、それから質問と答えがひっくり返った。それが同じくらい多かった。微妙に答えが捏造されたというのが次に多かったです。研究の結果を見てみると、このような差が出てくるのが有罪無罪の判決に影響が出てくるということになりますと、歪曲、ミランダ・ルールの説明が適切でなかったとか、可視化の承諾についてとっていなかったとか、真夜中のインタビューについて承諾があったかどうかということが瑕疵になります。それから質問と答えがひっくり返っているとか、そういったものが除去されているということがビデオと供述書とでギャップとしてありました。また、明々白々な答えが捏造されているというのはなかったんですが、微妙な捏造はありました。では次に自白を求めるような問いの場合ですが、ご存知のように自白は刑事事件の裁判では非常に説得力のある証拠です。これはケースの情報収集のみならず、被疑者の自白を誘導するということを多々あるわけです。自白を取るという圧力によりまして、嘘の自白が誘導されたりします。そして、狭量なバイアスがかかったものがあります。パク先生がおっしゃったように自白が韓国において非常に重要な証拠となりうるということでしたか

ら。そして類型化をこのような形で行いました（スライド 13）。人間的なものと支配的な形であったものと、情報収集のタイプと詰問的なものです。ではこちらの方は、2007 年に嘘の自白をしたということの例です（スライド 14）。ホームレスのティーンエージャーを死に至らしめるまで暴力をふるったという二人の少女、2 人の少年の場合です。ティーンエージャーの被疑者は、共犯者として 2 人の精神的な障害にあたって、アルコール中毒にある成人の被疑者によりまして、共犯であるというふうに言われました。物的証拠はありませんでした。そして今度は被疑者の可視化をしました。裁判の結果はこのように出ました、判決ですが、4 人のティーンエージャーに有罪の判決が出ました。量刑は拘禁刑で 2 年から 4 年となっています。これが控訴されまして、今度は自白は誘導されたものだとか裁判官が言ったのです。どうやら検察の方でこれを誘導したもので信用できないということで他の証拠は提出されていませんでしたので、無罪になりました。そして最高裁の方でも同判決を支持したということになります。それで、まだいろいろと調査を続けまして、パク先生は国選弁護士としての役割を持っておられましてビデオを分析されました。そして供述調書と比較したわけです。こちらの方も証拠として裁判所の方に提出されていたものですが、そこから分かりましたのは、この 6 つの項目です。1 点目としまして、可視化は被告が自白を始めた時から始まったということです。はじめから実施されていたわけではありません。よって全てこれが可視化されていたというわけではなかった。自白は様々な支配的な質問の方略を使って誘導されて、否認しても共犯者が既に自白をしているのでダメだと言われたとか、そして被疑者は犯罪に対して非難され、嘘を言っていると言われた。そして被疑者がほかに証拠があるという風に言われた。また、自白をすれば楽になると言われた。そして 6 つ目、もし自白をすれば、捜査官、検察官の方のもっと簡単な量刑になるだろうと言われた、ということです。

もうひとつの調査、これは検察に関するものでありまして、そちらは論文の方に書いています。受刑者にどういう経験を受けたかということを知り、自白の理由についても聞いております。大半の受刑者が言うには、なぜ自白したかその理由は取調官が自分のことを尊重してくれた、つまり強圧的ではなかったということ、最初から自白するつもりだった、取り調べを受ける前からそのつ

もりであったと答えた受刑者が多いという結果がわかりました。そこで次のポイントです。一番効果的な面接のスキルは何なのかということです。自白、あるいは不利な事実の是認を得るために効果的なやり方はないのかということですが、自白を得るためには、それは面接のスキルで決まるという取調官が多いんですが、研究によりますと、態度の変化、否認から自白への変化と、どのような面接技法が使われたかということには相関がないようであります。これは取調官が思っているのとはかなり違っているということです。そして、次の研究では、韓国の被疑者、そして面接をする側が実際にどのようなやり取りをしているのかということを確認しようと思いました。これは最高検事局からの依頼を受けまして、研究を始めました。問いは3つあります（スライド18）。どのようにして韓国の取調、面接そして被疑者がやっているかということ。また、是認や自白を得るために効果的な方法があるのかということ。また、このより良い面接ができるように捜査官の研修が必要かどうかということでした。この研究において、私たちがデータベースからサンプルを取りました。ビデオに記録されている、そこに保管されている取調の様子について見ました。2005年から2013年にかけての事件ですが、大半の取り調べについては2007年から2009年の間のものが多かったんです。パク先生がおっしゃったようにこのビデオを使った面接の数は2007年から2009年にかけて多かった。それは法的な理由があったからです。そしてその後は減っています。可視化が減っているということです。私の研究の場合はサンプルのほとんどが2007年から2009年までの間に集中しています。一貫否認の場合と陳述変化の場合の比較をしました。サンプルを集める時に考えたこととしては、この一環否認と陳述変化を同数にしたいと思っていましたので、それぞれ48となりました。性的な暴力ならびに殺人が対象となっています。逐語訳を見て、そしてインタビューの長さを計測し、そしてコーディングをして内容を確認いたしました。センシティブな情報については全て除去してからコーディングを行っています。コーディングについては2人の研修を受けたコーダーがやっております。コーダー間の一致率が0.67です。被疑者の応答のタイプについては、より高い信頼度になっており、0.95となりました。被疑者面談に使われた戦略については、強圧的なもの対情報収集型と2つに分けました。黄色の方が強圧的な面談の戦略です。白で表現

しているのが情報収集型のアプローチです。

ラポール形成についても検討しています。このようなカテゴリーに分けました。ほかの研究から持ってくるのではなく、書き起された面談の内容を読んだ上で共通して見られるラポール形成について、このように分類してコード分けをするようにしました。まず面談の時間です。一番多かったのが30分から60分というものがビデオで記録された面接で多かったということ、後は30%くらいが30分くらいでした。したがって全体の80%ぐらいが一時間以内で完了しています。中には長いものもありました。殺人と性的な暴力、いずれも深刻重大な犯罪であります。これは一番最初の面接ではありません。警察官が最初の何回か面接を被疑者に行った上で、被疑者が検察の方に送られ、そこで検事の取り調べを受ける、その部分のサンプルを今回まとめました。では、どういった技法が使われているかということを見えます。赤い方は陳述変化、ブルーは一貫否認のグループです。このようにあまり面白くない結果となりました(スライド23)。一番よく使われていたテクニックが誘導質問でした。圧倒的に多かったです。何度も使われています。使われる頻度が高いです。陳述変化群の方が誘導質問の割合が高くなっています。チャレンジングというのは、異議を提起するということですが、こちらは一貫否認の方が多くなっています。中間とは違った結果となりました。陳述の変化があったということは、それは異議提起があったからではないかと思っていたんですが、そうではありませんでした。それ以外の技法、強圧的なものと情報収集型とありますが、両群の間であまり差はありませんでした。

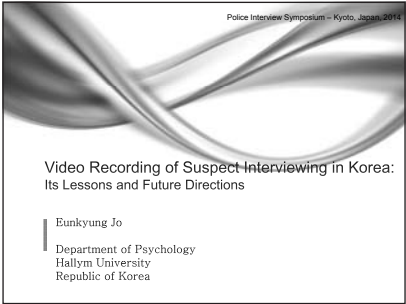
こちらは陳述変化群のみです(スライド24)。赤は陳述変化後、ブルーは陳述変化前で分けて、もう一度検討しています。やはり誘導質問が多いですが、検事はオープンエンド質問は陳述変化の前が多いということ、また証拠の提示につきましても陳述変化の前が多くて後が少ない、これはわかると思います。紳士的で、穏やかな勧誘、これも陳述変化前が多い。一方で、一度陳述変化が起こった後に検事が被疑者に対して憂慮を示すようになっています。なぜかはわかりませんがそこで憂慮を示すようになっています。こちらは、ラポール形成の結果です。面接のマニュアルはどれもラポール形成は重要だと言っていますが、今回私が検討したサンプルは41%でしかラポール形成が行われていま

せんので、ラポール形成の努力があまり頻繁には見られなかったということです。一方で陳述変化のグループの方がラポール形成の努力が多くなりました。一貫否認よりも多いという結果が出ていました。続いてどのようなラポール形成を使っているのかと言いますと、興味深いことにエンパシー、共感というのが多いです。多いと言いましたが、これは陳述変化の被疑者に対してです。それ以外は差はないようでありました。

ラポール形成を使って被疑者を説得しようとしているかどうかということですが、ラポール形成を使って陳述を変えさせようとしているときにうまくいっているのは、陳述変化のグループです。自白を得ることができたのは、ラポール形成を行ったうちの10件のうちの9件なので90%ありました。ただし、サンプル数が大きくはありません。

ではまとめです。今回の結果、誘導質問、暗示質問が一番多く使われている技法でした。異議提起、そして干渉というのが使われているのが全体の半数以上ほどありました。強圧的な方法と、情報収集の方法の混合が見られました。オープンエンドの質問、あるいは証拠の開示、そして穏やかな勧誘が使われているのは陳述変化前の方が多かったということです。当研究についての議論です。ここに書いてあるとおりですが、今回の研究で申し上げたいのは、情報収集型のアプローチにはベネフィットがあるということ、これは政策立案者、そして司法側がより強く理解すべきだと思います。ビデオで記録をすることによりまして、被疑者面談の問題点が明らかになってきました。こうした問題点を解決し、面接を改良するためにはもっと科学的な研究が必要だと思います。韓国における可視化には独自の問題があると思います。しかし、もっと積極的に使用し、誤審を防ぐためにも活用すべきだと思います。以上です。ご清聴いただき、ありがとうございました。

山田 はい、ジョ先生、ありがとうございました。

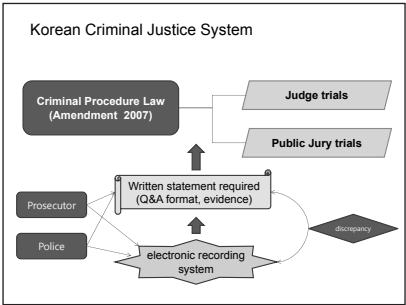


1

Table of Content

- 1. Introduction
- 2. Problem of Written Examination Records
- 3. Confession-oriented Suspect Interviewing
- 4. Investigative Interview Skills
- 5. Discussion

2



3

1. Introduction

Suspect interview was considered to be a topic of legal debate rather than that of empirical research.

Until the introduction of video recording system , there was little systematic or scientific research on suspect interview.

Inclusion of video recording of investigative interviewing in the Criminal Procedure Law Amendment in 2007 was a big step forward to suspect interview research.

4

Although video recording of suspect interview is not mandatory and access to interview data is very limited, video recording system provides a basis for understanding suspect interview practices.

Some recent research on suspect interview has enabled us to understand problems of current suspect interviewing.

5

2. Problem of Written Examination Records

Written examination record is element in Korean criminal justice system.

Written examination records by prosecutors can be used as evidence.

6

Discrepancies between video and written records

Lee H.G., & Jo, E. (2014). The Extent and Types of Distortions in the Examination Record : A Comparison of Paper and Video Records. *The Journal of Police Science*, Vol. 14, No.2, 29-53.

They analyzed the extent and nature of discrepancies between the video recorded suspect interview and written examination records based on the video recorded interview.

10 criminal case records were analyzed.

Video recordings of suspect interview were transcribed. Written examination records were analyzed and compared with video transcripts.

Discrepancies between the video and written records were categorized by their influence types and patterns.

7

Coding Criteria

	Influence Type		Influence Pattern
Distortion	Influence on Verdict	Omission	Omission of A
	Influence on Sentencing		Omission of Q & A
	Procedural Defect	Commission	Obvious Commission of A
Non-distortion	Summarizing		Subtle Commission of A
	Irrelevant content		Commission of Q
	Clear Fact		Addition of Q & A
			Switch of Q & A

8

Frequency of Discrepancies by Influence Type

Influence	Influence on Verdict	Influence on Sentencing	Procedural Defect	Total
Case #				
1	1	2	3	6
2	91	17	6	114
3	50	14	5	69
4	26	8	3	37
5	49	1	3	53
6	106	25	4	135
7	4	0	3	7
8	23	0	1	24
9	21	0	5	26
10	15	3	1	19
Mean	38.60 (79%)	7.00 (14%)	3.40 (7%)	49.00 (100%)

Lee & Jo (2014)

9

Frequency of Discrepancies by Influence Pattern

Pattern	Omission of A	Omission of Q&A	Obvious Commission of A	Subtle Commission of A	Commission of Q	Addition of Q & A	Switch of Q & A	Total
Case #								
1	0	3	0	0	0	1	2	6
2	9	45	2	9	5	4	40	114
3	5	32	1	14	3	2	12	69
4	1	9	1	8	2	6	10	37
5	7	25	0	7	5	1	8	53
6	9	23	0	15	6	1	81	135
7	2	1	0	0	0	3	1	7
8	0	18	0	2	2	2	0	24
9	1	2	0	4	5	2	12	26
10	2	4	0	7	3	1	2	19
Mean	3.60 (7%)	16.20 (33%)	0.40 (1%)	6.60 (14%)	3.10 (6%)	2.30 (5%)	16.80 (34%)	49.00 (100%)

Lee & Jo (2014)

10

Problem of Written Examination Records

[Results]

- Distortions of information which could influence guilty-not guilty verdict were observed in all sample cases.
- Procedural defects (e.g., improper Miranda warning, consent to video recording, consent to midnight interview) were also found in all sample cases.
- Omission of Q & A and switch of Q & A were most commonly observed discrepancies between video and written records.
- Although obvious commission of answers was very rare, subtle commission and omission of answers were frequently observed.

11

3. Confession-oriented Suspect Interviewing

Confession!!

- The most persuasive evidence in criminal trials (Oberlander, Goldstein, & Goldstein, 2003)
- Investigators question suspects
 - To get more information about the case.
 - To induce suspects to confess. (Wrightsmen & Fulero, 2004)
- Pressure to obtain confession could lead to false confession due to confirmation bias and tunnel vision (Kassin, et al. 2003).
- Confession is an important evidence in Korea!

12

Suspect Interview Strategies	
Humane	associated with offenders' admission of crimes
Dominant	tendency towards being associated with offenders' denials
Holmberg & Christianson(2002)	
Information gathering	Aimed at securing evidence PEACE model Rapport, open question, etc.
Accusatory	Aimed at securing confession REID technique Minimization, maximization, etc.
Moston & Engelberg (1993)	

13

A false confession case (2007)
Four teenagers (2 girls, 2 boys) were accused of brutally beating another homeless teenage girl to death.
The teenager suspects were identified as co-offenders ("the kids") by two mentally handicapped and alcoholic adult suspects who initially confessed their crime of beating up the victim to death.
There was no physical evidence.
The teenager suspects were separated from each other and interviewed by a prosecutor as an investigator typed the written record.
The suspect interviews were video recorded.

14

A false confession case (2007)
<u>1st Trial:</u>
Four teenagers all confessed and were judged to be guilty. Sentence: 2 ~ 4 years imprisonment.
<u>Appeal Trial:</u>
Confessions were induced by the prosecutor and not credible. No other evidence was presented. Not guilty!
<u>Supreme Court:</u>
Not guilty!

15

What actually happened in the video?
1. Video recording started after defendants confessed. The entire suspect interview was not video recorded.
2. Confession was induced by various dominant interrogation tactics. <i>"There is no use for denial because co-offenders already confessed"</i>
3. Suspects were blamed for the crime and lying about their offending.
4. Suspect were told to believe there are other evidences.
5. Confession would make them feel better.
6. If confess, they will help the suspects to get more lenient sentences.

16

4. Investigative Interview Skills
Nowadays it is getting harder to find physical evidence for criminal cases. Suspects tend not to confess when there is no physical evidence.
Many investigators believe that obtaining confession depends on the investigator's interview skills.
Various investigative interviewing strategies are used by investigators (Moston, Stephenson & Williamson, 1992; Moston & Engelberg, 1993; Leo, 1998; Kassin et al., 2007; Soukara et al., 2009).
Police officers preferred using more coercive interview strategies when evidence is weak (Kim & Jo, 2013).
There were relatively few correlations between suspects' change of 'position' from denial to confession and the degree of usage of the 17 interview tactics. (Soukara, et al., 2009).

17

Jo, E. (2013). Development of effective investigative interview manual to counteract psychological changes of suspects. Report Submitted to Supreme Prosecutors' Office.
Research Questions:
1. How are Korean investigators doing with suspect interviewing?
2. Are there effective interviewing tactics to obtain admission/confession?
3. How should we train investigators?

18

Method
1) Screening of Suspect Interview Videos - Video Recorded Suspect Interview Database for 2005–2013 - Consistent Denial : 48 cases (homicide, sexual assault) - Change of position (from 'Denial' to 'Confession/Admission') : 48 cases (Homicide , Sexual Assault)
2) Transcribing Interviews - Type of offence, length of interview (minutes) - All identifiable information related to suspects and interviewers was removed. - Very thorough transcription of interview was obtained: verbal and nonverbal interactions between interviewer and suspect.
3) Coding by 2 Trained Coders - Interview tactics (frequency): ICC = .67 - Suspect's response types (frequency): ICC = .95

19

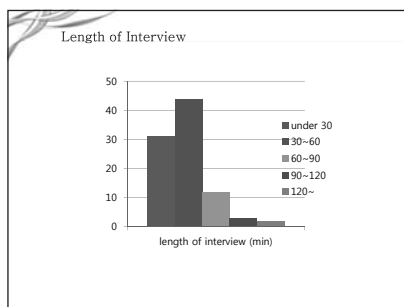
List of 17 psychological tactics	
Coercive approach	Information gathering approach
Maximization of Offence	Disclosure of Evidence
Minimization of Offence	Emphasizing Contradictions
Positive Confrontation	Challenging the Suspect's Account
Interruptions	Open Questions
Repetitive Questioning	Gentle Prods
Leading Questions	Silence
Intimidation	Handling the Suspect's Mood
Suggest Scenario	Concern
Situational Futility	

Soukara, S., Bull, R., & Vrij, A., Turner, M., & Chermnyan, J. (2009). What really happens in police interviews of suspects: Tactics and confessions. *Psychology, Crime & Law*, 15, 493-506.

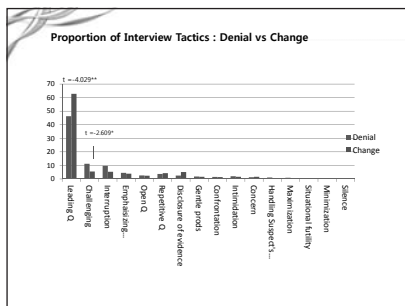
20

Themes	Example
Empathy	Express understanding of what the suspect is going through
Encouragement	Encourage the suspects to relax the suspect
Acceptance	Accepting the requests related to the current case
Advice	Providing advice for the suspect's current or future process of the case
Concern	Expressing concern about the suspect's current or future situation
Unrelated Topic	Conversation about job, family, interpersonal relationship
Other	

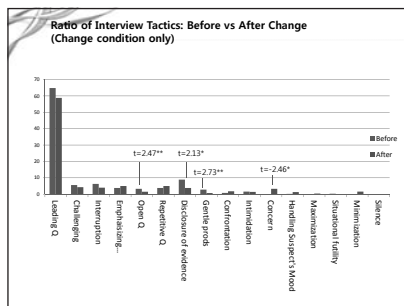
21



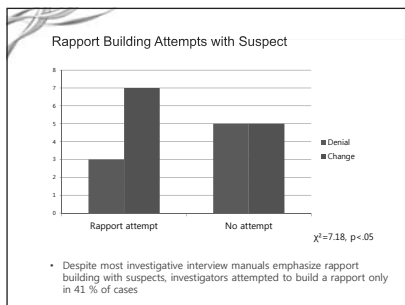
22



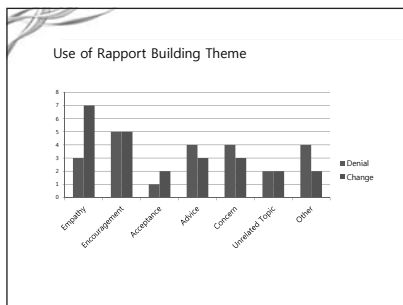
23



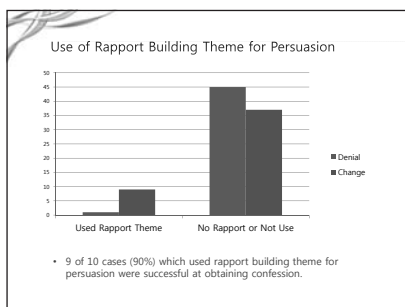
24



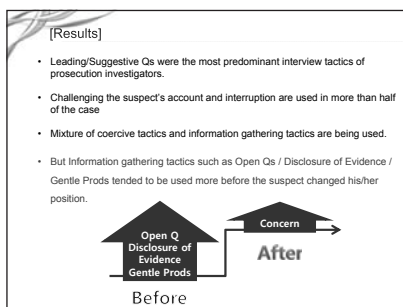
25



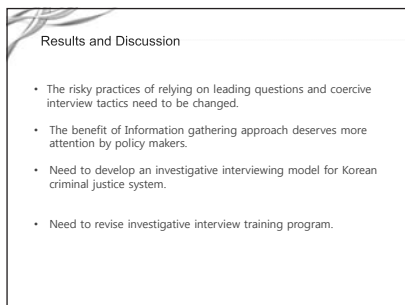
26



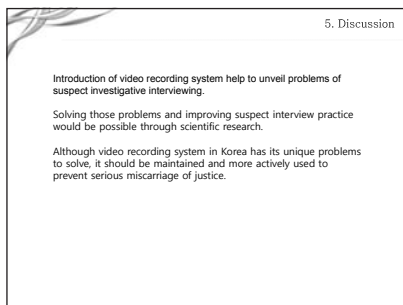
27



28



29



30

司会 それでは京都弁護士会に所属されています遠山大輔先生にコメントをいただきたいと思います。先ほど2人の先生が講演されている間、ずっと頷いていらっしゃったのでコメントをいただければと思います。

遠山 ご紹介ありがとうございます。弁護士の遠山です。2008年に韓国の取り調べ録画制度の視察に行きました。ある意味うらやましいものを見に行ったわけです。その視察において警察、あるいは検察主導で録画がされるようになったと聞いて、本当に驚いたのを覚えています。日本に帰ってきた我々は、この韓国型を日本でも導入すればいいのではないかと議論していたこともありました。今回の法制審の特別部会での議論において、検察官は取り調べの録画映像を証拠調べ請求しなければいけないと、供述調書を証拠調べ請求するときには合わせて取り調べの状況を録画したDVDを映像を証拠調べ請求しなければいけないという立て付けになったわけですが、これは、韓国の制度を一部取り入れた形と見ることもできるのであって、私としては感慨深いものがあります。ただ、日本の先を行っておられる韓国で事象的な検討というか、分析されたことを詳しくお聞きしたわけですが、例えばパク先生からは裁量的な録画であることの問題点をご指摘いただきました。結論的に私が感じるのは、私は弁護士ですから、弁護士としては立法の形がどうあろうとも、つまり具体的には供述調書の信用性を証明するための補助証拠と、法律的にはそうなっていても、捜査過程の透明化を確保する手段なんだと、そういう視点で見えていくことが大事ななんだということがわかりました。多くのケースを分析されたジョ先生のお話では、微妙な捏造があったり、歪曲があったり、質問と答えが入れ替わっていたりということが見られるということですので、特に裁判員裁判については全過程が録画されることが義務化されたとは言え、我々弁護士は油断せずに録画を確認して、捜査過程を透明化する手段ができたわけですから、それを真に役立てて行くことが必要なんだということがよくわかりました。非常に貴重なお報告だったと思います。それでいよいよ、裁判員裁判についてですが、全過程、警察、検察を通じた全過程の録画の義務化を迎える日本は私の目から見て

どういう状況かということをお話したいと思います。私は、京都の警察、あるいは大阪の警察官に対して定期的に講義をしています。講義というのは、授業をしています。何を教えているかというと、皆さんが取り調べで良くないことをすると、それは必ず弁護士の耳に入って皆さんにとってよくない事が起きると。つまり証拠が排除されたり、起訴できなくなったりするんだと。だから取調室で悪いことをしてはいけないということを教えるわけです。これに対する警察官の反応は様々ですが、なんというか、何度も頷いてくれることはありません。象徴的な反応というのは、先生の言っていることはわかりますが、被疑者の言っていることだけを聞いていたら、それは私らの仕事ではありませんとはっきりおっしゃいます。未だに取り調べは被疑者と取調官の心と心の交流であって、その心の交流によって被疑者を更生させるのだ、改心させるのだと信じている警察官は多いように思います。

彼らが裁判員裁判対象事件について、全部録画されることになるわけですから、そこでどのような意識の転換を行うのか、これを非常に興味を持って見ているわけですが、おそらく行き着くところは、午前中に仲先生からご紹介のあったインタビュー型の手法に行き着くしかないだろうと私は思っています。ただ、これに対する現場の抵抗は強いだろうと思っています。

他方、検察官はどうかといいますと、彼らは二極化しているというか、だんだん慣れてきています。検察庁は録画を広く行うようになってきていますので、長けてきているというか、録画をうまく利用して、後で弁護人が手出しできないようにしてやろうと思っている節があります。ただ、録画しなくていい事件は相変わらず好き勝手やっています。今、ジョ先生の報告にあったように誘導質問を多用して説教を行い、これがあなたの調書なんだから証明しろと従前同様に迫ってきていると、そのように私は理解しています。だからこれも、裁判員裁判からありますが全過程の可視化で変わらざるを得ないだろうと感じています。

最後、午前中からの議論、あるいはパク先生、ジョ先生の議論を聞いて私が感じたところなんですが、心理学の重要性というか、供述分析の重要性です。最近、私が担当したケースをご紹介します。京都府における殺人事件です。被告人は、私は犯人ではないという主張をしていました。そして私が犯人ではな

いということを裏付けるために、私は真犯人を知っている。私の知人が被害者の遺留品を川に捨てていたとこういう供述をしたことになっていました。被害者がそういう所持品を持っていたということはおそらく犯人しか知りえないだろうということで、一審では彼は有罪になりました。しかし、控訴審と最高裁では無罪になりました。その判断を支えたのは、取調を担当した警察官が記録していたノートです。取調官と被疑者のやり取りが克明に記録されていました。そのノートでは、被疑者の人が取調官に向かってあの人がああいうものを捨てていたという話をするわけですが、途中で、まだ弱いですか、もう逮捕できるでしょうみたいなことを質問しているわけですね。つまり、ある種正解を探しながら、取調官の期待する答えを探しながらしゃべっているという過程がそのノートから見えてくるわけです。ところがありがたいことに、検察と警察はそのノートを弁護人に開示をしてくれたわけです。これがフェアだからなのか、こんなやり取りでは誘導にならないと警察が思っていたのかはわかりませんが、ひょっとしたらこのやり取りは誘導だとか、このやりとりは誘導ではないとか、そういうところで勝負付くケースが増えるかもしれないですね。これまでは密室だったわけですが、これからは記録化されるわけですから、その記録化されたものの読み方、意味がおそらく重要になってくるだろうと思います。そういった意味で、なんというか、世界的に見れば後輩である日本の我々は諸外国に学びながら、あるいは法律学だけに頼ることなく、心理学の知見を参考にしながら今後弁護実践を行って行かなければダメだというふうに思いました。ありがとうございました。

山田 遠山先生、ありがとうございました。では、質疑応答に入りたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。どちらの先生にご質問かを明らかにしていただければと思います。

Q1 パク先生をお願いします。私は国民救援会という冤罪事件を支援している運動団体のものですが、今、日本でも取り調べの可視化をしようということで法制審の方で議論が進んでいるんですが、この間まとまったのを見ますと、取り調べの可視化の対象となるのが裁判員裁判、もしくは検察の特捜事件など

に限られるような、そういうことがまとめられようとしているとお伺いしているんですが、韓国の場合などでは、取り調べの可視化をする事件に対する制限が事件別にあったりするんでしょうか。それから、後、被告人ないしは弁護人が取り調べを求めたり拒否したりする権利があるのかどうかということについてお伺いしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

バク 一番目の質問ですが、韓国でどんな犯罪がビデオレコーディングできるかというご質問でしたが、制限はされていません。規定によると捜査機関が望むときいつでもできます。それでこのような記述を被疑者に告知、事前に知らせさえすれば十分です。二番目の弁護士が被疑者のビデオレコーディングを選択するかどうかについてお答えします。法規定によると選択権はありません。ただ被疑者には陳述拒否権があります。だから被疑者がビデオを望むときは録画できます。ちなみに韓国の録画の状態は、捜査手続の透明化より証拠の確保の手段として使用されています。以上です。

Q2 遠山先生に質問です。先生のお話の中で、警察がインタビューを更生に使えないかと仰った気がします。今朝の話のなかでもそういう質問が出てきましたが、わたしはそこがわかりません。警察は当然のように人を有罪だというふうにして、更生させるんですか。どうもそのことを聞いていますと、もっと大きな問題が出てきませんか。日本の刑事司法問題はもっと大きな問題がありませんか。警察は当然のように、人々を取り調べる時に有罪だとわかった上で、捜査をして、犯罪が実際にあったかを見て、取り調べている人がやったかどうかを調べているということになります。目の前にいる人が有罪なのかを判断し、それから更生というふうに見るのではありません。更生というのはこの人が罪があるということが分かってからするのに、どうして初めから更生ということが条件に入ってくるのか、私にはわかりません。

遠山 非常にいい質問だと思います。ありがとうございます。何年前かな、ウィニーというファイル共有ソフトで、日本の警察の取り調べマニュアルが流出したことがありました。そのマニュアルにはこう書いてありました。目の前にい

る被疑者がやってはいないのではないかなどとは思ってはいけない。取り調べ室から出るな。つまり何度も取り調べをしろということなのですが、最初のセリフに象徴されているように、警察官にとっては自分らがこいつが犯人だと思って捕まえた被疑者は、既に犯人なのです。ですから、既に警察、取調官の頭の中では彼は有罪なのであって、早く自白させて、良い人間に戻して上げること、これが警察官の仕事だと、旧来型のというか、現在でもひょっとすると多くの警察官が思っています。警察が取り調べの可視化に反対するとき、今のようないくつかある意味純粋な想いが反対の根拠として語られることがあります。もちろんそれは先生が思われたように致命的な間違いですが、彼らの思いを前提にしたときにはそういう更生という観点がでてくると、このようにご理解ください。

山田 よろしいでしょうか。よほど謎が深まったかもしれないと遠山先生がおっしゃっています。まだお時間ございますので、お願いします。

Q2 大阪の弁護士で小坂井と申します。次の第三部で議論になるかもしれないので、バク先生にお尋ねし、お時間があれば補足的にジョ先生にもお答えいただきたいです。公判中心主義と可視化記録媒体の取り扱いについてお話いただきましたが、韓国では、例えば検察官がこれをどうしても実質証拠にしたいと言っているのを、裁判所が反対していて法制化がならないという現状だと承っています。公判中心主義と言われているものと、可視化記録媒体がどういう関係にあると見ればいいのか、極めて抽象的な質問で申し訳ないのですが、お考えのところをお答えいただければと思います。

バク 裁判所内でも葛藤があります。計画的な公判の場合は、公判中心主義にするためには録画制度を導入しなければならないと主張しております。しかし大部分の法官は保守的な傾向がありますから、昔の慣行を捨てるのが難しいです。裁判官は業務の負担が高いですから、この業務負担が増加するのを怖がっております。実際に2005年の調査を行ったんですが、裁判官の70%が録画について反対をしました。このような傾向が異なる欧米とかの国とは反対的な性

格を持っております。ありがとうございます。

ジョー 一点だけ追加です。バク先生の仰ったことに対する追加です。裁判官は大変懸念しています。ビデオを公判で見なければいけないということに懸念を持っています。一旦、録音・録画というのを証拠として認めたら、検察官は文書を提示しないのではないか、供述調書を慣れて見てきたのに、それが提出されないのではないかと恐れていました。ということで、その供述調書をやっぱり見て考えたいということなのかもしれません。要するに検察対裁判所という力の争いということで、裁判所はすべての資料をまず見て、合理的に判断をしたいと。しかし、録音・録画を証拠として認めたら検察の方はひょっとしたら全ての調書がかつてのように出してはこないのではないかといった懸念でした。

山田 ありがとうございます。では時間となりました。バク先生、ジョー先生、遠山先生、どうもありがとうございました。

第三部

日本における可視化以降を見据えた法学的・心理学的課題

司会：中島 宏（鹿児島大学教授）

報告 1：取調べはどのように失敗するのか？～録画・録音記録を用いた相互行為分析の可能性～

高木 光太郎（青山学院大学教授）

中島 それでは、第三部「日本における可視化以降を見据えた法学的・心理学的課題」というセクションを始めたいと思います。我々のところだけ可視化以降を見据えた、というタイトルが他と違っているのがポイントなのかなと思っています。司会をさせていただきます鹿児島大学の中島でございます。よろしく申し上げます。まず、最初に報告を青山学院大学の高木光太郎先生にお願いします。

高木 よろしく申し上げます。青山学院大学の高木と申します。私は心理学が専門でして、その視点からお話をしたいと思います。タイトルは、「取り調べはどのように失敗するのか～録音・録画記録を用いた相互行為分析の可能性」ということで、相互行為分析という名前を使わせていただきました。それで、今日、午前から先ほどの2つ目のセッションまでオーストラリアと韓国の心理学の先生のお話を聞いて、非常に落ち込みました。どうしてかということ、お二人とも、相当数の録画データを用いてその中に見られる共通の特徴を抽出されるような研究をなさっているわけですね。そのようなことは我々は日本ではできないのが現状です。生の取調べの録画データを数量的な研究が可能な程度に手に入れて、共通特徴だったり、そういったものを分析していくということはいくつかできない。何ができるかというと、例えば、裁判で争っている事件で、弁護士さんから頼まれて、弁護士さんを通してその事件の録画記録データを出してもらったり、たまたま別の理由で録られていた録音の記録をいただいて、それを分析して、信用性の評価等をして、法廷に持って行くということぐらいです。そういう仕事ばかりをしていて、いわゆるケーススタディが我々の主な仕事になっています。そのおかげで、シングルケースの分析は大分細かくできるようになったんですが、常にそれでは限界があると思います。可視化が本格的に動き始めて、録画記録がきちんと出てくるようになったら、日本の心理学は、複

数の事例を重ねて検討するような研究をやるべきだなと強く感じたわけです。とはいえ、シングルケースの細かい分析に関しては、特に私の場合は談話分析、ディスコースアナリシスと呼ばれるものを使って研究をしてきましたので、そこで得られた分析の事例を今日はお話をして、そこから見えてきたことから、録音・録画、つまり可視化について、少し思っているところをお話したいなと考えている次第です。それでですね、どのように失敗するかというところでね、裁判でもめている事件ばかりやっていますので、基本的には失敗事例の分析が多いわけですね。美しくマニュアル通りにきれいに取り調べをしてくれたような事件では、きれいというのはきちんと適切に取り調べをしたような事件は、その面では揉めませんので、私どものところに話が来ない。基本的には、かなり怪しげな取調べの事例が私どもの手元にやってくることになります。ですから、問いとしては常にどう失敗するのかという話で分析をしてきたということになりますので、その経験でお話をするということになります。

もう一点、もう少し別の角度から今日のプレゼンテーションの問題提起をしたいんですが、録音・録画によって取り調べが見えるようになるのか、という問いを立てたいと思います（スライド2）。やはり普通に考えると、取り調べ現場が録音なり録画されるようになれば、現代では基本的には録画されると思うんですが、取り調べで起きていることがかなり分かるようになるし、基本的にはそれを見ていけば、この取り調べが適切かどうかというのは簡単に判断できる、そういう風に思われるわけです。大半はそうなんだろうなと考えるんですね。ところが私、あるいは私のチームで検討している事例の中には、そうでもないものもあるということです。つまり、録画の記録が出てくることによって、それを判断する人たち、裁判官であったり、裁判員、日本の場合、裁判員裁判対象事件が録画されることで動いていますから、裁判員の人たちも入ると思いますが、裁判員の人たちが逆に間違った評価をする、そういう可能性があるケースもあるだろうと、そんなことも考えてみたいと思います。そういったものに対して、我々はどのように対応していけばいいのかということを考えていきたいということです。そういう事例として一つ、お示ししたいのは、日本の方にはお馴染みというか、よく知られた事件だと思いますが、足利事件と言われる幼女誘拐殺人事件です（スライド3）。これはですね、ここに書いてあ

りますが、1990年に栃木県の足利市のパチンコ店から4歳の女の子がいなくなって、翌朝その付近の川から遺体で発見されてしまうという事件がありました。この事件はいろんな経緯があるんですが、91年の12月に付近に住む幼稚園バスの運転手であったS氏が任意同行の後に逮捕されます。決め手はDNA鑑定でした。日本で初めてのDNA鑑定で被疑者が捕まった事件でした。これで、この事件をずっと展開はあるんですが、彼は任意同行の後に自白をして逮捕されます。そのまま自白を維持して起訴されて、公判も第6回までは自白を維持した形で進んだんですが、第6回の公判途中で否認をして、その後もう一度、否認を撤回して、改めて自白をしたんだけど、やっぱりやっていないということで否認をするという紆余曲折がありましたが、最終的には第一審では無期懲役が出てしまいました。控訴審が94年から始まりますが、この段階から弁護団が変わって、DNA鑑定の信用性と、それから自白の信用性、この2つをかなり力を入れて争ったんですが、これも認められず控訴棄却になってしまいました。それで、これもダメで、その後最高裁まで行くんですが、結局は無期懲役が確定してしまって、それで再審請求をするんですが、これもずっとずっと、ある種放置されるような形で動かずに、ようやく2008年になって、DNAの再鑑定をしようという話になって、これはDNA鑑定にすごく問題があったということなんですが、DNA鑑定をもう一回やりましょうということをやってみたら、弁護人、検察側の両方の鑑定人が共に、DNA型がSさんのものと真犯人のものと違うという鑑定結果を出して、これが決め手になって、再審を待たずに2009年6月にSさんが千葉の刑務所に入っていたんですが、釈放される。その時の絵であります。今日こちらにいらっしゃる主任弁護人の佐藤先生も会場にいらっしゃるんですが、釈放された。そして再審が始まって翌年の3月ですね、無罪が確定するということになりました。この事件でこの後にお見せするデータなんですが、この段階です。一審で起訴されて、裁判が動いている段階で実は、検察官による別の取り調べが行われていたんですね。これがどういう取り調べかというと、Sさんは90年5月21日の事件だけではなくて、別の幼女の誘拐殺人事件2件でも犯人だと疑われて、当初自白をしていました。しかし、その自白の内容が非常に奇妙というかおかしいものだったので、この5月21日の裁判の方が始まっていたんですが、別件2件について

検察官が来て、そもそもやっていなかったんではないかというような趣旨で、要するに自白を撤回させるような取り調べをしたんですが、その時にあろうとか、Sさんは、この本件、裁判が動いているこの事件についても自白を撤回してしまうということになります。自白を撤回したあとなんですが、検察官はその日はですね、Sさんの言い分を聞いて、Sさんは自分なりのアリバイを主張して、やっていないんですと、この90年5月21日の事件もやっていないんですと言うんですが、検察官はそれをかなりの時間をかけて聞き取っています。そして翌日、もう一回検察官がやってきて、もう一回、この事件、本件について取り調べます。そこで、Sさんをもう一度自白に落としてしまう。前日、本件について否認をしたSさんに比較的短時間でもう一度自白をさせます。この再自白のプロセスが録音テープに残っていたんですね。これは可視化の制度が動くはるか前ですけれども、録音テープが残っていて、それが再審の証拠として出てきました。その録音テープに残っていたSさんと検察官のやり取り、つまりSさんに対する検察官の取り調べのプロセスが、コミュニケーションとして、取り調べのコミュニケーションとして非常に興味深い構造をしているということで分析にかけたというような経緯がございます。

それについて、少しお話したいと思います。取り調べがあつて少ししてから、検察官、これが検察官、これがSさんですね。

「ところで前にね、君から変なことを聞いたから今日は来たんだけど」

「はい」

ここに色々解説がありますが、後から戻って説明をしたいと思います。

「今起訴している、Mちゃんの事件、あれは君がやったことに間違いないんじゃないかな」

「違います」

「え？」

「違います」

「違う？」

「はい」

「ふーん」

これは本当に、責めるような取り調べではなくて、かなり落ち着いて取り調

べは行われています。で、Sさんが釈明を始めます。

「それでなんかいいですか」

「うん」

「鑑定ですか」

「うん」

「自分にはよくわからないんですが、何鑑定って言いましたっけ？」

「DNA 鑑定」

「そんなこと聞いたんですけど、でもそれ自分では全然覚えていないんです」

「だけど、DNA 鑑定できみとね、君の体液と一致する体液があるんだよ」

ここは、ちょっと別の理由があって表現をちょっと変えているんですが、趣旨としてはこういう発話です。

「全然それわからないんですよ、本当に」

「(検察官は5秒沈黙してから) え？」

「全然違うんです」

「違うんですってさ、君と同じ体液を持っている人が何人いると思っているの？」

ここで沈黙が5秒あります。このあと、少し別のやり取りがあってから、検察官がこんなことを言います。

「僕はずるくなれといったわけじゃないんだよ」

Sさんは沈黙しています。

「僕はずるくなれといった訳ではないんだよ」

Sさんは再び10秒沈黙します。

「少なくともね、起訴しているあのMMちゃんの事件については君が認めたから起訴したわけじゃないんだよ。それだけのことじゃないんだよ。わかる？」

また沈黙です。

「君が認めたってことだけでなく、他に証拠があるからだよ」

沈黙が17秒続きます。

「君がMMちゃんの話をするとき、違うっていう話をするときは僕と目を合わせないでしょう」

沈黙です。ほとんどSさんは喋れなくなっています。

「前にね、僕が色々聞いたときには色々考えたり、下を向いたりそういう時は別にして、僕と目を合わせていたじゃないの。違いますなんて、君、否定するときには僕と目を合わせてないよね、なぜなの」

沈黙が18秒続きます。

「考えるほどのことがないと思うけど、わかるね？」

10秒沈黙です。

「捕まってから、渡良瀬川の河川敷」

渡良瀬川が遺体が見つかった川なんです、

「渡良瀬川に連れ出されたのは、検証の時から初めてでしょう。あのバスでみんなで行ったわけ」

「はい」

「君が僕の前に座っていたよね」

「はい」

「あの時から初めてだよ」

「はい」

「で、検証した時にね、MMちゃんの服を捨てたという場面、君が説明したでしょう」

「はい」

「最初はちょっと付近の様子が変わっててね、よくわからないと言って、違うところを説明したけれども、後で死体がここにあると言ってもらってからは」

「はい」

「ね、じゃあ捨てたのはここだと言って説明したでしょう。君が説明した場所を誰かに教えてもらったというわけではないでしょう」

「教わっていません」

「君が説明した場所というのはそのすぐ下からMMちゃんの下着が発見されているんだよ。あんな詳しい場所まで新聞にも出ていなかったはずなんだけど」

「自分は、河川敷を降りてずっと行って、坂がありますね。坂があって、左側に木があったと思うんですが、草とか木ですとか」

「うん」

「下がなんか、なんていうんですか、下が落ちそうな感じだったと思うんですが」

「うん」

「自分はあの辺だと一応話してみたんです」

「一応話してみたって、当てずっぽうで話したの」

「全然わからなかったんですよ」

「わからないのがさ、実際の事実とさ、繰りがないわけだ。当てずっぽうで話したわけ」

「全然わからなかったの」

「だからわからなかったの、当てずっぽうで話したの」

「はい。大体、あの辺だと思ひまして」

「なんで。なんでそう思ったの」

「前は橋の上からですか、橋の上から見ると木がいっぱいあったんですが、その時はあまりなかったというか、枯れていた、そんなふうになっていたんです。それで分からなかったんです」

そんな形で、なんで現場に合うような説明ができたのかということを繰り返して聞かれていきます。ここも同様です。なんでそんな説明したの、そんな説明する必要があったのと言われて沈黙があります。そこでまた先ほどと同じ問いかけがあります。

「どうなんだい。ずるいんじゃないか、君。なんで僕目を見て言わないの。君はさっきから僕目一度も見ていないよ」

このあたりで涙声になっています。鼻をすするような音が聞こえています。ここでSさんが自白に落ちます。

「ごめんなさい。すみません」

「嘘だったの？」

すすり泣くような声が録音されています。

「そうだね」

「(すすり泣く声で) ごめんなさい。勘弁してください。勘弁してくださいよ」

「いいから」

「勘弁してくださいよ」

「うん」

泣きながらですね、涙声で「すみません」。このあと検察官がちょっとお説

教のようなことを言います。

「僕はね、本当のことを聞きたいって何度でも言うよ、僕は」

「はい。すみません」

こんなような形で彼は、再自白に落ちるわけです。このプロセスを改めて見てみたいんですが、一見すると、DNA という強力な証拠を提示し、また、現場検証に行った時に事実と一致する供述があったということで、君がやったことに間違いのないんじゃないかと、そういうふうにいけば論理的に責めているように見えるわけです。ところが、実はここでのやり取りを談話分析的に見てみますと、いくつかの罣が仕掛けられているんです。まずは冒頭の部分です。これは一番最初に「ところで、今日は君から前にちょっと変なことを聞いたのですね、来たんだけどね」。変なことと言い切るためには、前に言ったことが嘘だったと言わないといけないわけです。取り調べの導入で君が昨日言ったことはおかしいことだったんだという枠組みで、コミュニケーション全体が始まっています。これを「有罪フレームの導入」という風に呼びました。実はこのこのコミュニケーション全体が昨日言ったことが嘘でそれを解き明かす、そういうプロセスになっているんだよという構造になっています。一見すると、証拠を示して、それに対する釈明を求めているように見えますので、イギリスのピースアプローチに近いような情報収集型の、こういう証拠があるんですがあなたは どう思いますかというような情報収集型の取り調べに見えるんですが、実は君は嘘をついたんだという前提で、話が始まっている。それに対して S さんは反論をしていないんですね。こういう構造から始まります。

次です。次は DNA 鑑定で、「君の DNA と一致する体液があるんだよ」という言い方がありました。ここは科学鑑定の結果を示しているの、一応、証拠を示して議論をしようとしているんですが、DNA 鑑定という、当時の日本人はほとんど誰も知らなかったような最新の科学技術を使った鑑定において一致すると言われてしまっても、言われてしまったら反論のしようがないわけですね。それは何パーセントなんですか、何人がサンプルなんですかと素人は聞けないわけです。ここでも実は証拠を示して釈明を求めているように見えるんですが、実質的には一致したんだから、君がやったに違いないというふうに宣言しているのと変わらないコミュニケーション構造になっています。

その後、「ずるくなれと言ったわけじゃないんだよ」という言い方をしていますが、これも彼がここでずるくなれば、前に言ったことが嘘じゃなくてはいけないわけです。ここでも君は態度がおかしいんじゃないかとお説教しているように見えるんですが、コミュニケーション上の構造としては、君が犯人なんだよと言っているのと変わらない構造になっている。やっぱり逃れられない構造になっています。これは「説論を偽装した断定」という風に呼びました。

今度は、先ほど言いましたように目を合わせないでしょうという言い方をしていました。これも、目を合わせないからおかしいんだということであるならば、その前の目を見ていた時には本当のことを言っていたと考えなければならぬわけで、これも一見すると、今日も話題になっていましたが、これもいわゆる行動分析をして嘘を見抜いているかのような言い方をしていますが、単なる自分のお前が犯人だという自分の主張をぶつけているのと基本的には変わらない構造になっている。これを「行動分析を偽装した断定」という風に呼びましたけれども、こういうコミュニケーション構造が見られる。

今度は河川敷に行った時の検証ですけれども、ここでもなんで、なんでそう思ったのという聞き方で聞くわけですね。なんで、なんで証拠と一致する話でできたのという言い方なんです。これもよく考えてみるとSさんは、犯行体験がないとすれば、現場に行ったらあてずっぽうに答えるしかないんですよ。多分、こうだったんだろうなと思って答えるしかない、それ以上の答えはできないんですね。当てずっぽうで言ったんですとしか言いようがないわけですが、けれども検察官はそれ以上の説明を求めて、結局、Sさんを黙らされる。応答困難な状態に持っていくということをしています。それで、同じようなことが何回か繰り返されて、もう一回ずるいんじゃないかという情動を刺激し、さらに目を見ていないねという行動分析をする。ここでSさんは耐えられなくなって、ごめんなさい、勘弁してくださいという自白に落ちるわけです。

この時注目したいのは、Sさんは自分がやりましたとは言っていないところなんです。勘弁してください、これ以上責めないでくださいという風に読み取れます。これはちょっと読み込みすぎかもしれませんが、決して「私がやりました」とは言っていない。「勘弁してください」と言ってこの場を収めている。実質的には自白をしたことになっている。こういうのを見ていくと全体の構造

としてコミュニケーションがどうなっているか。Sさんは、ご覧になっていた
だいて、日本語ネイティブの方だったらお分かりになりますが、コミュニケーションが武器用な方なんです。コミュニケーションの話で言えば、メタコミュニケーションのレベルに飛ぶことが困難だということです。どういうことかというと、コミュニケーションについてコミュニケーションすることが苦手なんです。例えば最初の「昨日変なことを聞いたのでね」、この発話に対してメタコミュニケーションが上手な人であれば「変なことってどういうことですか」という風に反論すれば戦えたわけです。それから河川敷のことで言えば、「なんでそんなこと言ったの」と言われたら、「当てずっぽうは当てずっぽうで、それ以上は言えないですよ」という風に、コミュニケーション、相手が聞いていることがおかしい、言っていることがおかしい、というメタコミュニケーションのレベルで戦えたはずなんです。そういう供述特性が持てない、それが苦手な方に対して、取調官が先ほどお示しした一連のメタコミュニケーションのレベルにいかないと反論ができないような一連の投げかけをすることによって応答困難にしていくスタイルが取られている。その結果、もう一度虚偽自白の方に転落するということになります。こういったことが出てくるわけです。こういうのを見ると、この仕掛けに裁判員が録画だけを見て気づけるかどうか、また裁判官ですら気づけるか疑問になってくるわけです。そこに心理的な鑑定の一つの可能性が出てきます。心理的鑑定を裁判のプロセスの中にどうやって入れていくのかということを、今後日本の中で考えていかなきゃいけないことではないかと考えられるわけです。

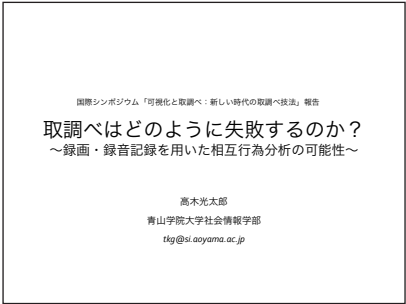
残り2つの事例はおまけのように持ってきたので（スライド15）、簡単にお話したいと思いますが、これは日本の最高検察庁が知的障害者を対象にした取り調べで録音・録画を試行すると言うときに、私たちの、仲先生の方にもその話があったんですが、私たちの研究チームにも、取り調べのプロセスを見てアドバイスをくれないかということで、いくつかDVDを渡していただいて、検討するということがあるんですけども、その時に検討した一例なんです。とても日本的な取り調べの構造が見られたということです。どういうことか。これは発話の内容を、取調官の発話の内容を分類したものなんです。ラポール、いわゆる信頼関係を作ったり、必要なことを説明するという内容、それか

ら事件に直接関係のある内容、事件に間接的に関係するような内容、例えば犯罪現場までどういう乗り物で行ったのという内容、それから周辺事項、事件には関係ないんだけど、被疑者には関係するような内容、例えばお父さんは何をしているのという内容、それから一般事項、被疑者にも関係がないし、事件にも関係ない一般的に会話、例えば、裁判の仕組みについての会話、また先ほど出てきたようなメタコミュニケーションの会話、こういうものがどういう風に推移するかということを一つの事例で探索的にやった研究です。取調自体は非常に上手にやられている、珍しく私が上手な例を分析できた例なんですが、特に強圧的なこともなく、欧米的な基準で見ても、PEACEの基準で見ても悪くない取り調べだったとは思いますが、見てみると、コミュニケーションに非常に日本的な特徴があります。何かと言うと、周辺のなこと、事件に直接関係のないところから、少しずつ関係のあるところにながれていく、斜めの構造が見えるんですね。これは、日本人であると人の嘘を暴くときに、いきなり「嘘ついただろう」とは言わずに、「あれ、なんかわからないことあるんだよね」とか、例えば浮気なんかを責めようとするときに、こんなポケットから浮気の証拠みたいなものが、例えば女性のハンカチが旦那さんのポケットから出てきたときに「あら、これなにかしら」という言い方をするんですね。日本人よくやるんですが、外側からじわじわとせめていくようなコミュニケーションで、効率的に落としていくというやり方も一報で見られる。それから、これはですね（スライド18）、そういったことを踏まえて、日本型の取り調べが持っている文化的な特徴に関して、我々は少し、例えば取調官のマニュアルですとか、あるいは実際の取調に現れてくる構造を視野に入れながら検討しています。どんなことが分かったかと言うと、日本はやはり反省というものを強く求める傾向が、これは文化心理学的な分析をしているんですが、反省を求めるところにすごく日本の特徴があると。情報を求めるよりも反省を求めることが先で、日本の取り調べの構図を見てみると、ごめんなさいと言わせてから情報を取る方が基本なんですね。情報をとって、情報を取っていくうちにだんだん、PEACEのアプローチのように釈明が成り立たなくなっていくごめんなさいという風になるのではなくて、まず反省の弁を取ってから情報を取る。反省していないとその情報が取れても、その情報は信用できないという風な感覚を持つ可能

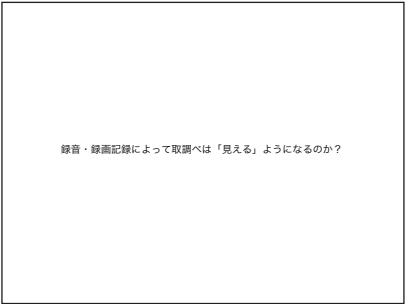
性があると。このように日本の取り調べは反省がベースになっている。それから、もう一つは先程来、話題になっているような形で犯人であると確信をして取り調べを行っている。この2つですね。もう一方で取り調べの中で犯人であることを明らかにしていくような PEACE のようなアプローチはなかなか取れないと。これは日本の取り調べの非常に文化的な特徴なんじゃないかということもあるわけです。

これが最後のスライド（スライド19）になりますが、録音・録画によって何が見えるかといったときに、心理学的な分析をきちんと挟んでいけば、先程言ったような微細な相互行為過程によってもたらされる失敗のようなものを発見することができます。それから、日本の取り調べをこれから改善していくときに基礎となるような、日本型の取り調べの、例えば周辺からせめていくようなコミュニケーション構造だったりとか、反省を重視するような、あるいは確証から始まるような、これはある種文化的とを考えてもいいと思うんですが、こういう枠組みを垣間見れるようになると思います。ただこれを日本において、こういったことを前提において新しい取り調べ手法を開発していく必要があると思います。単に欧米の、あるいは韓国のやり方を直輸入してもなかなかうまくはいかないだろうと。こういう文化的な特徴を踏まえて、日本なりの技術開発が必要だろうと思います。やはりそれでも気になるのは、こういうことを分析によって明らかにするということが実際の裁判の中でどれだけ可能なのか。その結果、先程お話したような、お示ししたような事例が実際に法廷で検証された場合に、むしろ裁判員は有罪心証を持つのではないだろうか。こういったことが今後重要な課題になってくるのではないだろうかと思います。以上で私の話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

中島 ありがとうございました。



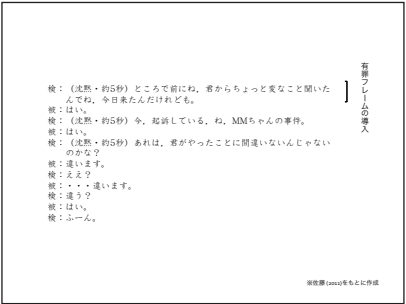
1



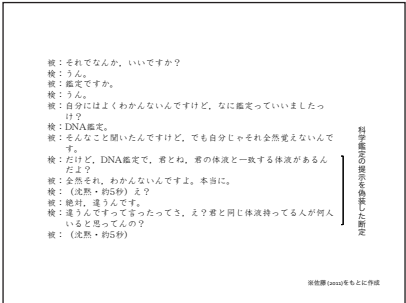
2



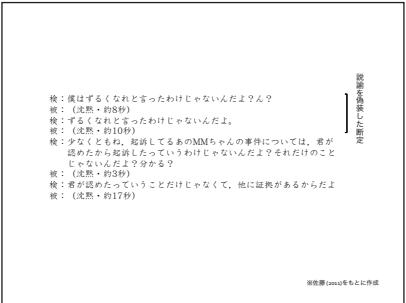
3



4



5



6

検：君がMMちゃんの事件違うって言う時、そういう話をする時は僕と目を含めないでしようくん？
 検：（沈黙・約10秒）
 検：前にね。
 検：はい。
 検：僕がいろいろ聞いたときには、いろいろ考えて下向いたりねえ。そういう時は別として、僕と目を含ませてたじゃないの。
 検：（沈黙・約5秒）
 検：違いますなんて、君否定するときは、僕と目を含ませてないね。なぜなの？
 検：（沈黙・約18秒）
 検：考えていくほどでもないと思うんだけど、分かるね？
 検：（沈黙・約10秒）

行動分析を依頼した検定

原稿簿（JASSO）をもとに作成

7

検：睡ってから、渡良瀬川の河川敷に連れ出されたっていうのは、検証の時が初めてでしよううあのバスでみんな一緒に行ったわけ。
 検：はい。
 検：君のすぐ前の僕に僕が居ってたね？
 検：はい。
 検：あの時が初めてだね？
 検：はい、そうです。
 検：そうだったよね。
 検：はい。
 検：で、検証した時にね。
 検：はい。
 検：MMちゃんの服を捨てたという場面、君が説明したでしょう？
 検：はい。
 検：最初はずっと付近の様子が変わってね。
 検：はい。
 検：よく分からないと言って違うところ説明したっていうけれども、後で死体がここにあったんだと教えてもらってから。
 検：はい。
 検：ね、あ、じゃあ、捨てたのはここだと言って説明したでしょう？
 検：はい。
 検：君が説明した場所については、誰から教えてもらったというわけじゃないよね？
 検：ええ。教わってません。

原稿簿（JASSO）をもとに作成

8

検：で、君が説明した場所というのは、そのすぐ下から、MMちゃんの下着が見えられてるんだよ。あんな怪しい場所まで新聞には出てなかったはずなんだけど。
 検：自分は、あの、河川敷から下りて、それで、ずーっと行って、で、坂がありますね。
 検：うん。
 検：坂があって、それで、確かに左側に木があったと思いますけども。
 検：うん。
 検：車とか、木ですとか。
 検：うん。
 検：で、下がなんか、なんていうんですか、下がなんか落ちそうな感じがあったと思うんですけど。
 検：うん。
 検：自分はそのへんだと一応あのお、話してみたんです。
 検：一応話してみたってっつたって、当てずっぽうに話したの？
 検：全然わかんなかったんですよ。
 検：わかんないのが、ねえ、実際の事実どう、狂いがないわけだ。当てずっぽうで話したわけ？
 検：全然分かんなかったもんで。
 検：いやだから、分かんなかったんで、当てずっぽうで説明したの？
 検：はい、だいたいあのへんだと思ってます。

原稿簿（JASSO）をもとに作成

9

検：何で？何でそう思ったの？
 検：あの、前は、あの、橋の上からですか、橋の上から見てると、木がいっぱいあったんですけども、その時はあんまり木がなかった・・・検れいたっていうから、そういうふうになってたんです。それで分かんなかったんですよ。
 検：橋の上からって、そこまでわかった？
 検：いやそうじゃなくて、あのお、前はあの、車ですか、グリーンとか。
 検：グリーン？
 検：グリーン？色の、いっぱいありましたけど、それで、その当時は、もう、なんていうんですか、検れて、その、分かんなかったんです。
 検：わかんなかった。検れて、分かんなかったけどけれども、ねえ、だから、死体のある場所教えてもらってからは、ビックリした。位置じゃないの？捨てた場所っていうのは。
 検：（沈黙・約35秒）

証人等による理由説明

原稿簿（JASSO）をもとに作成

10

検：で、コンクリートの境府上ね。省観めて、それで選ぶときに、斜面で一回下りたとか、説明したでしょう？
 検：はい。
 検：で、靴が脱げたなんて説明もしました？
 検：はい。
 検：なんでそんな説明したの？
 検：（沈黙・約6秒）
 検：そんな説明するの要はあったの？
 検：（沈黙・約12秒）

行動分析を依頼した検定

原稿簿（JASSO）をもとに作成

11

検：どうなんだい。ずるいじゃないか、お。
 検：（沈黙・約9秒）
 検：なんで僕目を見て言わないの、そういうこと。さっきから君は、僕の目を見ても見てないよ？
 検：（沈黙・約10秒。涙ぐんでいるような声）
 検：うん？

行動分析を依頼した検定

原稿簿（JASSO）をもとに作成

12

彼：（沈黙・約18秒。その後涙声で）ごめんなさい、すいません。
 検：電だったの？
 彼：（沈黙・約4秒。すすり泣くような声）
 検：そうだね？
 彼：（涙声で）ごめんなさい。勘弁してください。勘弁してください。
 検：いいから。
 彼：（泣き声を出しながら）勘弁してくださいませ。
 検：うん。
 彼：（泣きながら約3秒沈黙。その後涙声で）すいません。（鼻をすする音）
 検：彼はね、本当のことを聞きたいっていう言葉を何回も言うよ僕は。
 彼：（涙声で）はい。
 検：ね。わかんないこともいっぱいあるから。
 彼：（涙声で）はい、すいません。
 検：それは言う。言うけどね、嘘をつけていうことじゃないんだ僕は。
 彼：はい。（鼻をすする音）
 検：で、僕は、別に嘘をついたら怒るとか、そういうことじゃないけども★、ただ、本当にね、ね、そのお、なんでいるかな。人を救めたらよかったら、ね、そのことを本当に反省してもらいたいと思うわけ。
 彼：はい。

※検察側（検）をもとに作成

13

菅家氏＝メタコミュニケーションの困難

→フレーム思考の困難
→被害への感情の困難
→不適切な質問への批判の困難

虚偽自白への再転落

取調官＝証拠と論理を用いた自白獲得型のアプローチ

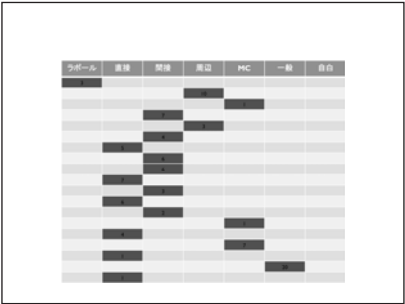
→被害フレームの導入
→科学鑑定の結果を喚起した断定
→取調を喚起した断定
→行動動機を喚起した断定
→被害困難な理由質問

14

事例2：ある検察官取調べにおけるコミュニケーションの展開構造の検討

おさげり	空欄	例
ラポール	事前準備や良好な関係づくりのために行われる取調官の発言	録画の許諾をとる、権利の説明
直接事項	本件犯行と被疑者の結びつきに直接言及する取調官の発言	証拠を多して犯行との結びつきを問いつく
間接事項	本件犯行と被疑者を間接的に結びつける事項に言及する取調官の発言	犯行現場への経路を尋ねる
周辺事項	本件犯行とは直接関係のない被疑者にかかわる事項に言及する取調官の発言	被疑者の家庭環境について尋ねる
一般事項	本件犯行と直接関係のない一般的な事項に言及する取調官の発言	刑罰の種類について説明する
メタコミュニケーション事項	コミュニケーションの調整や管理のために行われる取調官の発言	「話したくない」という被疑者に理由を確認する

15



16



17

日本型取調べのコミュニケーション枠組み（仮説）

	論証	実証
反省	日本型の取調べ	
情報		PEACEアプローチ

・八何の原則による待付
・意図・動機・理由の重視

18

取調べの録音・録画記録によって取調べは「見える」ようになるのか？

YES → 微細な相互行為過程によってもたらされる失敗の発見

日本型取調べのコミュニケーション構造・枠組み
日本型取調べを支える文化的枠組み



日本における取調べ技術の向上・新たな取調べ手法の開発へ

?? → 実際の裁判の過程で微細な相互行為レベルの失敗に気づくことができるのか？

19

文献

佐藤博史 (2011). 足利事件の取調べテープが教える取調べの技術：取調べの可視化の究極の課題 日本法学, 76(4), 2-136.

20

渕野 貴生（立命館大学教授）

司会 高木先生の心理学の観点からの報告に続いて、法学の立場から立命館大学の渕野先生からご報告をいただきます。よろしくお願いします。

渕野 立命館大学の渕野です。よろしくお願いします。私は日本における取り調べの現状と課題ということで、法律学の観点からこのテーマについてお話ししたいと思います。課題というのは法律学そのものが抱えている問題と、心理学の先生方と共同してこの問題を解決していく上での協同の課題という2つの側面を抱えています。それでは中身に入っていきます。

まず、およそ近代の民主主義国家を名乗る国において、被疑者、目撃者に黙秘権が保証されなければならないということを否定する国はないだろうと思います。国際的にも国連人権B規約3項（g）という条文で、黙秘権というのが明確に定められています。日本でも憲法38条1項が、「何人も自己に不利益な供述を強要されない」と、黙秘権を憲法レベルで保証しております。しかし、現実の刑事手続きにおきまして、黙秘権保証はしばしば侵害される危険にさらされています。被疑者・被告人は捜査手続きや刑事裁判に関わる中で、供述をするように、とりわけ自白をするように様々な形で有形無形の圧力を受けるわけです。被疑者・被告人に供述をするように、そういう圧力をかけるのは、なにも警察や検察だけではなくて、マスメディアによる有罪視の報道でありますとか、被害者による反省・謝罪の要求といった社会的圧力もあるわけですが、しかし、被疑者・被告人が最も供述されるように圧力を受ける局面は警察・検察による被疑者取り調べの場面、とりわけ逮捕、身体拘束中の取り調べであることは否定できないかと思われます。

我々は、身体拘束中の被疑者取り調べにおいて、被疑者が警察官でありますとか、検察官から例えば怒鳴られたり、脅されたり、長時間質問攻めにあったり、極端な場合は物理的な暴行を受けたりする可能性があること、その結果、被疑者の黙秘権が侵害される可能性が高いということを経験的に知っているは

ずです。だからこそ、このような危険が現実には発生しないように、単に黙秘権をルールとして定めるだけでは足りずに、そのような違法な取り調べ、あるいは不当な取り調べが現実に行われないように防ぐことが必要です。黙秘権を現実を守るようにすることができるような制度的な担保といいますかね、予防措置を備えなければならないということが徐々に認識されるようになってきたわけです。違法な取り調べを防止する措置として最もふさわしいのが弁護人の立会なわけですが、立会と並んで、取り調べを録音・録画すること、すなわち取り調べを可視化することが極めて有効であって、黙秘権を実行的に保証するために必要不可欠な措置であると認識されるようになってきたわけです。各国で取り調べの可視化が広まっていったのは、刑事手続の必然的な発展の方向であって、現代において可視化というのは、不変的な要請だという風に言えるかと思います。この不変的な価値の、どうしても取り調べの可視化というのは日本においても共有されるべきですが、とりわけ日本においては、日本の刑事手続の構造的な問題から他の国に比べて一層の取り調べを可視化する必要性が高いと言えます。

なぜかといいますと、現在の日本の刑事実務では、逮捕拘留されている被疑者には取調中受忍義務が課せられるという実務上の運用があるわけです（スライド4）。つまり、被疑者・被告人が取り調べの中で、私は供述をするつもりはないと宣言をして、黙秘権をここで行使したわけですが、行使した場合でもここで取り調べは終了するのではなくて、取り調べ官は、被疑者に対して供述をするように説得することが許されているわけです。日本の判例はこのような取り調べのやり方が黙秘権の侵害には当たらないというふうに判断をしております。その結果、日本の取り調べでは、取調官が今日の取り調べはここでやめようというふうに決めるまで、被疑者が供述することを拒否していても、何時間も続くのです。その間、何時間も被疑者に対して供述するように説得が行われ、この説得の手段というのは手を変え品を変え色々あるわけですが、行われます。実際、重大事件では現在でも一日十時間を超えるような取り調べが行われることも稀ではないと聞きます。その結果、免田事件でありますとか、財田川事件、松山事件、島田事件といった死刑再審四事件であるとか、深川事件や袴田事件とか被疑者が虚偽の自白をせざるを得ない状況に追い込まれて誤

判を生じさせることになったりすることも少なくないわけです。

さらに日本における取り調べの問題点として、もうひとつの特徴として、これは逮捕拘留されていない被疑者に対しても、実は逮捕拘留されている被疑者に対する取り調べと大差のない取り調べが行われているという特徴です（スライド5）。日本においても、さすがに在宅の被疑者に対して取調べ受任義務があるという解釈は取られておりません。しかし、判例は、被疑者の意思を完全に制圧しない範囲では、在宅のまま、一旦任意に取り調べに応じた被疑者に対して、その被疑者が帰宅したいという意思を表示しても、引き続き取り調べに応じるように説得することが許されるというふうに考えています。その結果（スライド6）、高輪グリーンマンション事件という事例があるわけですが、ここでは任意の取り調べ、在宅の取り調べにも関わらず、警察の監視下で宿泊させながら4日連続で取り調べを行いました。同じように23日間徹夜にわたる取り調べを行ったものもあります。それから志布志事件という事件では、やはり1ヶ月にわたって、深夜に渡る任意の取り調べが行われるという例が後を絶たないわけです。現在においても、日本型の取り調べの特徴は逮捕されようと、逮捕されていまいと、被疑者を屈服させるまで取り調べを行うというやり方を、そういう特徴を持っていると言えます。ですから被疑者に対する取り調べがとりわけ日本においては、可視化をすることによって、被疑者が供述するかしないかの決定を、その決定の自由を奪うような取り調べを防止する必要性は日本の場合、一層高いと言わなければなりません。ところが、先程から話題にも出ていますが、法制審議会の特別部会でこの可視化が重要なテーマとして取り上げられたわけですが、最終的に出された案は、率直に言って、取り調べの適正化をするには程遠い、不十分な内容であると評価せざるを得ないものとどまっています（スライド8）。

最初の取りまとめ案では、取り調べの全過程を録画する事件の対象は、裁判員裁判対象事件のみでございます。検察の独自事件は除きますが、裁判員裁判対象事件のみです。裁判員裁判対象事件というのは、全逮捕拘留事件のわずか2～3%です。実は、身体拘束されない事件も取り調べはされますので、全事件から言うと、0.1～0.2%なんですね。身体拘束事件からすると3%、甘く見ても3%程度でございます。しかも裁判員裁判対象事件は全過程が録画される

かということ、必ずしもそうではないわけです。というのは、先程ちょっといいましたが、日本の刑事手続では、逮捕される前にたっぷり在宅の状態を取り調べを受けています。そこでは逮捕拘留中の取り調べとは基本的には変わらない供述を促す執拗な説得が行われているわけです。それから第二に裁判員裁判対象事件の一番典型的な殺人で見てみますと、これも日本の刑事手続の運用なんですが、殺人の場合、必ずしも殺人で逮捕するわけではないということがあります。まず死体遺棄の方で逮捕拘留することがあります。そうすると、ここでは裁判員裁判対象事件ではありませんので、全過程録画の範囲には入ってこないわけですね。しかし、この死体遺棄容疑で逮捕拘留されているときに殺人についても当然取り調べをすることがあります。ここで23日間取り調べた後、殺人で逮捕し、ここから全過程録画が始まるということです。結局、全過程可視化には、裁判員裁判対象事件といえどもならないということになります。

さらに裁判員裁判対象事件についても「可視化をしなくていい場合」という例外が設けられておりまして、この例外が非常に恣意的な曖昧な基準になっている。例えば、「録画をしたら被疑者が十分に供述しないと認めるとき」などといった、非常に曖昧な例外規定が定められている。しかもこの「自ら供述することができないと認めるとき」というのを、誰が認めるかということ、捜査官が認めることになるので、結局、捜査機関が恣意的な判断をするということになりかねません。今、抱えている日本の刑事手続の問題は心理学の知見をお借りするまでもなく、こういった部分的可視化では、取り調べの適正化に全く役に立たないというのは、火を見るよりも明らかだと思います。取り調べのうち、録画されていない部分については、違法な取り調べを抑止する効果というのはほとんどありませんし、取調官の側でも行き過ぎた追求をやめないとまずいことになるという動機は働かないわけです。結局、録画をしていない取り調べのところで被疑者に圧力をかけて、被疑者が完全に屈服させて、自白させたあとにそれから録画をスタートさせて、再演させるということになります。そこでスラスラと供述をするというところだけを録画するというのでは、かえって違法な取り調べを隠蔽する効果をもたらさないか懸念されています。適正な取り調べを担保するためには、任意取り調べも含めて全過程の可視化をすることが必須条件になると、ここで改めて確認する必要があるかと思います。

問題点ばかり指摘しておりまして、それだけでは問題の解決にはいたりませんので、今度は全過程可視化が実現した場合、これは裁判員裁判についてはカッコつきではありますが、全過程可視化が実現しますので、特にこういう裁判員裁判を念頭において、その先にある問題点についていくつか提起をしたいと思います。ここからは心理学の先生からいろんなことを教えていただき、法学と心理学が共同して問題にあたれるところであろうと思います（スライド 11）。まず、取り調べを録画した DVD が、その後の刑事手続きで証拠として活用される可能性がある場面としては、2つの場面があります。ひとつは、取り調べで得られた自白の任意性が争われたときに、取り調べ当時の被疑者の供述が黙秘権をきちんと保証された中で供述しているのか、供述するかどうかの自由な選択をした上で供述をしているのかということを、供述の証拠の DVD、取り調べの DVD を証拠として調べるということです。このような DVD の証拠としての活用は、それ自体、日本の刑事手続の現状に照らし合わせると非常に大きな意味があると思われます。実は先程あげた 4 泊の在宅での被疑者の取り調べでも、徹夜の 23 日間にわたる被疑者取り調べのケースでも、私から見ると非常に驚くべき感覚ですが、判例はその取り調べを適法だと認めている、判断しているわけです。つまり、日本の裁判所はそういう取り調べでも被疑者の黙秘権は侵害されていないと、被疑者は自由に供述するかしないかを定めることが出来る状況だったと認定しているわけです。さらに逮捕拘留中の被疑者については、一日 12 時間を超えるような取り調べが 2 日以上連続して行われるということも稀ではないわけですが、そういう取り調べでもあっても、なかなか日本の裁判所は不任意の自白だという風には言わない傾向にあります。

しかし、取り調べを録画した DVD で取り調べの過程を逐一検証したときに、これまでと同様に自白には任意性があるという、およそ取り調べの実態から遊離した判断を続けることができるかという、これはできなくなる可能性があるだろうと思います。この点でもとりわけ、心理学の観点から人がどういう状況におかれて、どういう段階に至ったときに、精神的に追い込まれて供述するかしないかについて、自らコントロールできないような状況に陥るのかという知見を得て、その知見を任意性に活かすことができれば、裁判官の印象的な判断に依存した任意性の判断から脱却して、より事実に基づく任意性の判断がで

きるようになると思います。具体的には、録画 DVD を対象に心理学の先生に鑑定をしてもらって、その鑑定結果を任意性の判断に利用するという方法が考えられます。そのようなことを可能にするような具体的な法制度とか法の運用とかを、法律学としては構築していくことが課題ということになります。他方で、自白の任意性を判断するために取り調べの DVD を見ることには弊害もあるのではないかと思います。というのは、任意性の判断のために裁判官や裁判員が取り調べの DVD を見る場合に、DVD を見る目的、対象はあくまでもどのような取り調べが行われたか、取り調べの時の雰囲気はどうだったかという点だけにあるべきなわけです。しかし、実際には DVDの中には被疑者が供述している場面も含まれていますので、そこを見た裁判員や裁判官が現実、実際にそこでなされている自白の中身が信用出来るかどうか、つまり本当に犯行について供述していることが正しいか正しくないかということについても一定の心証を持ってしまうのではないかという懸念がございます。ここで法律学が心理学に学ばなければならないことは、このような懸念が単なる杞憂なのか、それとも現実に起こりうることなのかということです。もし、任意性を判断する目的で DVD を見ても、供述の信用性、つまり自白の中身についても心証を持ってしまう危険性があるということであれば、この2つの判断を切り分けることが可能なのか、現実に任意性の点に限って心証形成をすることが可能になるような DVD の見方があるのかという点についても、心理学の観点から示唆をいただければという風に思うわけです。

次に、取り調べ DVD を刑事裁判で証拠として活用する方法でもう一つ考えられるのが、DVD に記録されている供述そのものを使って、供述内容の信用性を判断するという使い方です（スライド14）。要するに取り調べ段階で供述がされて、これは録画されているわけですが、この録画されている自白供述あるいは否認供述を裁判員や裁判官が DVD を見て、被告人が犯人かどうかということ判断するという使い方です。供述の信用性の判断のために取り調べ DVD を使う場合、法的な観点から提起しなければならない課題をさしあたり2点挙げたいと思います。第一に録画 DVD で被疑者が供述している様子が過剰なインパクトを裁判員や裁判官に与えて、供述が本来、有している証拠価値を超えて過剰に評価されたり、あるいは過小に評価されたり評価される危険性

がないかということです。仮に映像インパクトによって本来供述が有している信用性を超えて過剰に信用されるとか、あるいは不当に信用されないといった印象形成を裁判員や裁判官が行ってしまうという危険性が拭えないとすれば、それは法的に偏見とか予断に基づく評価、事実認定をもたらしかねない危険な証拠だということになります。こういった予断・偏見を回避できないような証拠については、刑事法の世界では法律的関連性を否定するという理屈で証拠として認めない、そういうリスクの高い証拠はそもそも証拠として認めない、使ってはいけないというルールに当てはまってくるのではないかと思います。したがって、取り調べでなされた供述が本来有している証明力を不当にかさ上げしたり、不当に切り下げたりすることなく、正しく裁判員、裁判官が評価できるようにするために、映像のアングルですね、どのようなアングルで映像を録画し、裁判員裁判官にどのように見せるのが適切かということ、心理学の知見から解明をしていただいて、その知見を踏まえた上で供述の信用性を判断するためにDVDを使うことの可否の判断をしていく必要があるのではないかと思います。

第二に刑事手続の基本構造に関わる根本的な問題があるように思います（スライド15）。現在の日本の刑事手続は、公判中心主義と直接主義という基本構造を採用しております。このような基本構造は、刑事手続に対する基本理念としての意味も有しています。この考え方はどういう考え方かと言いますと、供述証拠を含めておよそ証拠というものは事実を認定する裁判官裁判員が立ち会う裁判の場で、裁判官、裁判員に直接提供されるべきものであって、またそういう風に証拠が直接提供されることによってこそ、裁判官・裁判員は正しい心証形成をすることができる、正しい事実認定をすることができるという考え方に従って、制度が作られているわけです。そうしますと、供述証拠は裁判官や裁判員の面前で供述してもらう、つまり公判廷で供述してもらうというのが基本的なあり方であって、捜査段階において、取調室で捜査官に向かって供述されたものを刑事裁判における証拠として使用するの、本来ふさわしいやり方ではないのではないのかという疑問が生じます。従来、日本では調書裁判という形でこの問題が論じられてきたわけです。調書裁判として批判されるときにはこれまでの主たる問題は、取調室で供述したことが正確に調書には、書き取ら

れていない。捜査官の都合のよいように調書が作られているという点がとりわけ問題とされてきたわけですが、実は公判中心主義、直接主義で問題となるのは、そのことだけではなく、より本質的な問題として、仮に供述が全く作り変えられずに録取される、まさに DVD、可視化 DVD は供述が改変されずにそのまま録画されるわけですが、しかし、法廷以外のところで行われた供述を裁判の場で使っているのかという問題が別にあるわけです。さらに、この裁判の場で、かつ裁判員、裁判官の目の前で供述するのが原則だということは、正確な事実認定、つまり実態的真実主義という観点とは、また別に被告人の防御権の保証、手続き的な権利の保証という、これは真実の発見とは切り離してでも守らなければならない適正手続、刑事手続の価値を実現する上での意義があるのではないかと思います。被疑者段階での供述は、いくら取り調べの時に被疑者が供述するかしないかを完全にコントロール出来る状態で供述していたとしても、また防御の方針が立っていない段階での供述にならざるを得ません。これは、弁護人が立ち会っていても同じです。なぜならば被疑者段階ではまだ捜査官が持っている証拠が開示されていませんので、裁判になったときにどのような方針で防御していこうかと決めるための材料を被疑者はそもそも持っていないわけです。その段階で供述したことが刑事裁判で使われるということになりますと、本来であれば開示された証拠を吟味した上で、この証拠からだったらこういう防御がベストだという風に決めていくはずのところ、従前の防御法の行使を結果的に不可能にしてしまう危険が伴うわけです。被疑者の防御権、被疑者被告人の防御権を十分に保証するという意味でも被疑者の供述を弁護人が慎重にコントロールしながら、証拠としてふさわしいものだけを法廷に出すというやり方をするためにも、最もふさわしい場はやはり取調室で供述してもらうのではなくて、証拠開示も行われた裁判の場で、公判廷の場で供述してもらうというのが、これまでの刑事手続の基本理念であったような気がします。

これらの疑問点の上で、証拠を評価し心証形成する裁判員、裁判官にとって、正確な事実認定に最もふさわしい証拠の提示の仕方というのは、どういう提示の仕方なのかという点については、やはり心理学の知見に学ぶことができると思います（スライド 16）。法と心理が協同することに大きな意義があるところだと思います。つまり、これまでの刑事訴訟法の理屈では、公判廷において、

裁判員や裁判官といった人たちの目の前で口頭で直接、自らの体験について語ってもらうのが一番正確な事実認定、一番正確な心証形成にいい方法だという前提で理屈を組み立てているわけですが、実はこれは心理学的な見地から見るときに、こういう前提がそもそもないのかもしれないんですね。ですので、この点が正しいのか正しくないのかについて、実証的なデータに基づいて検討するということは、直接主義、公判中心主義をですね、今後も維持していくべきか考える上で避けて通れないと思います。

そして最後は、法律学が心理学からの問題提起を真摯に受け止めた上で、公判中心主義、直接主義というのはたとえ真実からは多少遠ざかったとしても被告人の防御権という適正手続、これは規範的な価値ですけれども、守るために、こういう風にやはり守り続けるべき基本構造なのかどうかというですね、規範問題に責任を持って答えを出すということが求められているのではないかという風に思います。以上、雑駁な報告でしたが、以上によって日本の取り調べの可視化の現状と課題について報告とさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

中島 ありがとうございました。

日本における 取調べ可視化の現状と課題

淵野貴生(立命館大学)

1

I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

- i 普遍的意義
 - 基本的人権としての「黙秘権」保障
 - 国連人権B規約14条3項(g)
 - 憲法38条1項
 - ⇔
 - 現実の取調べでは、しばしば侵害される危険
 - ・大声で怒鳴られる
 - ・脅される
 - ・長時間の質問攻め
 - ・有形力の行使?

2

I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

- i 普遍的意義
 - 黙秘権を実効的に保障できるような予防的措置の必要性
 - ↓
 - ・取調べへの弁護人の立会い
 - ・取調べの可視化

3

I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

- ii 日本における固有の問題状況
 - 逮捕・勾留されている被疑者の取調べ
 - 取調べ受忍義務肯定の実務
 - 取調べの開始→黙秘権の行使→自白の説得
 - 黙秘権の行使→自白の説得→...
 - ⇒取調べ官がやめるまで取調べが続く
 - ↓
 - 虚偽自白と誤判の発生
 - ～免田、財田川、松山、島田の死刑再審四事件
 - ～布川、袴田事件

4

I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

- ii 日本における固有の問題状況
 - 在宅被疑者の取調べ
 - ⇒任意取調べという名目での説得
 - 取調べの開始→黙秘権・供述拒否権の行使
 - 自白の説得→黙秘権の行使→自白の説得→...
 - ⇒被疑者の意思を完全に制圧するまで取調べ可能

5

I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

- ・高輪グリーンマンション事件
 - ～4泊に及ぶ任意の取調べ
- ・平塚ウェイトレス殺人事件
 - ～23時間の徹夜にわたる任意の取調べ
- ・志布志事件
 - ～1か月にわたる、連日、夜9時、10時までの任意の取調べ

6

I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

- ii 日本における固有の問題状況
被疑者に対して、強度の供述圧力がかけられる
↓
取調べの可視化によって取調べの適正化を担保する必要性が一層高い

7

II 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会試案の問題点

- i 全過程可視化対象事件の範囲
裁判員裁判対象事件に限定～全勾留事件の2～3%程度

8

II 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会試案の問題点

- ii 裁判員裁判対象事件も全過程可視化にならない可能性
・逮捕前の任意取調べ部分は含まれない
・殺人罪における逮捕・勾留の運用
死体遺棄罪で逮捕・勾留～裁判員裁判非対象事件
↓
殺人罪で逮捕・勾留
・可視化除外事由～あいまいな基準
～判断者が捜査機関なので恣意的運用の危険性

9

II 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会試案の問題点

- iii あるべき可視化
部分的可視化の効果？
→録画されない部分に違法な取調べ抑止効なし
→追及的取調べを止める動機付けなし
→被疑者を完全に屈服させた後の「再演」のみの可視化で違法な取調べを隠蔽するおそれ
↓
任意取調べの段階からの例外なき全過程可視化が必要

10

III 可視化DVDの証拠としての利用 ①～任意性判断目的

- i 積極面
⇒裁判官・裁判員の判断を取調べの実態（＝事実）に即して行わせることが可能に
【心理学から学ぶべきこと】
・取調べを受ける者の心理・精神状況
・取調べのどの段階で、供述するかしないかの自由な決定ができなくなるか
↓
可視化DVDの鑑定
→任意性判断に積極的に利用できる法制度・運用の構築

11

III 可視化DVDの証拠としての利用 ①～任意性判断目的

- ii 問題点
取調べの雰囲気や取調べのやり方だけでなく、被疑者の供述内容も認識
⇒供述の信用性についても心証を取ってしまわないか？
↓
証拠能力判断と証明力判断が峻別されないおそれ

12

Ⅲ 可視化DVDの証拠としての利用

①～任意性判断目的

【心理学から学ぶべきこと】

- ・供述内容を認識して、供述の信用性について心証形成しないことは可能か？
- ・任意性の点に限定した心証形成を保証する可視化DVDの見方は？

13

Ⅳ 可視化DVDの証拠としての利用

②～信用性判断目的

- i 映像による過剰なインパクト
供述が本来有している証明力を越えて、過剰に信用または過少に不信用の危険
↓
予断・偏見に基づく評価を招くおそれのある証拠
⇒ 法律的関連性の否定
- 【心理学に学ぶべきこと】
 - ・供述の証明力を適正に評価できる録画アングル
 - ・裁判官・裁判員へのDVDの見せ方

14

Ⅳ 可視化DVDの証拠としての利用

②～信用性判断目的

- ii 公判中心主義・直接主義との関係
証拠は、公判廷で、裁判員・裁判官の面前で直接、提供すべき
公判外供述は公判での証言・供述
← 正しい心証形成、正確な事実認定を行う方法
← 防御権保障～証拠開示を踏まえた被告人の防御方法の決定
何について、どの段階で、どこまで供述するか
＝手続的正義（適正手続）の保障

15

Ⅳ 可視化DVDの証拠としての利用

②～信用性判断目的

- 【心理学に学ぶべきこと】
 - ・裁判員・裁判官にとって、正確な事実認定にもっともふさわしい証拠の提示のされ方とは？
↓
- 【法学が受け止めるべき課題】
公判中心主義・直接主義は、真実発見とは切り離してでも、守るべき手続的正義かどうかを原点に立ち返って検討すること

16

中島 それでは、心理学、法学の立場からのそれぞれのご報告を踏まえまして、大阪弁護士会ご所属の弁護士でおられます小坂井久先生の方からコメントを頂きたいと思います。よろしくお願いします。

小坂井 大阪で弁護士をしております小坂井です。今、お二人から興味深いご報告をいただいて、それにきっちり沿ったコメントになるかどうかおぼつかないですが、コメントとしては3つぐらいの局面になるかなと思ってしまして、1つは法制審特別部会、これに至った経緯は省くとしても、この中身の議論、2番目がこれを踏まえて今、渕野教授がおっしゃったように全面というにはまだ足りない、まだまだ足りない、これは事実ですので、そこに至る道筋をどう考えていくのかということですね。最後に3つ目は、いわゆる全面的な可視化、全事件全過程という段階になって以降、どういう展望を持てばいいのかと、こういうことになろうかと思うんですが、私自身、まだ3番目まではとても頭が回っていないので、多分、途中で時間切れになろうかと思います。

今日もしばしば議論になっておりますように、今年の7月9日の30回目の会議で法制審特別部会がいわゆる取りまとめをいたしました。要綱案を了承すると、来年の通常国会では法案化の見込みだという運びになっているわけです。それで、先程、渕野教授がですね、この法案では全く役に立たないのではないかというご発言と、適正化の実現には程遠いのではないかというご発言があったですね、私はその特別部会の幹事をしておった関係上というか、別に当局の回し者で喋るわけではないので、そのへんは誤解してもらったら困るんですが、渕野批判、いくつかありましたね。これについては、いくつか申し述べておく必要があるかなと私としては思います。

確かに全拘留事件の2～3%、裁判員対象事件に制度化は限定されました。独自操作はこれにプラスアルファされているんですけれども、そういう問題があります。ただ、ご承知のとおり、この6月12日に最高検が依命通知というのを出しました。依命通知というのは、今まで対象であった裁判員裁判対象事件、独自捜査、あるいは知的障害、あるいは精神障害、こういったものを本格

実施した上で、それ以外の一応全事件を対象にしてですよ、もちろん、身体拘束の中で公判の見込み、公判請求される見込みがあり、なおかつ録音・録画の対象にすべき必要性があると判断した場合と、こういうくくりにはなっていますが、それを施行対象とするというものです。さらには、供述が争いになるように見込まれれば、参考人、被害者などを含めて施行対象にするんだということです。これは今年の10月1日からスタートします。こういう状態になっています。そこで、これからの展開の運びがどうなっていくのかということについては、かなり見えにくい部分もあるわけですが、ひとつは私が申し上げたいのは、例えば2～3%であっても、警察をも含めた全過程の制度化ができることの意義は相当なものがあるというふうに見るべきだと私は考えております。さらに対象外であっても、これは特別部会で裁判所の方の委員が述べたことですが、裁判員裁判であれ、その対象外の事件であれ、今後立証責任を非常に重く見ていくことになるということです。録音・録画媒体は、best evidenceという言葉を使ったか、優越のある証拠という表現を使ったか記憶は定かではないですが、そういう言い方をされて、対象外のものについても今後はそういう見方をしていくんだと、裁判所の立場を鮮明にされた。捜査を始めとする有識者の委員の方は、最終段階でこの依命通知、対象外のものについての今後の運用は今回の制度化と同じ趣旨ですねと、つまり恣意的に事件を選別していくようなことはないですねと確認されました。適正な取り調べのもとで任意性、信用性のある証拠、そのみが供述証拠として認められる、そういう姿勢に変わりはありませんねという念押しをされて、最高検の方でもおっしゃるとおりですと言われたという経緯があります。

ですから、ここは極めてなんと言いますか、実務運用的な問題も絡んでくる問題となります。いくつか批判されていた、例えば例外事由という問題もありまして、確かに今回の要綱案の文言を見ていると、色んな見方も可能なのところもないわけではないかもしれませんが、ここは弁護実践によって相当程度絞込み、かつ裁判所の判断を仰いで証拠能力がないという判断をしていくということが今後は考えるのではないかと。そういう形の弁護実践次第、あるいは裁判所によるというところはもちろんあるわけですが、そういう傾向が見られる。これはちょっと余談になりますが、昨日検事総長が変わって記者会見をされた

んですかね。東京の検事さんが変わったり大阪の検事さんが変わったりしていますが、その中で彼らは、今後は桁違い、桁違いという表現を使うかどうかわかりませんが、規模の違う形で録音・録画をしていきますという宣言をされていることは間違いないので、そういう意味では検察がそういう舵の切り方をしていること自体は、もちろんまだまだ色んな課題はあるでしょうが、まず間違いないと見ていいのではないかと思います。このことの意義なんです、これはまさに渕野教授が仰ったように日本固有の問題というのがあるわけですよ。いくつかの法律上の議論で、渕野教授がおっしゃったんですが、それこそ100年単位か200年単位、高木教授の話では文化的な問題というところがあるわけですが、反省を求める、更生・改善を求める。先ほどディクソン教授から遠山さんに質問されたように、なかなかこれは英米感覚、欧米感覚では理解しがたいところがあるかと思いますが、そういう取り調べが延々と続いた中で、裁判員裁判対象事件全過程という中で、これがどう変わっていくのか、変わっていかないのか。私はここでイントロゲーションというか、リードテクニク的なものからですね、それよりもさらに日本の場合は強烈なものが、強烈な圧力があつたわけですが、これが除去されていった中でやはりインタビュー化する、変わっていくだろうと。これは仲教授が繰り返しご説明されているとおり、そういう形での変化は徐々にあるわけです。

警察は今回の特別部会については、ずっとまさに反動と言いますか、我々が全過程・全件を求めている中で反対をしているという経緯はあつたんですが、内部ではもちろんご紹介があつたような取り調べ技術の基礎編の本を作ったりですね、それはそれで変化が見られないわけでもない。検察は検察で、高木教授が立ち会う、あるいは仲教授が立ち合いをするという見方をして、取り調べ自体を変えていこうという、そういう意味では私は今、大きな変化が生じておって、これに対して弁護実践がきっちり対応していくか、それに対して実務がどう動いていくかという意味で、これからしばらくの過渡期が極めて重要な期間ではないかと思います。そういうことでしゃべっているだけでほぼ時間がなくなってきているので、要は全事件、全過程、今後そういう形で、どういうプロセスで見ていくかという中で、一年まだ過渡期が続きますから、非常に難しい時代が続くだろうと思います。高木教授が紹介されたSさんのケースでも、

相当程度録音はしているんだけど、もともと一部ですよ。一部を見てああい
う形での分析が可能なのであれば、きっちりとそういう心理鑑定を入れ、我々
も対応していくことが必要ですし、今後そういう意味では未知の時代に弁護実
践も入っていくことになります。適正な収集をまず情報収集をしてもらうため
にどういう枠組み設定があるのか、それは心理学的な知見を借りなければいけ
ない。さらに出てきたもの、成果物を適正に評価するために心理学的な知見を
得なければいけない。先程から出ている映像インパクトの問題をどう処理す
るのか、アングルによるパースペクティブバイアスをどう処理していくのかなど、
今後、まさにそういう記録媒体が増えていく中で我々は実践的に考えていかな
ければいけないし、運用していかなければならない。そういう意味でも弁護士
の責任は非常に重いと考えています。

最後の問題として、渕野教授が言われた公判廷外供述、あくまでもいかに適
正な収集であったとしても、それは公判廷外供述が残されておって、今の日本
の法律のままであれば伝聞例外に当たる限り法廷には出てこないということ
になるんでしょうが、そのことをどう理解するのかということはある意味で最
後に残された問題かもしれない。私自身、まだ結論が出ているわけではないん
ですけど、仮に、仮にですよ、適正な収集、情報収集がなされて、適正に評
価できるという枠組み設定ができ、これ自体が理想論かもしれないから、そ
こでどういう理論的枠組みを付けるのがいいのかどうかという議論もあるのか
もしれないけど、もしかすると公判中心主義が絶対ではないという場面がある
のかもしれないと、なんとなくそういう感覚を持っています。とりあえず以
上です。

中島 ありがとうございます。それでは質疑の方に入りたいと思います。ご発
言いただく場合はお名前とご所属、ご専門など、それから回答を求める登壇者
をご指名頂いた上でご発言いただきたいと思います。

Q1 大阪弁護士会の A と申します。高木光太郎先生にお伺いしたかったん
ですが、最後のところでおっしゃいました日本型の取り調べ手法というのを考え
なければいけないのではないかと仰ったんですが、私は非常にそれに危惧を

持ってまして、変にやるとガラパゴス的な変な技法が出て、それを裁判所が容認して虚偽自白を生んでしまう可能性がないかという思いがありますので、先生がそこで考えておられます日本型の取り調べ手法、どういうものをイメージしておられるのか教えていただけますでしょうか。

高木 はい。日本型の取調手法の話を出したのは、これからおそらくこの可視化の問題と、それとセットで必ずやらなければいけないのは、取り調べ技術の科学化というか高度化ということになってくると思います。その時に雛形になってくるのは、世界で最先端的に動いている情報収集型の PEACE アプローチであるとか、そういったものが当然規範になってくると思いますし、実際そういう形で、検察にしても警察にしても情報収集しているという風に考えられるわけですが、例えばあの技法について我々のチームで文化心理学的な視点で分析をすると、はじめにバチンと対立をするわけですね。あなたは有罪だと思うと。それに対して、あなたは釈明しなさいと。つまりスポーツのようにゲームのルールが決まっていて、その枠内でコミュニケーションが進んでいくというスタイルでいくと、例えばこういうやり方というのを日本の警察官や検察官、被疑者にしてもいきなりそういう対立的な構図の取り調べのコミュニケーションに入っていけるかということになると、少し疑問があると。じゃあどうやって、最終的にその形が好ましい、PEACE アプローチ的な形が好ましいという前提はあるんですが、やはりあれは欧米のコミュニケーション文化の中で設計されているものなので、日本で有効に動くものにしたとしたら、日本にああいうものを根付かせて行くとしたら、日本特有のコミュニケーション文化とか、その中で作られてきたコミュニケーション構造というのを解明しておいて、それとどうつなげていくかということを経営しないといけないだろうと思います。そういう意味で日本型取り調べの、要するに日本は輸入文化だと言われますが、輸入してパッと入れ替えるというのはおよそ現実的ではないだろうと思います。そういう中で日本の今までやられてきた取り調べからどうやって変えていくのかという基礎的なデータとして、日本型取り調べの特徴の解明が必要であるという趣旨でお話をさせていただいた次第です。

Q2 座ったままでよろしいですか。大阪弁護士会のGです。今に関連してですけどね、先生は、日本型取り調べを支える文化的枠組みというところで、例として反省を求められるということを挙げられましたよね。それで、その日本的な、文化的な枠組みを新たな取り調べ手法の開発へ考えるときに考慮するというのは、具体的にどういうイメージになるのでしょうか。例えば、先ほどのご説明でしたらね、尋問の順序をよく考えると、そういう意味ではわかるんですよ。しかし、文化的枠組みというのが例を挙げられた反省を求めるというものであれば、どういう風に取り調べ手法につながるのか教えていただければと思います。

高木 これもですね、僕は最後の方で説明を端折ったので、若干誤解を与えてしまったかもしれませんが、日本型、今日本がこうだから、反省を重視してやりましょうということではないんですね。おそらく文化レベルで我々は、罪を犯した人、あるいはその疑いがある人に反省を求めるということを、一般市民も含めて、例えばワイドショーなんかの報道を見てもわかるように、非常に根深く我々の文化にそういったものが根付いているのではないかと考えます。これを認識した上で、これをどうしたらより適正なものに変えていけるかを考えなければいけない、そういう趣旨でお話をしたんで、最終的には取り調べの中で反省を先に求めたり、反省を目的とした取り調べというのは不適切なものとして排除しなければいけないと私も考えているんですが、その出発点として、例えばこれを心構えを変えなさいみたいな話では決して変わらないんですね。より戦略的に、どういう方法がいいのかまだわからないんですが、かなりこの問題は戦略的にも大きな問題として、文化的な態度を変えていくということになりますので、どうしていったらいいのか。教育的な面もあるのかもしれないし、トレーニングという面もあるのかもしれない。トレーニングというと、やっぱり取り調べの技法を高度化していくという中で、イギリスなんかでは最初、可視化、それから取り調べの技術を変えていく時に色々抵抗があったという風に聞いていますがけれども、やっぱり先にある適切な技法が入ってくることによって、徐々に文化的な意識が変わってくるということもあると思いますので、そういったことも含めて反省を重視してしまう、我々に根付いたコミュニケー

ション感みたいなのをどう対処していくのか、そのための基礎データとして心理学的にはそれがいかに根深いかをとりあえず明らかにしていくことが必要です。そういう趣旨でお話をしたということになります。

Q3 川崎県弁護士会の K と申します。高木先生にお伺いしたいんですが、これから法律と心理学の連携がありうるのではないか、これからの可視化の動きの中でありうるというのが今日のお話の中で提示されたと思うんですが、心理学の中にもですね、色んな見解があると思われるんですね。例えば今、裁判の世界では、精神鑑定の場合、弁護士と検察官がそれぞれ自分にとって有利な鑑定書を出してくることがあります。そういうことが心理学に、もし、今後鑑定として心理学を用いる場合にはあるのかどうか、もしその点でお考えがあればお伺いして、それからもう一点は本当はコメンテーターの方に聞いてはいけないのかもしれませんが、先ほど小坂井先生から弁護実践という言葉が出てきたと思うんですが、今お考えの中で弁護実践があれば、まだ固まっていないかと思いますが、あれば具体的にお話いただければと思います。

高木 私はですね、例えば心理学的なもの、精神医学的なものも含めて、若干今まで対立的な意見が出てくることの背景に同じ学問的な基盤を共有した形でより適切な分析ができているかということで戦うのではなくて、ある種の学派間の戦いみたいな形で対立が起こっていたケースがあるので、僕はそういうのは避けなければいけないと思っています。例えば、私と仲先生が法廷でそれぞれ弁護側と検察側で、それぞれ子供の供述の信用性について議論をする。その時の背後には例えば認知発達の知見があったりとか、その部分は共有しているんだけど、より確からしい分析はなになのかということを議論する場ができてる、そのことはむしろ健全だと思うんですね。そのことによって適切な鑑定とは何かとか、より信用できる鑑定は何かということを心理学者間で、あるいは心理学と法曹の間でも形作られていく重要な契機になると思いますので、むしろきちんとした学問的な枠組みの中できちんとした対立というのは今後、生まれてくるべきではないのかなという考え方をしています。

小坂井 6月12日付けの最高検の依命通知にのっとり、とりあえずはですよ、制度化は来年以降の法案提出後の議論がありますが、早速我々がやらなければいけないのは、10月1日以降に施行される依命通知で、本格実施は今まで施行されてきた累計ですから、これはこれで従来通りの申し入れになると思うんだけれども、いわゆる施行対象で新たに付け加えられたものは、これは一応全事件なんでね、対象は。基本的に。被疑者本人の場合は、身体拘束というくくりがあるかもしれませんが、参考人まで広げるというんだから、そういう意味では全事件と申し上げてもいいわけで、一応依命通知の中でどういう場合に施行するのかというのは、一応は書いてあるんですね。きっちりとした要件ではもちろんない。彼らは今後、やる気はあるんだけど、一方では裁量だという形で逃れていこうとするとところがあるんだけど、じゃあ弁護人が、あるいは被疑者がきっちりこうこうこういう理由で録音が必要ですよという形で申し入れをして、拒めるかどうかというせめぎあいになるわけですね。なかなか拒めないのではないかと、私の本音としては思っています。もしこの戦いに敗れば、制度化されたものとそれ以外とがダブルスタンダード状態が続いてしまうという、これは非常に好ましくない状態になってしまうんだけど、私は弁護実践によってそれを乗り越えていけると思っています。まずはそういう申し入れを具体的にすることですね。じゃあ可視化されてどうしますか。先ほど後藤さんが質問されたように、後藤さんがおっしゃっているのは可視化された中で黙秘しろという、こういう路線なんですけど、いずれにしても供述の自由が確保された状態になればきっちり黙秘を原則としながら、それを解除していくという弁護実践が可能になってくるのではないかと。しかし、これは相当の努力、あるいは研鑽が必要だろうなと思います。

Q4 座って失礼します。今日はお話ありがとうございました。立命館大学政策科学部のTと申します。質問を報告者とコメントーターの3方にできればお願いしたいんですが、これまでの話を聞いてきて、私たちが取り調べの可視化を導入する際に日本人の司法の捉え方を再考する必要があるのではないかと考えました。例えば、ある人が容疑者として連行されてきた場合に私たちはこのように考えてしまうのではないのでしょうか。司法は事件の素早い究明や一

刻も早い犯人の更生を第一にすべきだ、だから司法がその容疑者の人権を考慮するよりも白黒付ける方を、事件に白黒付ける方を優先するのはある意味で正当ではないかというふうに。頭では、私の推測なのですが、私たちの未熟な社会的概念を変えていかなければ、その現場へのアプローチにだけにとどまっていたのでは、本当の意味で取調べの可視化はこの国に定着しないのではないかなと思うんですが、お三方いかがでしょうか。

渕野 ご指摘いただいたことはそのとおりだと思います。私はとりわけマスメディアの犯罪報道に大きな責任があるのではないかと考えています。マスコミ報道を変えていくために、私たちがそういう報道について指摘していくことが必要なのではないかと。一例を申しますと、今の典型的な犯罪報道では、逮捕されたときに被疑者をこれから厳しく追求していくと、捜査機関が報道に対してそういう風に言っているわけなのですが、それをそのまま何の問題意識もなく報道してしまう。それは日本の刑事司法に対して市民をある意味で教育しているのではないかなと思うんです。そこの部分をきちんと問題意識を持って、我々市民が報道に対しても、そういう報道はよくないと声を上げていくことが一つの出発点かなというふうに考えています。

高木 私も非常に渕野先生と同じような印象を持っていて、日本のもろもろの司法制度の問題に、メディアの位置づけがすごくきいているなという印象をめぐえないんですね。それは全く同じ話で、心理学にじゃあ何ができるかということが出てくると思うんですが、やはりこれが一筋縄でいかないということを示すことが心理学の重要な役割ではないかなと思っています。つまり、例えば先程の反省をするということと、情報を取るということの関係なんですが、どうも我々の中に反省を通した情報こそが真実だという、エモーショナルな次元と客観的な次元をどうも融合してしまうメンタリティがあるらしいというのを、これは分析途上なんです、そういう仮説が浮いてきているんですね。こういうのを例えば反省はいけなからやめましようと言ってもなかなか取り除けないと。そういう表向きの問題点の背後にさらに網の目のように作り出されている我々の司法に対する身体というか、眼差しというか、そういうものを丁

寧に解明していき、そしてそれを様々な回路で社会に伝えていくということを、心理学者としては考えているということです。

小坂井 ちょっと誤解を招く言い方なんですけど、可視化というのは価値中立的なんですね。実は今までの議論の中では、それこそ白黒付けるために昔から必要でしょうと我々が言ってきたことは事実なんですね。特別部会の中でどこまでそれがどう進んだか進んでいないかはわかりませんが、ただ制度化されることによって、先程から議論を繰り返していますが、あなたがおっしゃっているように個々の人の人権が貴重だという形に我々が変わって行くだろうと思います。まだ時間はかかるでしょうが。

中島 はい。まだご質問等あるでしょうけれども、このセクションはこれで終わりにしたいと思います。このあと全体討議がありますので、今のお話も踏まえて、全体討議の中で議論をしていただきたいと思います。報告者の方、コメントーターの方、どうもありがとうございました。

第四部

全体討議

司会：指宿 信（成城大学教授）

司会 では引き続き第四部全体総括に移りたいと思います。指定発言者として基調講演をいただいた仲教授と本学・立命館大学特任教授である浜田寿美男先生にご登壇いただきます。いよいよ朝から始まりました取り調べと可視化シンポジウムも終わりに近づいてきましたが、最後までお付き合いいただきますようお願い申し上げます。まずですね、最初の指定発言者として浜田寿美男先生をご紹介しますいただきたいと思います。浜田先生は、皆さんご承知のとおり、日本の供述分析学の第一人者、第一世代として私たちを牽引してくださった方ですので、今日一日の感想を含めて、これまでのご経験等からご発言をお願いします。

浜田 浜田です。限られた時間ですので、十分な話にはできないかもしれませんが、今ご紹介いただきましたように、私は元々、子どもの心理学をやっている人間なのですが、仲先生も子どもの心理学専門で妙な因縁だと思うんですが、その人間が刑事裁判の仕事に入り込んで色んな仕事をせざるを得ないという現実に出会うようになって、34～35年という年月になります。当初は本当に手探りだったんですが、刑事裁判の具体的な事実認定の世界に入って、心理学の新しい役割をある意味で突きつけられた状況の中で仕事をしてきたつもりでいるんですが、その意味で可視化をなされていない、どう心理学が関与していいかわからないところでの話に立ち会わざるを得ない状況にいましたので、心理学が得意とする数量的な研究で科学的な立証をしていくという立場ではなくて、ドロドロとしたところに入り込んで、事例研究的にやらざるを得ないというところで仕事をしてきました。ただ、そんな観点からやってきたから逆に見えてきたこともあって、ある意味では面白い体験をさせていただいているなという気がしています。

今日色んな議論を聞きながら思ったんですが、ひとつはこれはディクソンさんから率直なご意見がありましたが、日本の取り調べが反省を求めるとか、謝罪を求めるとか、どうなっているんだという話がありましたが、私もいつもそのことについては感じております。1980年代にアメリカの研究者が日本の刑事捜査における実務をフィールド研究するということで、何人かの方がこれらで研究をされた成果を見たことがあるんですが、その中に日本の刑事取り調べ

は謝罪追求型であると、それは非常に日本的な取り調べだと書かれていてそのとおりだと思ったことがあります。実際に刑事捜査とは何かという事実の認定をすべきセクションであるべきなんですね。ところがそこで反省まで求めてしまう。高木さんの話だとこれは日本の文化的特性がそこに反映しているのではないかという話でしたが、文化的特性であれなんであれ、本人に謝罪を求めたり、責任を追求したりするのは明確な事実の認定ができてからしかできないと理屈の上ではそうなるはずなんですね。ところがこいつが怪しい、こいつがやったかもしれないという時点で謝罪追求の気持ちが動いてしまうとか、反省を求める気持ちが動いてしまう、これは何なんだと思うわけです。

実際に冤罪事件を見えますと、多くの冤罪事件は謝罪追求から始まっているというところがあるわけですね。高木さんが報告されました足利事件の場合でも、聞くところによりますと、任意同行で最初日本人を取調室に呼ぶときに、Sさんのお家に行って、被害者の女の子の写真を目の前見で見せて、これに謝れというところから始まったと言う話を聞いています。本人がやったかどうか分からないところから既に、これに謝れというところから入る。これが非常に危険だということは誰が考えてもわかることなんですが、つまり謝罪追求をするということは有罪前提だということなんですね。ですから事実を認定を明確にするというところではなくて、先取りしてしまって、お前が犯人に違いないというところから入るんですね。私は、これを証拠なき確信と言っているんですが、証拠があるから確信ができそうなものなんですが、心理学的に言いますと、明確に、絶対に間違いないというので確信をするわけではないんですね。例えば目の前でAさんがBさんを殴り殺すところを見たというのであれば、私はAさんが犯人だと確信していますとは言わないわけですよ。Aさんが犯人だと知っていますと言うわけです。だから知っていますということと確信というところの間には大きな差があって、そこが誤解されているところもあって、証拠がないにも関わらず確信して謝罪を求めるという心理が動いてしまう。これは日本の文化的特性ということもあるかもしれませんが、かなりこれは人間に共通の部分かもしれない。絶対にこれに間違いない、目の前で見たというところまではっきりしていなくても確信が動き出す。とんでもない事件が起こると、許せないという気持ちになってしまって、反省を求める、謝罪を求める

ということになってしまう。大きな冤罪事件で虚偽自白をしているようなケースにずっと付き合ってきましたが、スタートはここから始まっているんですね。執拗に反省を求める。求める側の捜査官はある意味で悪気がない。熱意を込めて徹底的に調べなきゃいけない。こいつを反省させて更生させるんだという枠組みの中に自分をはめ込んでしまっているところがあって、そういう姿勢から離れられないところに今の刑事捜査というのはあるのではないかという気がするんですね。そういう意味では私も30年前からするとやや隔世の感があるんですが、昔は警察の敵みたいに使われていたんですが、最近は警察から随分お呼びがあって、年間10回以上、警察官の前でお話する立場に身を置くことができて、ありがたいなと思っているんですが、その場でいつも言っているのは、私は仲さんのように司法面接のテクニックを教えるということではできませんので、何が危ないかという証拠なき確信が一番危ないんだと、逆に言うと冤罪事件を防ぐための一番のやり方はひょっとしたらシロかもしれないと思って調べることだと。逆に言うと、それなしには虚偽自白は防げないと。現場のかなりベテランの捜査官を目の前に話すことが多いんですが、足利事件のように自分がおとした被疑者がひょっとして後にそれが無実だということが証明されたら、それこそ夢見が悪いでしょうと散々脅しているんですが、そういうひどい目に遭わないためにもひょっとしたらシロかもしれないという思いをまず念頭において調べるということをしなきゃいけない。虚偽自白という捜査官が意図的に落としたんじゃないかという風に世間の人はそういうふうに思いがちなんですよ。しかし、実際はそういう風に分かっている落としたとか、引き下がれなくなって、証拠偽造をしてしまうようなケースもありますけれども、多くは自分は真犯人を落としたと思っている、ここに問題があると思うんですね。可視化をすることで、取調室の中で法に反するような取り調べをすることを防ぐために全面可視化が必要だという部分と、もう一方ではその背後で動いている捜査官の心理に対して私たちがいかに敏感であることができるかというためにも必要だと。これはどうやって見抜いていくかということに関わってくるわけですが、例えば謝罪追求型の心理というのは、この点ではおそらく日本人が共通に持っていると思うんですが、取調室で被疑者を取り調べているのを見たときに捜査官を同じ心理になったとすれば、法に反するような取り調べを

していないとしても、その危険性に気づかない危険性があるなという気がするんですね。そもそも本来は事実認定と謝罪追求ないしは責任追及、あるいは量刑判断というのをはっきりと区別する。これは文化として日本の中になくないのは確かですよ。裁判員裁判の制度が導入されたときも事実認定を量刑判断をそもそもはっきりと手続き的に分けるべきだという議論は当然出たんですが、それが大きな問題になることなく、同一の裁判体でやるという状況ができてしまっている。調書なんか見てもそうですが、自白をしますと、申し訳ありませんでしたという言葉が必ず出てくる。あるいは参考人の供述調書を見てもね、例えば被害者のを見たりすると、調書の最後に厳罰に処してほしいと書かれたりするわけです。そういうことに対する問題性は明確に私たちは意識していかなければいけない。事実認定があって初めて責任追及ができるというのは理屈でわかりますから、文化の問題として我々はそれに侵されやすいというところではありますが、明確に抑えて行く必要があると思いますし、そういうことがなければ、可視化をしても果たしてそれで冤罪事件が減るかと言ったら、ひょっとしたらかえって問題が深刻になる危険性もなくはないと思わざるを得ない。

実際可視化が問題になってきていますが、これまで録音テープが法廷に出てきたケースはいくつもあるわけですよ。私は、実際テープを聞いて分析した事件、仁保事件、実に古い事件 1954 年、この事件では 30 時間近くの録音テープがあって、これは私がやりましたということまでは、つまり自白に落ちるところまでは拷問があったという主張がなされているんですが、拷問の過程はもちろん入っていないんですね。私がやりましたと諦めてからテープに撮られている。それが 30 時間あまりしかも数ヶ月にわたっているものがある。それを見て、それが法定に出されて、それは任意性の証拠として出されて、検察側から出されて裁判所が任意性ありと認めてしまっている。しかし、その中を今の私たちの目で見ると、虚偽自白としか言いようがないやり取りがいっぱいなされているわけです。本人が犯行の様子を知らない。語れないから困っている場面がいっぱいあるんです。しかし、それを見て裁判官が任意性ありと判断してしまった現実があるわけです。最終的には、これは 17 年かけて無罪になりましたけれども、そういうことを裁判官も見抜けない。それを一般の裁判員が

見抜くことができるのかどうかというと、虚偽自白がどういうものかというのを知っておかなければ、これを見抜けないわけですね。しかし、虚偽自白がどういうものかというのを今の裁判官もあまり知らない。まして一般の裁判員が知っているかというと、知らないケースが多いだろうと私は思うわけですね。

高木さんがご報告された足利事件なんかでも、録音テープで質問をしていました検察官が本人が争われている事件を否認したときに翌日やってきて、私はあなたが現場引当といいますけれども、現場でどういう風にやったのか、被害者の女の子の衣服をどこにどのように捨てたのかということを実際に目の前でやらせているわけですね。検察官はその場に立ち会って、立ち会った場面の中でまわりの人間が誰も誘導していないのに、ここに衣服を捨てましたと正しく言えたじゃないか、そんなの無実の人間がどうしてできるのかって検察官が実際にその場で心証を取っているんですね。ああいうことをやった人間がなんで今頃やってないなんて言えるんだっていう風に言っている。あの検察官自身はSさんが犯人だと確信をしていたにも関わらず、Sさんは無実だったんです。なんでそんなことが起こるのかを知っておかなければ、見抜けないんですね。虚偽自白というのは、簡単に言ってしまうと辛くなった人間が私が犯人だという以外にはなくなって、あとは犯人として振舞うわけです。だから、現場引当の場面でも、現場の状況というのを捜査官は全員知っているんですが、知らないのは唯一、Sさんだけなんですね。そのSさんがここは犯人として振舞わなければいけないという心理状況になっている。だから、どこだと言われて、ここだと当てずっぽうで言ったらえっという顔をされる。えっという顔をしたら、違ったな、自分は知らないということを知っていますから、相手が知っていることを知っているから、えっという顔をされると違うなと思う。じゃあ、ここですと言われて、えっと言われて、またここですと言ううちに当たってしまうわけです。そういうプロセスを知らなければ見抜けないんですね。そういう意味で可視化がされて、これから進んでいくと思いますが、実は任意性のレベルで外形的な暴力行為とか、取り調べの場面の中で、法に外れるような行為はチェックできるかもしれませんが、犯人だと思い込んでいる捜査官が被疑者に対して迫るあり方について、どういう時にそういう危険性がある、無実の人間が落ちるのかということを知っておかなければ決して見抜けないわけです。

ね。そういう意味では調書裁判の時代と変わらない問題をはらんでいるんだと私は思います。もちろんその過程の中で取り調べ技法が変わって行くことに私たちは期待したいと思います。それは仲さんたちがやられている仕事で、そのところではあくまでも事実認定を目標にするということですから、反省とか謝罪とか一切抜きの形でやられることだと思いますが、その技法としてだけ取り出された時に果たして見抜けるかということをやっぱり考えておかなければいけないだろうと思います。そういう意味で、調書裁判の時代も調書という形で可視化していたんですね。あるいはその一部は録音という形でも出てきました。最近、袴田事件が再審決定が一旦出て、今、異議審で争われていますけれども、あの録音テープを私も大分あとの段階で、今から3年ほど前に録音テープがあるということで開示がされましたが、これは本人が諦めて自白をして、犯行のストーリーも繰り返し繰り返し語らされて、それから1週間ほど、10日ほど経ったあとの録音なんですね。ですから、本人は諦めきって、犯人を演じざるを得ないところにいるわけですよ。捜査官がどう聞いているかということ、仲さんの司法面接通りなんですよ。オープクエスションで誘導尋問も一切なし。それで、それで、次はどうですかと聞いている。それに彼はスラスラと話している。これだけを聞くと普通の人はこの人が犯人に間違いないと思ってしまうんですね。

ですからある部分、警察官も今、司法面接技法としてやられている技法そのものが正当だということが意味で直感的には知っているわけですね。誘導してはいかんということは知っているわけですよ。ですから1966年時点の録音テープでも、まさに、「それで」「それで」と聞いたわけです。そういうものがおそらくこれから可視化という形で出てくるだろうと思います。その時に私たち心理学がどういう役割を果たすことができるかというのは、相当深刻な、真剣に私たちが立ち向かっていかなければいけない問題だろうと思います。

もうひとつだけ言わせてもらいますと、もうひとつは狭山事件、これも録音テープが開示されました。これは実は私がやりましたと言ってから録音テープをかけていることがはっきりしていて、最初のところでは声を詰まらせて泣いている場面が最初入っているんです。落ちてからです。だけど、落ちてからなんだけど、狭山事件の場合は最初は3人犯行自白で落ちて、その後3日後に単

独犯行自白に落ちて、さらに単独犯行自白の辻褄が合わないで、がらりとストーリーを変えたという三転しているんですね。その三転の過程が録音に入っているためになんでこうなったのかということ进行分析する、ある意味で重要な資料になり得ている。ああいうものを見ますと、これは虚偽自白だろうということの証明がかなり可能性として広がってくる気がします。ですから、袴田タイプの録音テープが出たんじゃあ、これはかなわん。だけど少なくとも全面可視化されれば、心理学が関与できるところがこれまで以上に増えてくるだろうし、役割も大きくなるんだろうなと思いながら今日のお話を聞かせていただきました。

司会 どうもありがとうございました。続いて仲先生、今日の感想をお願いします。

仲 本当に多くの先生方から大変、興味深い研究成果をお話いただきまして、ありがとうございました。まずは先ほど高木先生もおっしゃいましたが、可視化され、あるいはされようとして、あるいはこれまで施行されてきて、多くの被疑者取り調べの録音・録画というのが蓄積しつつあるなと思います。そういうデラハンティ先生、ディクソン先生、ジョー先生、パク先生、本当に高木先生がされた分析とか私どもが行った分析とか考えてみますと、本当に多くの情報が集まりつつあるなと思います。その中で大きな問題としてひとつは、じゃあ適切な面接は何なのか、どういう風にすればいいのかということと、これから得られた情報をどのように使っていくのかという二つの大きな問題があるかなと思います。一つ目の問題、良い面接とは何か。ここが本当に今、浜田先生もおっしゃったとおり、反省というところから入る中立ではない情報を求めるような枠組みではいけないということがあるわけです。元々自白というとコンフィッションというんでしょうか、神父様に対して信者がこれこれこういう罪を犯しました、神様に許してもらってください、こういうようなことをコンフィッションというわけですが、自分から言ってくるのはともかくとして、説得されて言うのがコンフィッションかという風に言うと、そこには問題があるかなと思います。中立な立場で、ですので、これまでの自白というのがこういう教会の告

解のイメージであったとするならば、これからはそうではなくて、客観的な観点からの自白という、心理調査とか、例えば知能検査を受けるときに知能検査を受ける人が、ブロックの積み方を迷っているところで、心理士がここをこういう風にすれば上手くいくんじゃないと言ったり、本当にそれでいいのかなと言ったら、それは正しい知能を測れないということになるわけですね。そうではなくて、本当にその人が持っている情報をありのままに引き出すためには、こちらからは情報を出さないで、あくまでも中立的、客観的な観点から情報収集をしなければいけないということになるわけです。どんな面接でも、誘導や暗示というのは全部、基本は面接者から出て行っているということがあるんだと思うんですね。被面接者が何か言ったときに、これはこうなんだろうと言わなくても、本当にそれでいいのかなとか、本当のことを話してくださいと言ったり、あなたの記憶ではそうなのねという言い方が、求められている答えは違うんだと被面接者を誘導していくということになったりするのだと思います。ですので、全面可視化というのは基本の基本だと思いますが、その中で面接者が情報を出さないで、被面接者から情報を得ていくかということを考えて行かなくてはいけないと思います。ただ、被面接者からすぐに得られるか、なんでも話してくださいと言ったらすぐに得られるかという、そうではないわけで、そこで今度は情報をなんというか、より話してもらうための動機付けを考えなければいけないわけです。この動機づけがデラハンティ先生、ジョーンズ先生によっても指摘されていたラポール形成の問題だと思うんですね。ラポールは下手に行ってしまうと迎合性を引き出す。気に入られたい、喜んでもらいたいの、仲良くなってしまうから、期待に合う答えを言いたい、こんなふうになってしまうと、これも適切ではないんですね。どこまでのどういうラポールというのが話しやすくリラックスできる、でも迎合はみださない、そののどうしてもラポール形成には自分のことを話すとか、励ますとか、何かそういうこちらからの情報提供は必要なのかもしれないけれども、どこまでそれが大丈夫なのかということを議論していかなくてはならないかなと思います。特にであれば48時間、長くても72時間、オーストラリアの場合でもそうだと思うんですが、そういった形の時間と日本のような一週間とか10日みたいな長くなる期間でのラポールということは、すごく慎重に考えていかなければいけないと

思うんですね。その辺はまた、議論の時間があればご意見等をいただければと思います。それから、第三にオープンに話を聞く、こちらから聞かなくても話をしてもらえようになった、動機付けもできて、ラポールもつけて話せるようになった。それで情報が引き出してきたんだけど、話が伝わらないということがあるわけですね。稲葉先生がお話をしてくださった特定の生きている現場でのことであれば話せるんだけど、一段上に立って、論理式の内容を問うような論理的な推論を求めるといような課題になると、話が通じなくなるですとか、高木先生がおっしゃっていたような特定の枠組みの中でしか話せなくなる、こういったことをどうするかという問題があるかと思います。このところが浜田先生もお話された反省を求めるとか、改心を求めるということと重なってきますと、ここが被面接者をがんじがらめにして、こちらが思うような仮説にあるような情報だけを引き出すようになってしまふんじゃないかと思うんですね。動機づけてできるだけたくさん話してもらおうということだけではなくて、どういうふうにすれば、こちらが求めている情報をその人の言葉で語ってもらおうかというのは、高度なことになるわけですが、大事な課題かなという風に思います。

一つの回答は、その時にどうしてそうやったのか理由を聞く、なぜそこにいったのかと言う事を聞くのではなくて、その日その場で何をして、どこへ行って、何をやって、どうなったのか、あったことを現場に行き直してもらう、これは比較的小さな子供でもできたりするんですね。語りの練習をするときに、朝起きてからここに来るまでにあったことを全部話してくださいということを順番に話すということをよくやってくれたりします。こんな形の文脈の、特定の形の何があった、何があったということを語ってもらおうということは一つのヒントになるのではないかなと思います。こんなことで良い面接法を考えていくことは必要である。当然、これをトレーニングして、身につけていくかということとはまた大きな課題になるわけですね。もう一つは使い方の問題です。こうやって可視化されるようになった。全面可視化ということが、これからもっともっと充実していかなければいけないとか。可視化されるようになったけれども、取り調べの中で黙秘権をどうするのかとか、弁護士の同席をどういうふうにしていくのかとか、そこで得られた情報をどういうふうに評価するのか、やっぱ

り面接室の中で得られた情報よりは法定に直接来てもらって話してもらうことが重要、そういうようなご指摘も例えばこれまでの韓国の歴史であるとか、パク先生のお話から、あるいは渕野先生のお話から伺うことができたかなと思います。こんなことを思って良い面接と使い方ということに関していくつか先生方に質問みたいな形で問いを投げかけさせていただいてもいいでしょうか。先程良い面接のうちのラポールのところですね、これは先ほどのと重なりますけれども、高木先生の中でのSさんが勧弁してください、勧弁してくださいと言ってしまった、あれもちょっとねじれた形のラポールがついてしまっていた。だから取調官に勧弁してほしい、許してほしいという気持ちになる何かがあったのではないかと思うんですね。それで、どういうラポールが、まだ長い日本の刑事訴訟法では長く拘束される中で、どういうラポールが適切なのか、たくさん話することができて、リラックスできるような関係でどういうラポールなのか。24時間48時間のラポールと一週間10日となったときのラポールとで違いはあるのか、これを先生方に伺いたいところです。それから、黙秘のこととかについてですね、これは先ほどディクソン先生にお尋ねしたところなんですが、イギリスでは黙秘をしていると不利益推定がなされるということがあるわけですね。日本ではそれが無い。それが大変いいことであるように思える。だけど、何か話してもらわないと先には進まない。無罪を証明するためにも何かこう、話してもらいたいということがあったりするわけですね。この不利益推定というのが裁判の中で、手続きの中でどういう風に機能しているかというのを、さっきディクソン先生にお話をうかがったんですが、デラハンティ先生とか、韓国ではどうなのかというお話を伺えればなと思います。

それから午前中の、午後だったかな、ご質問の中で、例えばカメラがあった、弁護人が部屋にいたら被疑者が話さなくなってしまうけれども、被疑者が話さなくなったらどうするのかというご指摘がありました。でも、基本は話さなかったら何か、という話さなくても別にいいんだよというのがあるわけですね。本来自白というのは自白だけで、補強証拠がないとダメなわけですね。なので、情報を他にも収集してこなればいけないわけで、話さなかったら、話さないという情報かなというふうにも思うわけです。特にそれが適切な面接の中で、リラックスした話しやすい関係で、きちんとルールも説明し、権

利も説明し、ちょっと今思いついたんですが、高木先生がイギリスの PEACE モデルは最初に君は罪を犯しているという可能性を示して反論を被疑者に言わせるということを仰ったんですが、そこはそうではないなと思いました。PEACE モデルの場合も、あなたはこういう理由でここに来ているということは言うんですが、だからあなたがやりましたとは言わないんですね。そういうそれなりな証拠はあったとしても、まずはその人がどうしてそこにいたのかということを話してもらうというところから入るので、対決から入るということは普通まずないし、チャレンジしないで終わる面接もあります。それを考えるならば、適切にチャレンジすること、無理やり圧力をかけてチャレンジして話を聞いていく。その中で話さないことがあるとすれば、その理由は何か。もしかしたら話してそれが何かうまく理解してもらえなかったらどうしようと言う恐れのために、本番に来て、話したいという気持ちを持っているかもしれないし、その日のその時間の間は誰かを守っていたいということがあったりするのかもしれない。いろんな理由があるのかもしれないくて、法廷に出て話すというのもありなのかなと。その場で話さない理由というのが適切に記録されていれば、それが一つの情報になるのではないかと思うんですね。ただ、ひとつの問題があって、記憶というのは時間とともに低下していきますので、たくさん覚えていううちに、自分はその現場にいなかった、他の場所にいたというのであれば言っておいた方が被疑者のためにもなるということもあったりするわけです。そういうことを説明した上で話さないことを選択するのであれば、それもあるのかな、その辺についてもパク先生とかディクソン先生、渕野先生に伺えればなと思います。

司会 私の方で整理させてください。非常にいい質問が出たので、一応3つに分けたいと思います。討論の切り口としてラポール形成について具体的な足利事件の供述についてどう評価するかと、高木先生というご指摘があったんですが、ここは佐藤博史先生、まだ会場におられますか。返答していただきたいと思います。2 番目の黙秘権の持つ意味について、渕野先生にコメントをいただきたいと思います。最後に韓国やオーストラリアで黙秘が不利益推認を産んでいるのかどうか。その評価、どういうふうに考えられるか、パク先生とディク

ソン先生にお願いしたいと思います。最初にご指名させていただいて恐縮ですが、佐藤博史先生、勘弁してくださいあたりのSさんのレスポンスについてどのような感想とか評価を持っておられますでしょうか。

佐藤 東京の弁護士の佐藤博史と申します。今ご紹介になった足利事件の弁護人を務めました。取り調べテープのことですが、高木先生がおっしゃったことなんですが、実に重い意味を持っていると思います。というのは、あのテープが見つかったのはDNA鑑定によってSさんが無実だと分かって、釈放された後だったので、いわば安心して聞くことができたし、何が正解かわかっていたわけですが、私が心配するのは、あのテープがあったら、可視化がされたら、本当にSさんが無実か分かったかどうかということと言われたんですね。私はほとんど無理だと。多分、あのテープを聞いたら10人のうち9人はSさんは犯人だと思うだろうと言っていたものなんです。実際、一審では弁護人がSさんは有罪だというふうに思って、弁護を続けていた。弁護士が何か可視化がされれば無実の人がわかるという単純なものではないということがひとつ、また仲先生が今おっしゃったラポールというのは実に問題で、それこそフランス語でラポールをプラスのイメージで言っていますが、日本では信頼関係の形成が重要だというのはずっと前から刑事が言っていたことで、そのために完全に事件のこととは無関係な周辺事実から聞いていくとか、家族のことから聞いていくとか、ときには検察官が貧しい生い立ちだったんだということを話していくところから始まっているんです。足利事件の場合でも、弁護人が実に事務的な接見しかしてくれなくて、検察官が実に細やかな質問をあの前に発しているんです。Sさんが弁護人が時々面会に来ないので、検察官の取り調べを楽しみにしていました。それから驚くべきことに事件のMちゃん事件以外の2人の事件についてもやったんじゃないかと追及されるんですが、驚くべきことですが、わずか35分後に2人も殺しましたと彼は自白しているんです。そのテープも残っていました。そのテープの最後に彼はこういうふうに切り出すんです。刑事さん、いいですか。刑事がいいよ。刑事さん本当は厳しいんですけど、本当は優しいんですよという風に、迎合的に言って、刑事がまんざらではない会話をしているんです。私はこれは裁判員が聞いたら、間違いなくSさんは

犯人だと思っています。実に我が国の警察官は、簡単に、可視化されてもテクニックを身に付けるとしています。仲先生が言われるラポールというものの、本当の意味ですね。それを私たちがきちんと身につけないと、弁護人も虚偽の自白を見抜く力を持っていないんです。DNA 鑑定があったから、私は他人事のように言っているんだけど、本当に今の自白が示されたときに、つまり可視化が実現されたときに、これは虚偽だと弁護人が見抜けるかどうかということは、本当にこれからの課題だと思います。諸外国にたくさんある正しい尋問の仕方と間違った尋問の仕方ということに私たちは学んでいかなければならない。これからますます重い課題があると。浜田先生がおっしゃるとおりで、私は可視化がされたから冤罪が少なくなるのではなくて、もしかしたら深刻な冤罪が増えるかもしれないという危機感を持って臨むべきではないかと私は思います。

仲 もしかしたら誤解されたのかもしれないですけど、ラポールは話しやすいけれども、迎合しないというところを作って行く必要があるということは、気持ちとしては同じですし、それが面接法の重要なことではないかなと思っています。

佐藤 大事なことを忘れました。高木さんの報告の前日に、検察官に2時間私はやっていないと話しますが、この時に見事なラポールの形成がされています。どういうことかというと、検事が今まで君の自白を聞いてきたけれども、今日は本当のことを話してほしいんだというんです、検察官は。Sさんは、いいですかと言った後に、実はやっていなかったんですよと言い始めます。検察官はやっていないならやってないでいいとまで言いました。そのために虚偽の、否認のテープが見事に残っているんです。私はこれこそが本当の正しい供述の引き出し方、だけど翌日、自白に転落してしまっているの、今、仲先生が言われるように私も警察の大学校でお話をするんですが、ラポールとはこれこそがラポールなんだと。つまり、やっていないならやっていないで構わないと、本当にその気持ちでインタビューするということだと思います。だから足利のテープは2つのことを教えてくれているわけですね。

司会 どうもありがとうございました。

浜田 ラポールは重要だとは思いますが、司法面接のような限られた時間の
中でのラポールと、日本の今の刑事手続の中でのラポールとは相当違うと考え
ざるを得ない。23 日間取り調べ可能な中でのラポールは実に怖い。冤罪事件
のほとんどが私がやりましたという後、捜査官との間の関係を生きるんです。
犯人として生きるんです。それがラポールになっているんです。だから真犯人
の真実の自白も人間関係、信頼関係から生まれるかもしれませんが、実は虚偽
自白も信頼関係の中で生まれ、信頼関係の中で維持されるという現実があるん
ですね。S さんの場合、なおかつ深刻なのは、法廷で自白を維持したというこ
となんです。法廷という任意性が一番保証されているべき場所で本人は自白を
続ける、それはそれまでの捜査官との関係があり、それ以外の人との私がやっ
ていないと信じてくれる人が誰もいない中で犯人であり続けざるを得なかった
という重い現実があるんですね。そこを考えないと、つまり面接の技法だけを
考えるんじゃないで、捜査手続きを変えていかないと現実的に司法面接が生き
てこないと思わざるを得ない。それは両方で頑張っていかなければいけない。

司会 そうですね。被疑者の心理過程全体を可視化できないと供述だけを可視
化するだけではダメだということと、先ほどから小坂井先生が言われているよ
うに弁護実践という点にもラポールの問題を、どう取り込んでいくかというの
が大きな問題だと思います。じゃあ、続いて 2 番目の点で渕野先生に振ったん
ですが、先ほど仲先生の方から黙秘も重要な情報ではないかというサジェス
ションがあったんですが、改めて日本において黙秘権の保証がどのような意味
をもっているかというのを今日のお話を聞いての感想を含めてお話いただけれ
ばと思います。

渕野 黙秘の意義というのは、もちろん違法な取り調べを防ぐための武器だとい
うこともあるんですが、より本質的なところで私は、2 つの意義があるのだ
はないかと思います。ひとつは仮にその人が真犯人だったときに、真犯人がそ
こで供述をするということは結局、その供述が使われて自分が死刑になったり、

刑務所に入れられたりするわけです。そういった自らを破壊するような行為を強制されない、いわば人間の尊厳、人格の尊厳を守るために黙秘権は必要なんだろうと。もうひとつ、こちらの方が今日のテーマからは重要だと思うんですが、実際にはやっていない人が供述を迫られた時に黙秘権ということがやはり大きな意味を持っていて、先ほど仲先生がおっしゃったんですが、確かに私たちはやっていないならやっていないって説明してくれよと求めたくなるんですが、それを求めると結局、その被告人に無罪であることの証明を求めることになってしまいます。そしてその被告人が無罪を証明できないと、無罪を証明できなかったという理由で有罪判決を支持したり、有罪判決を下してしまうということになる。ここが大きな問題なんだろうと思います。だからこそ、刑事裁判では全ての立証責任を検察官に負わせて、被告人側は無罪であることの立証責任を負わない。だからこそ、何も喋らなくてもいいんだと。何も喋らないことによって、被告人に無罪の証明を負わせないという非常に重要な機能を黙秘権は果たしているんだだろうと思います。そのことによって、ここはちょっと心理の先生と、刑訴法との基本的な考えの違いかなと思うんですが、やはり心理の先生はいい供述をたくさんしたもらうことによって、真実を明らかにすることによって冤罪を防ごうという風に考えられるんだと思います。法律学は逆説的で、喋らなくていい、供述は取れないという前提で出発して、そうすると事実が解明できない事件は増えるんですね。これも必然です。最後まで審理をしても結局どっちかわからないという事案は増えます。だけどどっちかわからない場合には無罪にするというルールを定めることによって冤罪を防ごうと考えるので、基本的な発想の違いを、違いがあるということを認識しながら、その中でそれをどう紡ぎ合わせて、ルールの中で一番いい方は何かということを考えていかなければいけないと思います。

司会 ありがとうございます。法律学、規範学である法律学と、人文科学の実験科学的な手法を取る心理学との違いを踏まえた上でお互いのいいところを用いて行く、そういう新しいステップを我々も望みたいと思います。最後の3番目のポイントで、黙秘権が実際には不利益、被告人に不利益に働いている国があると仲先生がご指摘くださいました。ディクソン先生、オーストラリアで

はどのように考えられているのでしょうか。黙秘権はどのような働きになるのでしょうか。

ディクソン もっとオーストラリア、イングランドの話に広げた方がいいのかもしれない。申し上げたようにかなり研究を広く行ってまいりました。そしてその研究の結果をまとめますと2つ、あるいは3つのポイントに集約できると思います。まず、黙秘権の行使というのは警察が誇張していると思います。実際に被疑者が黙秘権をずっと続けているという例が実は少ないんですね。理由はたくさんありますが、2点目ですが、黙秘を続けるということは、だからといって、被疑者にとってはベネフィットがあるかということですが、この有罪を逃れられるかどうかということ、イギリス、ニュー・ウェルスでの変化ですが、イギリスではだからといって自白が増えるということにはなっていません。実際に法律的な大きな変化があるかどうかということではなくて、むしろ政治的な問題としての黙秘権のとり扱いが大きいのではないかと思います。もうひとつ申し上げたいんですが、S事件についてよくわかりませんが、私の理解ではこの方は無罪であったと。では、真犯人はどうするのですか。なぜその話をしないんですか。刑事司法の本当の問題はそこに改革が必要なんです、なぜ何年も何年も無罪の人を追いかけている、そのことによって真犯人のことを忘れてしまっているのではないのでしょうか。実際にその女の子を殺して捕まっていない、有罪の犯人を逃してしまっているということが刑事司法の問題であり、それに直面すべきだと思います。日本全般的な問題かどうかはわかりません。日本の刑事司法については何も知りませんが、オーストラリアでは、イングランドでは、最終的には刑事司法というのは要は、悪いことをやって捕まらないのは問題であるので、それを変えなければいけないということであり、ます。これまでの改革はゆっくり過ぎて不十分だ、そして裁判官はもはや警察官の証拠がきちんと集められたものでなければ使わないと言い出したわけであり、ます。日本に問題があるかどうかはわかりませんが、問題があるとすれば、裁判官自身が主張をして、これではよくない、警察に対して証拠を持ってくるのであれば、それがきちんとした証拠でなければ裁判所では受け入れないし、国際的な基準にあったものでなければもはや受け入れないということを表明す

べきではないでしょうか。

司会 日本の裁判所における証拠不採用の現状を非常に厳しい、国際的な批判を表しているのではないかと思います。ちょうど今、国連の人権規約委員会で日本の人権状況について質問がほぼ終わっている状態だと思いますが、その中で例えば日本の取り調べ時間の長さ、弁護人がついていない状況というのを国際的に批判されています。にも関わらず、日本の裁判所は国際的な批判を全く受け付けなくて、23日間であれば、身柄を拘束したあとの供述でも許容するというのが日本の実情です。私が司会として答えられるのは、やはり日本の裁判所、裁判官が被疑者、被告人の人権状況のウォッチャーあるいはプロテクション、保護者になっていない。これは検察官や弁護士、警察官の責任だけではない。今日ほとんど触れられることはなかったですが、裁判官、裁判所の責任は極めて重いと思いますので、これを答えとしておきたいと思います。次にパク先生、韓国の状況を教えていただけますか。

パク ジョ先生が通訳をしてくださるそうなので、韓国語でさせていただきます。韓国におきましては黙秘権は憲法で保証されています。しかし実際は、その黙秘権を実行するということは滅多にありません。2つの見方をしなければいけません。まずは、捜査官が尋問するときに黙秘権があるということを認めなければいけませんし、2つ目に黙秘権は裁判所においても認められなければいけません。裁判所においては検察が面接をするという権利を持っているわけです。ですから黙秘権を見るときに2つの層、2つの段階で見ていかなければいけないと思うのです。裁判所における黙秘権の方が重要性を持っていると思います。被疑者が黙秘権を実行しなくても、捜査の段階で実行しなくても、さらに裁判の段階において黙秘権を行使すると言う権利を持っていると考えます。また、指摘したいのは、可視化の意味ですが、韓国においてはまず、焦点は信頼性のある被疑者からの自白をとる、供述をとるということにあります。もっと焦点は取り調べのプロセスをちゃんとコントロールするというのが重要だと思います。じゃあ質問してもいいですか。韓国においては被告の黙秘をもってこの有罪の証明、被告人の不利益に考えることはできるのですか。実証

的な調査をいたしまして、この黙秘権について、これを被告人の見方と捜査官の見方を調査しました。そしてそれを行使するということの見方が違うのです。捜査官は被疑者がこの黙秘権を執行するということになりますと、これは有罪の推定をするということになりますし、被疑者が黙秘権を行使するということになりますと、非協力的であると見てしまうのです。ですから、協力しなければいけないというふうに思って、それはすなわち被疑者にとって不公正な状況を作り出すということになると思います。

被疑者が黙秘権を行使しますと、しかし、有罪であるという風に認められますと、被疑者がそれは量刑の時に不利益を被るということになります。これが黙秘権で被告人の権利として行使されたとしても、とてもデリケートな問題になると思います。

司会 質問や議論を続けたいところですが、是非皆さん、懇親会にも残って海外のスピーカーの方に質問をしたり、国内のスピーカー、コメンテーターの方と意見交換の時間を持っていただきたいと思います。

サトウタツヤ（立命館大学教授）

司会 終了の時刻が迫ってまいりました。最後のクロージング・リマークスを
 本学の心理学の教授であるサトウタツヤ先生にお願いをして、締めとさせていただきます。

サトウ ただいまご紹介にあずかりましたサトウでございます。今日は皆様、
 ありがとうございます。最後ですね、クロージングということでご挨拶をさ
 せていただきます。今日は朝から8時間、このひとつのテーマについてご賛同
 いただきまして、どうもありがとうございます。海外の先生方は日本人はワー
 クホリックで困るなと驚いていらっしゃるかもしれませんが、考えられる限り、
 最有力な先生方、海外からの先生方、弁護士の先生方をお招きすることができ
 て、我々としては喜んでおりますし、また誇りとするところであります。共催
 関係、後援のみなさまにもご協力をいただきまして、このような会を持てまし
 たことも喜びであり、誇りとするところであります。議論の内容についてまと
 めることはしませんが、いくつか話をさせていただきますと、今日は記録化の
 お話だったんですが、エンコーディング、記録するということはエンコーディ
 ングなんですが、これを読み解く、ディコーディングが大事なんだということが
 がひとつ明らかになったことだと思います。そういうところにも議論を発展さ
 せていただければと思います。また日本においては裁判員裁判に限られるとい
 うことでしたが、先ほど浜田教授が夢見が悪いということで警察官に講義され
 ているということでしたが、まさに先ほど本学1年生の方が質問されていたよ
 うに、彼女が20歳で裁判員になったとして、17年後、40年後に冤罪がわかる
 ということが起きるかもしれないわけです。我々市民社会における裁判のあり
 方を考える上でも、記録化の問題、可視化されたということが終わりではなく
 て、まさに始まりで、エンコーディングの問題、ディコーディングの問題を考
 えていかなければいけないと思います。また、それを支えている捜査文化とい
 うんですかね、23日間という長い時間拘留するということについても考えてい

かなければいけないと思います。ちょっと外国の方に伝わるかどうかかわからないんですが、私があるときに23日間、拘留されるとお話したところ、まず23時間か、それは長いという風に言われた。その次にIs it legal? つまり日本の司法システムがリーガル（合法）か？と聞かれたということで大変驚いたという記憶があるんですが、そういうようなことも含めて考えていかなければいけないと思った次第です。もうひとつ、そのジャスティスシステム（司法制度）はジャスティス（公正・正義）なのかということも言われたことがあります。日本のジャスティスのシステム、リーガルのシステムを世界との関係で考えていかなければいけないという風に思います。

ここでちょっと自分自身のことにも触れると、振り返らせていただきたいんですが、私が法と心理の世界に足を踏み入れたというか、足を踏み入れさせられたのは、私が福島大学に赴任した1994年のことですので、実に20年前のことです。その時浜田先生はフロンランナーとして、その背中を見ながら私たちも一生懸命やっていて、この20年後にこのような大きな会を持てたということは、私自身も感慨深く思っているところであります。しかし、ただただ道半ばだなと思っておりまして、ここにおられる皆様とさらに研究、あるいは実践を積み重ねていきたいと思っているところであります。実は立命館大学は来年度、大阪に新しいキャンパスを作ることになっています。最初に講演をした稲葉教授、政策科学部の教授ですが、彼は2015年は大阪で教鞭を取ることにしています。そして来年度、その大阪の地でパンパシフィックの法心理学会というものを開きたいと思っています。法と心理というのはそれ自体がトランスディスプリナリー（学融）な領域であります。トランスというのを融合の融と訳そうという運動を私はしているんですが、インターではなくて、トランス、2つの法と心理が融合していく、国と国の知識が融合していくというようなことを2015年度、大阪の地で始めたいと思っていますので、ここにいらっしゃる皆様と大阪で再会できるのを楽しみにしてまいりたいと思っています。今日は8時間という長きにわたってシンポジウムが続けられたのですが、この企画を立てられたのは元立命館大学、現成城大学の指宿教授でありまして、これだけ有力な先生方、弁護士の先生方をお招き出来たのは指宿先生の力だと深く感謝しております。また進行については各部の先生方が実に手際よく時間をキー

ブするということをやっただきまして、このように長い時間ですが、時間通りに進行出来たと感謝しております。ここに最後ではありますが、感謝申し上げます。よろしければ拍手をお願いします。私が締めさせていただきますが、以上を持ちまして今日のシンポジウム、日本の言い方ではお開きというんですが、閉じるのではなく、お開き、未来に向かって開くという意味ですが、おしまいにさせていただきます。参加している私たち自身、そして海外から来ていただいた先生方、登壇していただいた先生方に感謝を申し上げて、拍手でおしまいにしたいと思います。どうもありがとうございました。

インクルーシブ社会研究 7
Studies for Inclusive Society 7

取調べと可視化
—新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学—

Transparency of Interrogation:
Innovative Data Recording and Analysis by the Human Science

編集担当：稲葉 光行・若林 宏輔

文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
「インクルーシブ社会に向けた支援の〈学＝実〉連環型研究」
社会的包摂に向けた修復的支援の研究チーム

2015年 3 月16日印刷 2015年 3 月31日発行

発 行 立命館大学人間科学研究所
 <http://www.ritsumeihuman.com/>
 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
 T E L (075) 465-8358
 F A X (075) 465-8245

印 刷 株式会社 田中プリント
 〒600-8047 京都市下京区松原通麩屋町東入
 T E L (075) 343-0006
 F A X (075) 341-4476

